

寒川町地域防災計画 (案)

寒川町防災会議

目 次

第1編 総 則

第1部 地域防災計画の方針

第1章 地域防災計画の目的及び性格	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 計画の性格	1
第4節 神奈川県地域防災計画との関係	2
第2章 本町の特質	2
第1節 自然的条件	2
第2節 社会的条件	3
第3章 被害想定	3
第1節 地震	3
第2節 地震災害対策計画策定のための条件	6
第3節 想定雨量	6
第4章 計画の推進主体とその役割	7
第1節 計画の進め方	7
第2節 防災関係機関の実施責任	7
第3節 町民等の責務	8
第4節 防災機関の処理すべき事務、業務の大綱	9
第5章 防災組織	13
第1節 防災組織	13
第2節 防災関係機関の防災組織	14
第3節 自主防災組織	14
第4節 災害ボランティアの体制づくり支援	14

第2編 地震災害対策

第1部 地震災害対策の計画

第1章 地震防災対策計画の推進	15
第1節 計画の目的、性格	15
第2節 計画の推進管理	15
第2章 都市の安全性の向上	16
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	16
第2節 防災空間の確保	17
第3節 道路、橋りょう、鉄道等の安全対策	17
第4節 津波対策	18
第5節 斜面崩壊防止対策等の推進	18
第6節 ライフラインの安全対策	18
第7節 液状化対策	19
第8節 危険物施設等の安全対策	19
第9節 建築物の安全確保	20

第10節	火災予防対策	21
第11節	避難対策（避難計画、避難場所の整備）	23
第3章	災害時応急活動事前対策	24
第1節	災害時情報の収集、提供体制	24
第2節	災害対策本部等組織体制	25
第3節	救助、救急、消火活動体制	25
第4節	警備、救助対策	26
第5節	避難対策	26
第6節	女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等に対する対策	28
第7節	飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策	29
第8節	医療、救護、防疫対策	29
第9節	文教対策	30
第10節	緊急交通路及び緊急時の輸送路等の確保対策	31
第11節	建築物等対策（危険度判定、応急修理）	32
第12節	ライフラインの応急復旧対策	33
第13節	広域応援体制	34
第14節	自主防災活動組織	34
第15節	防災知識の普及	35
第16節	防災訓練の実施	36
第4章	災害時応急活動計画	37
第1節	災害時情報の収集伝達	37
第2節	災害対策組織の拡充（災害対策本部の設置、動員計画等）	40
第3節	救助、救急、消火及び医療救護活動	45
第4節	避難所の設置・運営	47
第5節	保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動	52
第6節	飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達、供給	55
第7節	文教対策	56
第8節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	58
第9節	警備、救助対策	62
第10節	ライフラインの応急復旧活動	64
第11節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	71
第12節	広域的応援体制	72
第13節	災害救助法の適用	75
第14節	二次災害の防止活動	77
第15節	被災地の応急対策（障害物の除去、応急仮設住宅等）	78
第16節	地区住民の協力	80
第17節	津波災害対策	81
第5章	復旧・復興対策	83
第1節	復旧・復興に関する事前対策	83
第2節	復旧・復興対策	86

第2部 東海地震に係る事前対策（地震防災強化計画）

第1章 本計画の目的	99
第1節 東海地震に関する事前対策の目的	99
第2章 予防対策	99
第1節 緊急整備事業	99
第2節 地震防災応急計画の作成義務等	100
第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及	100
第3章 警戒宣言発令時等対策	100
第1節 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応	101
第2節 警戒宣言が発せられた場合の対応	101
第3節 警戒宣言前の準備行動	102
第4節 東海地震に関する情報、警戒宣言の伝達	102
第5節 広報対策	103
第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	104
第7節 事前避難対策	104
第8節 火災、救急救助	105
第9節 施設・設備等の点検及び緊急にとるべき措置	107
第10節 警備対策	107
第11節 道路・交通対策	108
第12節 緊急輸送対策	109
第13節 鉄道等の公共輸送対策	111
第14節 児童・生徒等保護対策	113
第15節 医療機関、福祉施設対策	115
第16節 不特定多数が出入りする施設の対策	116
第17節 ライフライン対策	117
第18節 金融機関の措置	118
第19節 事業所等の措置	118
第20節 救援対策等	119

第3編 風水害対策

第1部 風水害等災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	120
第1節 計画的な土地利用と市街地整備	120
第2節 治水対策	120
第3節 河川改修	121
第4節 下水道整備	122
第5節 水害予防施設の維持補修	122
第6節 崩壊危険地等の災害防止	122
第7節 造成地の災害防止	123
第8節 建築物の安全確保	123
第9節 地盤沈下の防止	124
第10節 ライフラインの安全対策	124

第2章 災害時応急活動事前対策の充実	124
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	124
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	125
第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充	126
第4節 警備・救助対策	126
第5節 避難対策	126
第6節 高齢者、障害者等に対する対策	128
第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策	129
第8節 医療・救護・防疫対策	130
第9節 文教対策	130
第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	131
第11節 ライフラインの応急復旧対策	131
第12節 広域応援体制の拡充	131
第13節 自主防災活動の拡充	131
第14節 防災知識の普及	131
第15節 防災訓練の実施	132

第2部 災害時の応急活動計画

第1章 組織計画	133
第1節 災害発生直前の対策	133
第2節 災害対策組織	134
第3節 動員計画	135
第4節 防災関係機関の活動体制	135
第5節 労務供給計画	136
第2章 災害の情報収集伝達	136
第1節 気象情報等の受理伝達	136
第2節 被害情報等の収集・報告	139
第3章 通信の確保	139
第1節 通信手段の確保	139
第2節 東日本電信電話(株)の措置	140
第4章 災害時の広報・広聴	141
第1節 町の広報活動	141
第5章 水防対策	142
第6章 災害救助法の適用	143
第7章 緊急輸送対策	143
第8章 火災対策	143
第9章 避難対策	143
第10章 警備対策	143
第11章 医療救護・防疫対策	143
第1節 医療救護対策	143
第2節 防疫体制	144
第12章 清掃対策	144
第13章 遺体の埋葬、行方不明者の捜索	144
第14章 救援対策	144
第15章 ライフライン施設の応急対策	144

第16章 文教対策	144
-----------	-----

第3部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興に関する事前対策	144
第2章 復旧・復興対策	144

第4編 特殊災害対策

第1章 危険物等の災害対策	145
第1節 危険物・高圧ガス・毒劇物	145
第2節 放射性物質災害対策計画	146
第2章 大規模事故対策	147
第1節 鉄道	148
第2節 航空機	149

第 1 編 総 則

第 1 部 地域防災計画の方針

第 1 章 地域防災計画の目的及び性格

第 1 節 計画の目的

この計画は、地震、風水害及び大規模な火災等災害全般に関して、総合的な指針及び対策を定めたものであり、これを有効適切に活用することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の構成

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づく寒川町地域防災計画の構成は、次のとおりとする。

第 1 編 総則

第 1 部 地域防災計画の方針

第 2 編 地震災害対策

第 1 部 地震災害対策計画

第 2 部 東海地震に係る事前対策（地震防災強化計画）

第 3 編 風水害対策

第 1 部 風水害等災害予防計画

第 2 部 災害時の応急活動計画

第 3 部 復旧・復興対策

第 4 編 特殊災害対策

資料編

第 3 節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、町及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。

また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条に基づき町長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき定められる水防計画等防災に関する各種の計画を包含する計画である。なお、この計画のうち、「第 2 編 地震災害対策」は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

さらに、この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとし、この計画に基づく諸活動を行うにあたって、町及び防災関係機関は、平素から研究、訓練等により計画の習熟に努めるものとする。

第4節 神奈川県地域防災計画との関係

この計画は、神奈川県地域防災計画との整合性、関連性を有する。

第2章 本町の特質

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、神奈川県の中央部を流れる相模川の左岸に位置（東経139度22分20秒～139度24分30秒、北緯35度20分50秒～35度23分50秒）し、標高5～27mにあり、東京から西に50kmあまり、東は藤沢市、西は平塚市、南は茅ヶ崎市、そして北は海老名市と接している。

面積は13.42km²、東西2,939m、南北5,480mの長方形の地形をなし、北部、西部は畑及び工場地帯からなり、中央部から東部にかけて住宅地帯、田畑が散在している。

地理的条件にも恵まれ、交通の便もよく東京、横浜方面へ1時間以内で通じるため、京浜方面との交流も容易である。

2 地形

本町の地形は、東北部の丘陵地と相模川とその支流である目久尻川、小出川に沿う低地部によって構成されている。

3 地質、地盤

地質的には、第4紀の古期、新期ローム層、礫、砂、泥等からなる沖積層等の未固結堆積物あるいは半固結堆積物が表層には分布している。低地部では、広く砂礫質の地盤が分布している。

4 気象

本町における年間平均気温は約15度、夏期平均気温（7月～8月）は約26度、冬期平均気温（1月～2月）は約5度で、比較的温暖な気候である。

年間降雨量は約1,800mmで、梅雨期の5月、6月及び台風期9月に降水量が多いほかは、特に目だった特徴はみられない。また、年間平均速度は、秒速約3.6mである。

第2節 社会的条件

1 人口と世帯

本町の人口は、平成25年10月1日現在47,521人であり、1km²当たりの人口密度は3,541人である。また、世帯数は18,631世帯である。

2 土地利用状況

本町は全域が都市計画区域で、その内訳は市街化区域が約52%、市街化調整区域が48%である。

市街化区域の土地利用は住宅用地が最も多く、続いて工業用地となっている。また、市街化調整区域の土地利用は農地等の自然的土地利用が大半を占めている。

土地利用の動向は、住宅用地、工業用地、商業用地の割合に大きな変化はないが、農地は減少傾向にあり、道路用地は増加傾向にある。

3 建築物

町内の建築物の約78%は木造の建物で、うち約93%が住宅として用いられている。また、非木造の建物の約51%が住宅として用いられている。

4 道路

本町は、西側に県内最大の河川である相模川が流れており、この相模川に並行するようにさがみ縦貫道路が一部開通した。今後、全線開通すれば、町外や県外からのアクセスがより便利になる。

また、住宅地区内の道路は旧市街のため、一部幅員も狭く未整備な道路もある。

第3章 被害想定

第1節 地震

1 地震被害想定之目的

地震被害想定は、対象とする地域に発生すると考えられる地震の特徴を過去の地震等から特定し、発災時間、気象条件等を一定の条件にし、かつ対象地域の地勢、土地利用、都市施設の状況、産業の立地状況等を前提に、そこで地震が発生した場合の被害の様相を想定するものであり、その被害を最小限にするための対策や、その被害に見合った応急、復旧対策を検討して行くために活用することを目的とするものである。

2 地震被害の想定

地震被害の想定は、神奈川県地震被害想定調査報告書（平成21年3月）に基づいている。

本町に影響を与える地震として、神奈川県の調査に基づき、次の9つの地震の発生を想定した。

【神奈川県に影響を与える地震】

地震の名称	震源	規模 (マグニ チュード)	予想 震度	液状化	切迫性
東海地震	海溝型(駿河 トラフ)	8	6弱以上 (町の震度 5弱以上)	可能性、少	ある
南関東地震	海溝型(相模 トラフ)	7.9	6弱以上 (町の震度 6弱以上)	可能性、大	100～200年 先
神奈川県西部地震	神奈川県 西部地域	7	6弱以上 (町の震度 5弱以上)	可能性、少	ある
神奈川県東部地震	県庁直下	7	6弱 (町の震度 6弱以上)	可能性、少	高くない
(参考)南関東地震 と神縄・国府津一松 田断層帯連動地震	南関東地震 及び神縄・国 府津一松田 断層帯連動 地震の震源 域	7.9	6弱以上 (町の震度 6弱以上)	可能性、大	100～200年 先
神縄・国府津一松田 断層帯地震	同断層帯と その海域、延 長部	7.5	6弱以上 (町の震度 6弱以上)	可能性、大	ある
三浦半島断層群の 地震	活断層型(三 浦半島断層 帯)	7.2	6弱以上 (町の震度 5強以上)	可能性、少	ある
東京湾北部地震	南関東直下 (プレート 境界型)	7.3	6弱 (町の震度 5強以上)	可能性、大	ある
(参考)元禄型関東 地震	海溝型(相模 トラフ) ※津波の想 定のみ	8.1	—	—	今後100 年以内に発 生する確率 は少ない

3 災害履歴

地震災害は、関東大震災（1923年）、本町の住宅全壊率は65%に達し、地震動による被害の他に液状化も発生している。

4 建物被害

建物の全壊被害棟数は、南関東地震で5,770棟、東海地震で310棟と想定される。

5 津波による浸水

特に津波危険度の高い地区は認められないが、相模川を津波が遡上する可能性もあるため、周辺地域で津波に対する警戒が必要である。

6 道路被害

南関東地震及び神縄・国府津－松田断層帯の地震の場合、町内に「橋梁などで大規模損傷が想定される区間」が想定される。

7 ライフライン被害

(1) 上水道

湘南東ブロック（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）の上水道供給支障率は、南関東地震で発生から3日が100%、4日から7日で50.0%と想定される。また、東海地震の場合で、発生から3日が10.0%、4日から7日で1.0%と想定される。

(2) 電力

配電設備の被害のほとんどは、火災による焼失、溶断によるもので、供給支障率は、南関東地震の場合で、発生から3日が66.4%、4日から7日で40.0%と想定される。また、東海地震の場合で、発生から3日が0.2%、4日から7日で0.0%と想定される。

(3) 都市ガス

南関東地震では、ガス導管に被害が生じ、供給支障率は発生から3日が100%、4日から7日で94%と想定される。

(4) プロパンガス

地震動により、ガスの漏えいが考えられるが、プロパンガス容器にガス放出防止器がついている場合は、同じ地震動でもガスの漏えいはほとんどないと考えられる。家屋の倒壊又はホース部等の破損により、ガス器具の機能停止が想定される。

(5) 通信・電話

地震発生時には、電話回線が、一時期集中的に使用され、ふくそう状態になる可能性が高くなる。また、軟弱地盤等により、電柱の倒壊、火災延焼によるケーブル焼失等により、通信の途絶が考えられる。

機能支障率は、南関東地震の場合で、発生から3日が100%、4日から7日で84.5%と想定される。また、東海地震の場合で、発生から3日が2.8%と想定される。

(6) 下水道

地震発生時の地震動及び液状化による管路等の破損を想定している。

第2節 地震災害対策計画策定のための条件

地震発生の切迫性は、想定する地震によって現在から数百年以上と幅がある。したがって、より切迫性の高いものから、短期的に対応できる対策を推進し、最終的には、数百年先に発生するかもしれない地震についても、構造物が壊れない、壊れても人を傷つけない、まちづくりを目指していく。

1 短期的目標（5か年以内）

大規模地震対策特別措置法制定の契機ともなり、その切迫性が言われる東海地震及び南関東直下の地震のうち、より切迫性が高いとされる神奈川西部地震と、危機管理上、発生した場合に人的被害が大きく、迅速な応援体制が求められると考えられる神奈川東部地震について、災害時応急活動事前対策の充実を中心に進める。

2 中期的目標（10か年以内）

南関東地域直下の地震について、いつどこでマグニチュード7クラスの地震が発生しても対応できるよう災害時応急活動事前対策の充実を図るとともに、都市の安全性の向上に向かって、特に防災上重要な構造物の耐震化を進める。

3 長期目標（10か年超）

地震発生の切迫性はないが、将来、神奈川県に多大な被害が想定される南関東地震について、都市そのものの耐震力、防災力を強化し都市の安全性の向上を進める。

目標	対象とする地震	対策の主眼
短期的目標 (5か年以内)	東海地震 南関東地域直下の地震 神奈川県西部地震 神奈川県東部地震	災害時応急活動事前対策の充実
中期的目標 (10か年以内)	南関東地域直下の地震 (県全域)	災害時応急活動事前対策の充実 都市の安全性の向上 (防災上重要な施設を中心)
長期的目標 (10か年超)	南関東地震	都市の安全性の向上

第3節 想定雨量

横浜地方気象台の気象統計で、降水量の近年の兆候として、日降雨量200mmを越すスポット的な豪雨が目立っていることと、県の都市河川重点整備計画で、1時間当たり50mmの降雨に対応した治水安全度の確保を図っていることから、これを想定雨量とする。

第4章 計画の推進主体とその役割

第1節 計画の進め方

○地域の防災力を向上させるためには、町、県、町民、企業、その他の防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組みを進めることが基本である。また、国の支援も重要である。

○地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画は、長期的には災害に強いまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動計画を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めることが求められる。

○災害が発生した時には、町民や地域の主体的な取組みと、町の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減・減少させることになる。

そのため、町民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるという認識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加などの事前の準備を行うとともに、災害の発生時には、自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、高齢者、障害者等の救助、避難所における自発的行動など、地域の防災組織、消防団、町役場等と連携した防災活動を実施することが重要である。

○町は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急活動対策の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要である。

県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援策を講じるとともに、大規模災害の場合は国や全国の自治体の支援を求める。

○このように、地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画は、いずれの場面であっても、関係者の主体的な取組みと連携が大切である。そこで、平常時においては、寒川町防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗を図る。

災害発生時には、町、県等の防災機関の災害対策本部において、応急活動対策の調整を行う。

第2節 防災関係機関の実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導又は助言等の措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行えるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の活動に協力する。

6 自衛隊（陸上自衛隊座間分屯地第4施設群）

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を実施する。また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第3節 町民等の責務

1 町民

(1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、1週間分（最低でも3日分）の食糧・飲料水等の備蓄や家具の転倒等防止対策の実施等の予防対策など、町民自らが防災対策を行う。

(2) 「皆の地域は、皆で守る」ため、自主防災組織の活動への積極的な参画に努める。

(3) 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。

(4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するよう努める。

(5) 原則、毎月第一日曜日を「家族防災会議の日」と定め、家族で災害時の連絡体制や行動についてのルールづくり等、防災についての話し合いの場を持ち、防災に対する意識を高めるよう努める。

2 企業

(1) 日ごろから、食糧、飲料水等の備蓄、消火、救出救助等のための資機材の整備、また、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

(2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。

(3) 災害が発生した場合には、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務、業務の大綱

1 町

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) その他の災害応急対策
- (14) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 湘南地域県政総合センター
 - ・ 所管区域内の市町、県機関及び関係機関等の災害応急対策活動の総合調整
 - ・ 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告
- (2) 藤沢土木事務所
 - ・ 管内区域の県管理道路、橋りょう等の応急対策
- (3) 厚木土木事務所
 - ・ 相模川管内区域の河川管理施設等の被害調査及び災害復旧
- (4) 流域下水道整備事務所
 - ・ 相模川流域下水道の被害調査及び災害復旧
- (5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所
 - ・ 飲料水の確保
 - ・ 被害施設の調査及び復旧
- (6) 茅ヶ崎保健福祉事務所
 - ・ 管内区域の保健衛生対策
 - ・ 災害救助法による救助活動
- (7) 茅ヶ崎警察署
 - ・ 警備全般

3 指定地方行政機関

- (1) 農林水産省関東農政局**横浜地域センター**
 - ・災害時における**応急用食料に関する連絡調整**
- (2) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
 - ・管内区域の河川管理施設等の被害調査及び直轄河川管理施設の災害復旧
- (3) 気象庁横浜地方气象台
 - ・気象警報の発表及び伝達
 - ・防災気象知識の普及及び指導
 - ・気象災害防止のための統計調査
 - ・津波警報・噴火警報等の伝達及び地震火山災害防止に関する調査
- (4) 厚生労働省神奈川労働局藤沢労働基準監督署
 - ・工場事業所における労働災害の防止
- (5) 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所
 - ・管内区域の国道の被害調査及び災害復旧

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社寒川駅
 - ・鉄道、軌道施設の整備、保全
 - ・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ・災害時の応急輸送対策
 - ・鉄道、軌道関係の被害調査及び復旧
- (2) 東日本電信電話株式会社神奈川支店
 - ・電気通信施設の整備及び点検
 - ・電気通信の特別扱い
 - ・電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 東京電力株式会社平塚**支社**
 - ・災害時における電力供給及び確保
 - ・電力供給施設の整備及び点検
 - ・被災施設の応急対策及び災害復旧
- (4) 東京ガス株式会社湘南導管ネットワークセンター
 - ・災害時におけるガス供給及び確保
 - ・被災施設の被害調査、応急対策及び災害復旧
- (5) 日本郵便株式会社寒川郵便局
 - ・郵便、為替、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全
 - ・救助物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付
 - ・為替貯金、簡易保険、及び郵便貯金の非常扱い
 - ・被災者の救援を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金免除
 - ・地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理
- (6) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ・医療救護班の派遣
 - ・救援物資の配分及び備蓄
 - ・血液製剤の確保及び供給
 - ・救助に関する団体、個人による協力活動の連絡調整

- ・義援金、救援金の募集
- (7) 日本通運株式会社湘南支店
 - ・災害対策用緊急物資の輸送確保
 - ・災害時の応急輸送対策
- (8) 神奈川県中央交通株式会社茅ヶ崎営業所
 - ・被災地人員輸送確保
 - ・災害時の応急輸送対策
- (9) 神奈川県相模川左岸土地改良区
 - ・土地改良施設の整備
 - ・農地湛水の防排除活動
 - ・農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (10) 社団法人神奈川県トラック協会
 - ・災害時における医療救護活動に関する輸送の実施
- (11) 報道関係機関
 - 読売新聞社、神奈川新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、東京新聞社、NHK、
tvk、ジェイコム湘南、レディオ湘南（藤沢エフエム放送）、FMカオン（海
老名エフエム放送）
 - ・災害状況及び災害対策に関する報道

5 公共的団体及び防災上重要な関係機関等

- (1) 寒川町商工会
 - ・町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力
 - ・災害時における物価安定についての協力
 - ・救援物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (2) さがみ農業協同組合
 - ・町が行う被害状況調査及び応急対策の協力
 - ・農作物の災害応急対策の指導
 - ・被災農家に対する融資、斡旋
 - ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
 - ・農作物の需給調整
- (3) 社会福祉法人寒川町社会福祉協議会**
 - ・**寒川町災害ボランティアセンターの設置、運営**
 - ・**災害ボランティアの支援、育成**
 - ・**災害ボランティア受け入れのための資器材の備蓄**
 - ・**義援金等の申請、受付**
 - ・**ボランティア組織との連絡調整**
- (4) 一般社団法人茅ヶ崎医師会**
 - ・医療及び助産等救護活動の実施
 - ・救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
 - ・防疫その他保健衛生活動の協力
- (5) 一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会**
 - ・死体の歯形等の調査、分析による身元の判明
- (6) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会**
 - ・救護活動に必要な医薬品の提供

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における収容者の保護及び誘導
- ・災害時における病人等の収容及び保護
- ・災害時における負傷者の医療と助産

(8) 社会福祉施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における収容者の保護

(9) 金融機関

- ・被災事業者に対する資金の融資

(10) 学校法人

- ・避難施設の整備と避難訓練の実施
- ・災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(11) 寒川町建設業協会

- ・応急対策用資機材及び車両確保の協力
- ・応急対策に必要な労働力の確保

(12) 神奈川県建物解体業協会

- ・被災した建物の解体
- ・災害廃棄物の撤去

(13) 公益社団法人神奈川県エルピーガス協会茅ヶ崎寒川部会

- ・プロパンガス消費設備の安全指導の徹底
- ・応急燃料の確保
- ・被災地に対する燃料の補給

(14) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者

- ・安全管理の徹底
- ・防護施設の整備

(15) 自治会自主防災組織

- ・防災訓練の実施
- ・防災用資機材の備蓄
- ・災害時における情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策

(16) 神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会

- ・被災地域・被災住民の復興支援

6 自衛隊（陸上自衛隊座間分屯地第4施設群）

- (1) 人命又は財産の保護のために緊急を要する救助、救援及び応急復旧
- (2) 災害救助のための防衛庁が管理する物品の無償貸与及び譲与

第5章 防災組織

町、県、防災関係機関は、総合的な防災体制を確立するため、防災会議等の防災上重要な組織を整備するとともに、相互の連携強化を図る。

第1節 防災組織

1 寒川町防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条

(2) 所掌事務

- ・寒川町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- ・町の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- ・前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 組織

会長＝町長

↓

委員 指定地方行政機関の職員
県知事部内の職員
県警察の警察官
町議会の議長
町長部局の職員
教育長
消防長及び消防団長
指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
公共的団体の職員

2 寒川町災害対策本部

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

(2) 所掌事務

寒川町地域防災計画の定めるところにより、町域の災害予防及び災害応急対策の実施

(3) 組織

本部長＝町長

↓

副本部長＝副町長、教育長

↓

本部員＝部長

↓

班長＝担当参事、課長等

第2節 防災関係機関の防災組織

町域を所管し又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画及び防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

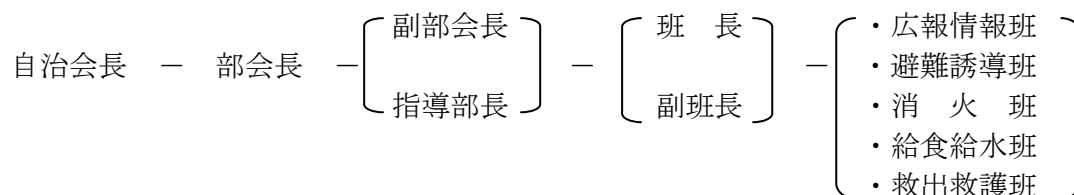
第3節 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、自治会を単位として設置する。

2 組織構成

自主防災組織の編成は、それぞれの規程で定めるところによるほか、例示を示すとおりとする。



第4節 災害ボランティアの体制づくり支援

町は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう寒川町社会福祉協議会、県災害救援ボランティア支援センター（かながわ県民活動サポートセンター・ボランティア活動サポート課）等と連携し、災害ボランティアの体制づくりを支援する。

また、寒川町災害ボランティアセンターの設置及び運営については、別途マニュアル等で定め、町、寒川町社会福祉協議会、さむかわ災害ボランティアネットワーク等との連携・協力により、災害ボランティアの活動が効率よく行われるよう円滑な運営に努める。

第2編 地震災害対策

第1部 地震災害対策の計画

第1章 地震防災対策計画の推進

第1節 計画の目的、性格

1 計画の目的

大規模な地震が発生した場合、建物の倒壊、がけ、道路、橋りょうの損壊等の一時的被害、あるいは火災の発生、延焼、生活関連機関の機能停止による二次的被害等大きな被害が予想されることから、これら被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、事前の対策を推進して災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の災害応急対策に万全を期し、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

2 計画の性格

災害対策基本法第42条の規定に基づく寒川町地域防災計画のうち、地震災害対策に関する計画として、寒川町防災会議が定めたものである。

寒川町のこの計画は、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）と連携した計画である。

なお、第2部東海地震に係る事前対策の計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画として定めたものである。

第2節 計画の推進管理

1 対策の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められる。

そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していく。

2 計画の点検と充実

本町では、この計画の推進にあたり、毎年度、次の点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、地震防災対策のより一層の充実を図る。

- ・計画に位置づけた主な事業の実施状況及びその成果と課題
- ・地震防災対策を取り巻く社会経済状況の変化と課題
- ・地震関連制度等の動向を踏まえた新たな課題

計画の点検、見直しにあたっては県、関係機関等と協議、調整を行う。

第2章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、自然災害回避（アボイド）情報の提供に努めるとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備を都市計画との連携により、その実効性を高めていくものとする。

また、防火地域、準防火地域の指定にあたっては、延焼遮断帯、避難路、避難地、輸送経路、防災拠点などを考慮し、防火地域等の質、量的な拡大等についての検討を進める。

1 災害に強いまちづくりの推進

町は、都市防災化の推進の方向等に沿って、各種整備事業の体系化と事業内容の検討、拡充を図るとともに、神奈川県都市防災基本計画等を踏まえた都市防災基本計画づくりに努め、災害に強いまちづくりの推進を図る。

2 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

町は、防火地域・準防火地域の指定には、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送路、防災拠点などと連携し、その拡大を図る。

3 宅地造成等規制法による造成地の災害防止

町は、県と協力して、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定促進を図る。

4 自然災害回避（アボイド）情報の周知

町は、災害履歴や危険区域箇所などを地図化した自然災害回避（アボイド）情報を町民に提供し、より一層の周知を図る。

5 市街地の整備

町は、将来土地利用計画に基づく適切な指導・誘導等により、安全・安心のまちづくりを促進する。また、市街地の環境の整備と防災性の向上に資するため、優良建築物等整備事業等の諸制度を活用し、安全で快適なまちづくりを促進する。

町は、市街地における安全性を高めるための計画的な整備を進め、広幅員道路、駅前広場、公園緑地の確保等により、一層の防災性の向上を図る。

6 開発許可に係わる安全性の配慮

町は、都市計画法に基づく開発の許可に当たっては、安全性に配慮した指導を進める。

第2節 防災空間の確保

広域避難地はもとより、市街地内及びその周辺に、身近な避難地や応急仮設住宅地、延焼遮断帯となる公園や緑地の確保を積極的に推進するとともに、防災拠点となる公園や緑地については、学校など他の防災上重要な施設との連携を図った整備を進める。

1 都市公園の整備

町は、都市公園の新規整備及び既存公園の拡充を推進するとともに、他の防災・救急関連施設との連携を図っていく。さらに、防災拠点となる都市公園については、飲料水・消火用水確保施設の整備、備蓄倉庫、情報通信施設、散水施設等の整備を進める。

2 緑地等の保全

町は、緑地の保全について計画的な指定拡大を進めるとともに、その適正な管理を実施する。

3 道路、河川等の整備

町は、道路、河川等の整備で、幅の広い道路、電線類の地中化、ゆとりある河川の高水敷の整備等を実施し、防災空間の確保を進める。

町は、地震時の延焼防止のため、道路の整備拡充に併せた街路樹の整備を積極的に進める。

4 農地の整備

町は、市街地内及びその周辺の農地を災害時における避難地としての活用を努める。

第3節 道路、橋りょう、鉄道等の安全対策

道路、橋りょう等の整備にあたっては、国の基準に基づき、地形、地質等に留意し、安全性の向上に努めるものとし、その施工管理や維持補修についても最新の注意をはらうものとする。また、鉄道事業者は、施設の安全性の向上に配慮するものとする。

1 道路の整備

町は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施するため、交通拠点へのアクセス道路等を多重性のある道路ネットワークとして整備するとともに、町内のどの地域にも複数の経路でアクセスできるよう計画的な整備を進める。

また、避難路となる道路の広幅員化を進めるなど防災を重視して施設の整備拡充を図る。

町は、横断歩道橋については、安全点検を実施し、必要なものについて補強工事を実施する。

2 橋りょうの整備

町内にある県管理の道路橋について、県は、道路橋示方書（平成14年3月）の耐震基準に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補強工事を行う。

補強工事は、具体的には、旧耐震設計で造られた橋脚の補強や落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を進める。また、国土交通省等は、巨大地震の地震動に対し、道路橋が落橋、倒壊しないことを目的に、寒川地域の道路橋の耐震補強工事を進める。町の管理する橋りょうについても、耐震性の強化等を進める。

3 鉄道施設の整備

鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性のより一層の向上を図る。

第4節 津波対策

相模川沿岸住民及び河川利用者の安全確保を第一に考え、大津波警報・津波警報が発表された際の町民等への情報伝達を確立するとともに、津波注意看板等の整備や実践的な津波対策訓練を実施し、津波避難に対する意識啓発の充実を図る。

1 津波注意看板等の整備

町は、津波の遡上が想定されている相模川の河川敷等に避難を促す津波注意看板等を設置するとともに、町内の公園、公共施設、民間事業所等に対して標高表示ステッカーの貼付を行う。

2 津波対策訓練等の実施

町は、防災関係機関と連携し、河川利用者等に協力を求め、津波に関する情報の伝達訓練や避難訓練を実施する。

第5節 斜面崩壊防止対策等の推進

自然災害回避（アボイド）情報の提供に努めるとともに、危険箇所の防災工事を計画的に推進し、警戒、避難体制の整備を図るものとする。

1 危険箇所を住民に周知

町は、危険区域における警戒・避難対策計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めるとともに、危険な箇所に居住する地域住民に対し周知を徹底する。

2 危険箇所の点検

町は、がけ崩れ等予想危険箇所の点検を奨励するとともに、必要に応じて危険箇所の補修を行うよう土地管理者への指導を徹底する。

第6節 ライフラインの安全対策

ライフラインについては、生活に欠かすことのできない施設であり、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の二重化や代替設備の整備などが必要である。そのために、電気、ガス、電話、通信施設については、それぞれの事業者において安全対策をさらに推進する。

1 上水道施設

県企業庁は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化、地盤条件の悪い地域の水道管路の耐震化を進める。また、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施

設整備を進める。

町は、耐震性貯水槽、防火水槽の整備を進める。

2 下水道施設

町は、液状化等による幹線・枝線管渠の被害を防止するため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づき、必要な地震対策を実施する。また、流域下水道の処理場相互間でのバックアップ体制等の早期実現を促進する。

被害は、定量的に想定していないが、復旧は月単位が想定される。

3 電線類の地中化

道路管理者は、電線類について、ライフライン事業者と協調して地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る。

4 電気、ガス、電話・通信

電気、ガス、電話・通信事業者は、防災性の向上に一層取り組むと同時に、あらかじめ被災時の復旧システムの充実強化に努める。

第7節 液状化対策

町が施工する建築物、構造物に対して、液状化対策を実施する。また、住民に対するアポイント情報の普及に努め、液状化現象に対する理解を図るものとする。

町は、県と協力して、「建築物の液状化対策マニュアル」や国が策定した「対策工法マニュアル」の普及を図る。

第8節 危険物施設等の安全対策

技術や産業の高度化により、危険物等は、種類が増大し、その使用が多様化する傾向にあるため、安全対策の確立を国へ要請するとともに、事業所の自己責任、自主保安体制の充実などをはじめとする安全確保対策を強化する。

1 事業者に対する指導

町は、県と協力して、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導する。

また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進する。

町は、高圧ガス、火薬類、毒・劇物などの施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、防災教育、防災訓練等の実施など必要な安全対策を講じるよう指導する。

2 各事業所の措置

各事業所は、地震発生時の環境安全を図るため、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行う。

3 消防装備の充実

町は、災害が発生した場合に備えて、消防が的確に対応できるよう、消防装備の充実を図る。

第9節 建築物の安全確保

町の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題になることから、本町における地震の切迫性にかんがみ、計画的、重点的に既存建築物の耐震性の向上に取り組む。

建築物の災害を予防するため、建築物の耐火構造化及び耐震性の建築の促進指導を図る。

1 法や計画に基づく耐震化の促進

町は、県と協力して既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「寒川町耐震改修促進計画」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を実施するとともに、計画的、総合的に耐震改修を促進する。

2 耐震相談等

町は、県と協力して町民の耐震相談に的確に対応できるよう、建築関係団体との連携を図りながら、耐震診断・耐震改修の普及・啓発を図るため、町民及び多数の者が利用する建築物の所有者向け耐震セミナーを開催する。

3 普及・啓発

町は、県と協力して建築物の安全性を向上させるため、新築あるいは改修工事等における工事監理の重要性を認識させることにより、建築物そのものの耐震・耐火性能の確保を図るほか、敷地の規模や隣接建築物との間隔などに留意することにより、延焼などに対しても、より一層の安全性が確保できるように、各種普及・啓発に努める。

4 防災上重要建築物の耐震性向上のための取組

町は、公共施設の耐震性の向上を図るため、町が設置した昭和56年の新耐震設計基準以前の各種施設については、施設設置責任者としてその耐震性の向上に取り組む。特に、防災対策上の拠点となる防災上重要建築物の耐震診断を早期に実施し、施設の優先度を勘案しながら、耐震補強工事を進める。

5 公共的施設管理者の耐震性向上のための取組

公共的施設管理者は、耐震診断及び耐震補強工事を進める。

6 その他の安全対策

町は、ブロック塀の安全基準の普及・啓発や、屋上給水塔、屋上広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進める。特に、町有施設については、早期に安全対策を進める。

第10節 火災予防対策

災害時に火災が発生すると、時間、季節、風向等によっては、更に延焼する可能性がある。町は、出火、延焼拡大防止のため初期消火等の指導徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。

また、延焼防止の観点から町は、道路、公園の整備を進めるとともに、防火地域、準防火地域の指定を行う。

1 出火予防対策

(1) 一般家庭に対する指導

- ①町は、一般家庭に対する火災防止思想の普及に努める。
- ②防火教室等を開催して、消火方法等の実技指導を行い、災害時における火災の防止及び初期消火の徹底を図る。
- ③自主防災組織等を育成し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- ④女性防火クラブを育成し、一般家庭の主婦からみた火災予防思想の普及を図る。

(2) 防火管理者等の教育

- ①防火管理者の講習会において、災害時の防火対策について教育する。
- ②防火対象物の関係者が行う消防法に基づく点検結果の報告を通し、防災対策に努める。

(3) 予防査察等による指導

- ①消防法（昭和23年法律第186号）第4条の規定に基づき、防火対象物の防火管理並びに消防用設備等の維持管理の状況について、適時査察、指導を行う。
 - ・定期査察
 - ・特別査察年末年始、催事等開催のとき
消防対象物が新築、増築、改築等及び用途を変更したとき
会社、事業所等及び旅館、ホテル等において事情を変更したとき
劇場以外の構築物における催物の開催があるとき
火災が続発したとき
その他消防長が必要と認めたとき
- ②消防法第16条の5の規定に基づき、会社、事業所等の危険物貯蔵等の維持管理状況について、すべての場所へ適時査察指導等を行う。危険物の貯蔵及び取扱いについてその位置、構造、設備の基準に適合させ、危険物災害の発生防止に努め、保安の確立を図る。

(4) 化学薬品等の出火防止

災害時における危険物、化学薬品等からの出火は、出火原因のなかでも大きな比率を占めている。町では、化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対し、立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、次の事項について、安全対策の指導を実施する。

- ①化学薬品容器の転倒転落防止措置
- ②化学薬品収納棚の転倒防止措置
- ③混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
- ④化学薬品等収納場所の整理整頓
- ⑤初期消火資機材の整備

2 延焼拡大の防止

(1) 常備消防力の強化

町の常備消防力は、消防本部・消防署を有し、ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。これらの消防力を災害時においても最大限活用するため、消防計画に基づく訓練に徹し、有事即応体制の確立を図る必要がある。

しかし、同時多発、広域を有する火災の防止には、常備消防力のみには期待することには限界があるので、消防力の増強と並行しながら、地域住民による出火防止、初期消火の徹底を図る。

(2) 火災用資機材の整備

災害時に、常備消防力の最大限有効な活用を図るため、町では、消防部隊の効果的運用を図るための部隊用資機材を整備する。

(3) 消防通信体制の整備

災害時の同時多発火災や救助、救急事故に的確に対処するためには、災害情報及び消防部隊運用情報等を正確に把握し、効率的な消防隊、救急隊等の運用を図る必要がある。このため、町においては、火災現場で活動中の消防隊と消防署間を結ぶ通信設備の強化整備を図る。

(4) 消防水利の整備

町は、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防水利の整備に努める。

(5) 広報活動

火災の実態と未然防止、火災の初期消火、早期通報及び火災に対処する心構え等について、あらゆる広報の媒体により、時期に応じた広報を行う。

① 町による普及

- ・ 広報紙、広報車、ホームページ
- ・ 火災予防運動
- ・ 訓練、講演会、講習会
- ・ その他

② 報道機関等による普及

- ・ 新聞
- ・ ケーブルテレビ
- ・ 地域FM

③ 民間機関による普及

- ・ 寒川町危険物安全協会
- ・ 寒川町女性防火クラブ
- ・ その他の機関

第11節 避難対策（避難計画、避難場所の整備）

町は、地震等の災害から住民を守るため、県の指導に基づき避難計画を策定し、避難場所の整備を行う。

1 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準
- (2) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (3) **広域避難場所**への経路及び誘導方法
- (4) **広域避難場所**の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) **広域避難場所**等の整備に関する事項
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難場所等の選定基準

- (1) 避難場所の選定基準
 - ①避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
 - ②避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
 - ③避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険がないところとする。
- (2) 避難地区分けの実施
 - ①避難地区分けの境界線は、自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるよう境界を設定することができる。
 - ②避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ③避難人口は、夜間人口によるほか、昼間人口の増加も考慮し、避難地の収容力に余裕を持たせる。
- (3) 避難道路
 - ①避難道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等が無いものとする。
 - ②避難道路については、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

3 避難場所及び避難指示方法等の周知

- (1) 避難場所の事前周知
町は、災害時における避難の万全を期すため、住民に地域内の避難場所及び避難経路等について周知徹底を図る。
- (2) 避難指示方法の周知
町は、災害時の住民に対する避難指示方法について、あらかじめ周知徹底を図る。

第3章 災害時応急活動事前対策

大規模な地震が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施することで、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための事前対策計画を定める。

第1節 災害時情報の収集、提供体制

○町は、県と協力して災害発生時における関係機関等との情報収集、伝達手段を確保するため、通信衛星を基盤とした情報通信網を拡充するとともに、現行防災行政無線の再整備を行うなど、情報ルート多重化及びリスクの分散化を図る。

○災害時の被災者の安全確保情報（避難所情報等）、救援活動に必要な情報、生活関連情報等よりきめ細かな災害情報収集、伝達体制の検討を行い、災害情報システムの再構築を行う。

○町は、県の支援を受けて、町域における災害情報受伝達システムの構築と多重化を進める。

1 災害情報受伝達体制の一層の強化に向けた検討等

町は、県と協力して災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状システムにおける課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析及び通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化する。

2 被災者支援情報システムの構築等

町、県及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築する。

なお、支援情報は、高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするよう努める。

町は、住民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、各種通信手段の活用を図る。

3 災害時の通信手段等の確保

町は、県と協力して災害時の通信手段を確保するため、使用周波数帯の一部変更等に伴う地上系防災行政無線の再整備を行うとともに、衛星電話、衛星系無線を拡充する。また、町は、迅速で安全な災害時の地域情報システムの構築を進める。

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

町は、アマチュア無線団体など防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保する。

第2節 災害対策本部等組織体制

○町は、災害対策本部機能を確保するため、職員の非常参集体制の整備を進めるとともに、フレキシブルな組織体制をとる。また、発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を実施するため、防災対策行動マニュアルを整備するとともに、より実践に即した訓練を行う。

○町は、国や県及び防災関係機関等との連絡体制を拡充する。

1 災害対策本部の組織体制の充実等

町は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するため、情報伝達体制の充実、参集場所の多元化に努めるとともに、人事配置においても、非常時における参集に留意する。

町は、県及び防災関係機関等と連携し、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練や図上訓練を重ね、非常時の業務が日常化できるよう努める。

2 町及び防災関係機関の組織体制の充実

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第3節 救助、救急、消火活動体制

○町は、救助・救急活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進する。

○町は、地震時における火災防止思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者や防火管理者等へ消火・防火教育を行う。

○町は、自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火・防災教育を実施するとともに、町民に対して、広く防災知識の普及を図る。

○町は、消防力、消防水利の強化方策を策定し、消防職員及び消防団員の能力向上を図る。

○町は、消防広域応援基本計画を改定するとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化する。

○町は、警察、自衛隊等との協調、医療機関との連携等の強化を進める。

1 救助用重機の確保

町は、都市における地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、民間事業者と協力して、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。

2 救急救命体制の強化

町は、県と協力して通信困難や停電などが生じる災害時にも救急救命士が対応できる救命情報システムを医師会など関係機関と協同して運営するとともに救急救命士の資質向上を図る。

3 消防職員の資質向上

町は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、消防学校や消防大学校などで実施される研修に職員を参加させる。

4 町の消防の強化

町は、地震時における広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について、事前計画を策定する。

町は、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。

町は、消防力の充実・強化を図るため、消防力の整備指針の改正を踏まえて強化方策を策定し、消防車両や耐震性貯水槽等消防水利などの消防用施設、設備の整備を進める。

町は、河川の水利も活用できるよう、消防車両等の装備の整備を図る。

5 資機材・装備の強化

町は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備備蓄、無線機の増強等装備の充実を図る。

第4節 警備、救助対策

警察は、各種の応急対策に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化する。

1 警察署等の耐震化

警察は、大規模災害発生時に、指揮本部や活動拠点となる警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組む。

2 救出・救助用資機材の整備

警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出・救助用資機材等必要な装備資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食糧、飲料水、燃料、電池、その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

3 応援部隊の受入れ体制の確立

警察は、他都道府県警察からの応援派遣部隊を迅速に受け入れる体制を確立する。

第5節 避難対策

○町は、避難場所の指定拡大に努めるとともに、その耐震性、備蓄、ゴミ、し尿処理の支援体制の整備を図る。併せて、高齢者、障害者等に対する支援を充実する。

○町は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進める。

○町は、帰宅困難者が多数発生した場合、情報提供など帰宅困難者への支援について関係機関との調整を行い、家族の安否等に関する情報や避難場所の提供、徒歩等で帰宅する場合の支援について検討する。

1 避難場所の確保及び整備

町は、避難所機能を向上させるため、避難所として備えるべき貯水槽や応急給食設備などの施設・設備等の整備を進める。

県は、町における避難場所の指定に協力できるよう、県立高校及び県施設の耐震化や備蓄の充実に努める。

町は、避難所と町災害対策本部の情報の受伝達システムの構築を進める。

県は、大規模地震災害時において、町単独では避難場所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、町域を越えた広域的な避難の支援ができるよう、町と共同して体制の整備を図る。

2 避難計画の策定

町は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定する。

3 避難所の運営

避難所の運営は、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を中心に避難所ごとに作成した避難所運営マニュアルに基づき、円滑な運営を行う。

4 住民への周知

町は、地震災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ住民に周知する。

5 避難訓練

町は、避難場所への避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。

6 帰宅困難者対策

(1) 一斉帰宅の抑制

①知識啓発、周知

町は、災害発生直後においては、町民、学校及び企業等へ「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促す。

②企業等の取り組みの推進

企業等は、一斉帰宅の発生を抑制するため、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図ることとする。また、一定期間施設内等に留めるために必要となる飲料水や食糧等の備蓄に努める。

7 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅を迅速に建設するため、建設可能地を調査し、災害時に建設可能な土地のデータの充実に努める。また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確立する。

町は、応急仮設住宅の入居基準、運営等について、県との役割分担と協力関係を明確にする。

8 ペット対策

(1) 町は、犬、猫等の保護ができるように、県及び関係団体の役割分担を明確にし、飼い主に対し、鑑札、名札、マイクロチップなどの装着の推進を図る。

(2) 町は、飼い主不明となった犬、猫等の円滑な保護を図るため、飼い主に対し平常時から備えておくべきことを、防災訓練や防災講演会及び町主催のイベントなどを活用し、普及・啓発を行う。

第6節 女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等に対する対策

町は、地震災害等災害発生時に在宅高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、乳幼児、児童避難誘導、救助を優先して行う。

町は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設等の活用、福祉避難所の指定、病院・診療所、保健福祉事務所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努める。

町は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備する。

1 所在情報の把握

町は、事前に民生委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を「名簿」、「マップ」方式等により把握し、災害時に迅速に避難ができるよう努める。

2 避難誘導、搬送等

町及び施設の管理者は、高齢者、障害者等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。

3 避難対策

町は、避難所において女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努める。

町は、あらかじめ避難所の指定に当たっては、女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど、安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努める。

町は、高齢者、障害者等の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。

町は、女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた仮設住宅の設置に努めるとともに、女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活を送れるよう配慮する。

4 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、防災組織を強化するとともに、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める。

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

5 医療体制の整備

町は、災害時における医療支援体制の整備に努める。

6 カウンセラーの設置

町は、避難所において、町民が精神的な苦痛や悩みを解決できるようカウンセラーを置いて支援体制の整備に努める。

7 外国人への対応

町は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、マニュアルを作成するなどシステム整備に努める。

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

町は、町民一人ひとりに災害が起きたときのために、**1週間分(最低でも3日分)**の飲料水や食糧と非常持ち出し品(救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備することを努めるよう要請する。

町は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的に飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食糧の備蓄を進める。

1 飲料水、食糧及び生活必需物資等の確保

町は、計画的な飲料水や生活用水の確保とともに、避難所として指定した施設等に、あらかじめ避難所設置用資機材や水、食糧、生活関連物資の備蓄を進める。

2 女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等への配慮

町は、食糧、生活関連物資等の備蓄に際して、女性、乳幼児、児童、高齢者、障害者等に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進める。

第8節 医療、救護、防疫対策

町及び県は、発災時の電話回線の不通、ふくそう等に備え医療救護本部、災害医療拠点病院、医療救護関係機関の間の通信手段の多重化を推進する。

町及び県は、災害医療拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに、拠点病院間のネットワーク化を推進する。

町及び県は、医療施設の耐震化、病院内防災マニュアルの整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行う。

町は、感染症の発生及びまん延防止を目的として、迅速・的確に所要の措置を講じるため、被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

1 医療機関相互の連携強化

町は、医療救護活動を円滑に実施するため、保健福祉事務所との連絡調整を行う救護所の拠点を健康管理センターとし、その機能強化を図る。

2 災害用医薬品等の確保対策の推進

災害時用の医薬品の備蓄については、町が行うが、県は、町から要請された支援を行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品等需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進める。

3 広域火葬体制の強化

町は、神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の処理を進めるため、県との連携を図りながら、柩の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行う。

第9節 文教対策

町立学校において、防災教育の充実や、家庭、地域社会と連携した防災訓練を推進する。

町立学校施設・設備の耐震強化を図るとともに、通学路の安全点検を推進する。

町立学校は、学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している防災計画等の見直しを行う。

町教育委員会は、学校が避難所として果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確化するとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を図る。

町教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期するため、教職員並びに教育施設等を確保し、応急教育を実施する。

1 学校等における防災体制の整備

町立学校は、家庭・地域と連携した、防災訓練及び避難訓練を実施する。また、公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行う。

町立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校において作成している防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難・誘導・保護計画を定める。

私立学校は、地震災害予防体制を整えるとともに、防災応急対策の策定と避難訓練を実施する。

2 防災教育の充実

町教育委員会は、学校において、授業を通して、児童・生徒等に、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方など防災教育の充実を図る。

3 学校における避難所の開設

町教育委員会は、災害時、学校が広域避難所として使用されるため、避難所の円滑な運営が

できるよう、防災資機材を入れるための備蓄保管場所の確保を図る。

4 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設・教員・学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。

5 文化遺産の保護

町及び町教育委員会は、文化遺産の震災対策を確実とするため、地域における文化遺産の所在情報の充実・整理を行い、担当部局と防災関係機関等が情報を共有するとともに、具体的な震災対策の検討を連携して進める。

第10節 緊急交通路及び**緊急時の輸送路等**の確保対策

町及び道路管理者は、緊急輸送路の道路機能確保に向けて、更なる整備を進める。

町は、災害時に、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時から施設の整備や円滑な航行が確保されるよう努める。

町は、警察の協力を得て緊急交通路について、的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行（輸送）車両の事前届出制の運用などにより、災害時の交通規制の円滑化を図る。

町は、警察の協力を得て災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努める。

町は、警察の協力を得て緊急交通路を迅速に確保できるよう、交通規制、検問用施設の改良に努める。

1 緊急交通路の指定

町は、町域内における緊急輸送を確保するために、次の路線を**緊急時の輸送路**に指定する。

- ・ 備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路
- ・ 主要公共施設、警察署等を結ぶ道路

2 緊急交通路等の耐震化及び復旧体制の整備

町及び道路管理者は、道路や鉄道の立体交差地点、橋りょう等重要構造物の点検と耐震工事を進めているが、併せて、被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材の事前の備蓄や整備を行う。また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図る。

3 緊急交通路等の機能確保のための設備整備

警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム（サインカー）を導入する。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を高めるとともに、災害時の信号機、交通情報板等の機能を確保するために、自動式発電機の設置を

進める。

4 緊急通行（輸送）車両の事前届出

町は、警察の協力を得て緊急交通路における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続きの推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から制度の活用にも努める。

また、**緊急時の輸送路**の道路機能の確保に向けて整備を図るほか、警察、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進める。

5 ヘリポート等の整備

町は、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていく。

また、緊急医療を要する被災者の受入れ病院とアクセスできるよう、臨時ヘリポートの確保にも努める。

町は、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を自衛隊を含め、応援協定を結んでいる関係団体に事前に配付する。

6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

町、警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送道路及び優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図る。

第11節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）

町は、人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士による判定を共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象として実施する。また、被災宅地危険度判定士による宅地の被災度の調査を被災宅地を中心に実施する。

町は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターの養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を進める。

町は、阪神・淡路大震災の教訓から広域的な支援体制の確立が不可欠であり、全国協議会の検討を踏まえ、今後、相互支援の体制を整備を進める。

町は、被災建築物の応急修理については、できる限り早期に修理できるよう協議を進める。

町は、被災宅地危険度判定制度については、町と県との役割分担を明確化していくと同時に、緊急時に備えるようマニュアルの整備を図る。

1 判定士の養成及び体制の整備

町は、県と協力して大規模な地震災害に備えるため、また、他の市町村との広域的な相互支援など、より充実した判定活動が可能となるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び体制整備を進める。

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

町は、県と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務が遂行でき

るよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備する。

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

町は、県と協力して迅速な判定活動が行えるよう、想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮・監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努める。

4 相互支援の体制整備

町は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、広域的な支援体制が不可欠であるという認識から、県内市町村間相互支援の体制整備を図る。

5 マニュアルの整備

町は、県と協力して被災宅地危険度判定のための、必要なマニュアルを整備する。

第12節 ライフラインの応急復旧対策

町及びライフライン事業者は、ライフライン施設の安全性の向上に努めているが、地震災害が発生した場合には、被害が生じることも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他市町村との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていく。

ライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、地震等の大規模な災害発生に備えて、応急復旧活動拠点の確保等、地震・防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進める。

1 上水道対策

県企業庁は、県内水道事業者間や近隣都県などとの相互応援協定の締結の拡大と、既に締結されている協定も新たに見直すとともに、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動のマニュアルを作成する。

また、復旧資機材の備蓄強化を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物が配置されている地域から、早期に復旧するよう対策を進める。

2 下水道対策

町は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣市町などとの相互応援協定を検討し、災害時には早期に復旧するよう対策を進める。

3 電気及びガス対策

東京電力株式会社及び東京ガス株式会社湘南導管ネットワークセンター、社団法人神奈川エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の住民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、

各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

4 電話・通信対策

東日本電信電話(株)は、被災者が利用する避難所へ特設公衆電話の設置に努める。また、株式会社NTTドコモは避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

災害発生直後は、相当電話が混み合い被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられるため、東日本電信電話株式会社は、災害用伝言ダイヤル「171」等を、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム、イー・アクセス株式会社では、災害用伝言板の運用を開始する。

第13節 広域応援体制

町は、災害発生時において不足する人的資源、物的資源について、他の市町村との間で応援協定の締結を推進する。

町は、救援機関が必要な機材、器具等について準備、整備する。

1 広域応援の受入体制等の強化

町は、消防本部から構成される緊急消防援助隊の活動環境の整備に努める。

町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう努める。

町は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進める。

町及び県は、防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討する。

2 応援機関との連携の強化

町は、各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図る。

町は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施する。

町は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、施設、器具の整備を進める。

3 ボランティアとの連携の強化

町及び県は、発災時における国内・国外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう、関係機関、団体との連携のもとに受入体制等の整備に努める。

第14節 自主防災活動組織

町は、町民の一人ひとりが「自らの身は自ら守る。皆の地域は皆で守る。」ことが大切であり、こうした自主防災思想の普及、自主防災活動の条件整備の向上に努める。

町は、災害時には大きな役割が期待できる防災ボランティアの活動環境の整備を図るとともに、企業防災組織の活用を図る。

1 町民への周知等

町は、**1週間分（最低でも3日分）の食糧・飲料水等**、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ等）の準備、家具等の転倒防止工事の実施、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策・災害時行動について周知徹底を図る。

自主防災組織等は、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に、町民の役割が明確になるよう努める。併せて、防災資機材の利用方法などの習熟に努める。

2 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災センターでの研修課程に参加させるなどリーダー研修に努めるとともに、必要な資機材の整備を進める。

3 消防団の組織強化

町は、消防団の施設・設備の充実、地域の企業従事者などの参加を促進し、その組織強化に努める。

4 ボランティアの養成及び支援等

町は、災害発生時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から、**寒川町社会福祉協議会等と連携し**、情報提供や相談などの側面的な支援を行う。

町は、災害時におけるボランティアの需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成を**寒川町社会福祉協議会等と連携し**実施する。

町は、**寒川町社会福祉協議会等との協定に基づき**、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入れ窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。

5 企業等の防災体制の確立等

町は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルの作成、防災体制の確立、各種訓練の実施を地域の経済団体と協力して徹底する。

第15節 防災知識の普及

町は、町民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことが大切であるため、こうした自主防災思想の普及に県や市町村とともに努める。

町は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図る。

町は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、危険物施設従事者や社

会福祉・医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図る。

1 町民等への防災知識の普及

町は、県及び防災関係機関と協力して町民自らが実施する防災対策として、**1週間分（最低でも3日分）の食糧・飲料水等**、非常持出し品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、家具等の転倒防止工事の実施、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での予防・安全対策、災害時行動についての周知徹底を図る。

町は、職員に対して、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、防災研修、防災講演会等により防災教育を行う。

町は、災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して、様々な被災場面を想定した研修等を実施する。

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）等の時期に、町、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施する。

町は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配付するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努める。

2 学校・社会福祉施設等における防災教育の推進

町教育委員会は、学校において、授業等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を児童・生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど、防災教育の充実を図る。

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

3 液状化対策及び耐震診断・耐震改修の普及啓発

町は、町民の耐震相談に的確に対応できるよう、県や（社）かながわ住まい・まちづくり協会など建築関係団体との連携を図りながら、耐震診断・耐震改修についての普及・啓発を図るためセミナーを開催する。

第16節 防災訓練の実施

○町は、地域防災計画の習熟、防災関係機関との連携強化、更には、町民の防災意識の高揚等を図るため、東海地震の警戒宣言発令時及び大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施する。

○町は、発災時における迅速かつ的確な災害対策本部活動を実施するため、また、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場等において、きめ細かな、より実践的な訓練を実施する。

○町は、県や防災関係機関とともに訓練を実施し、町民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟に努める。

○地域防災計画の習熟、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化を図る。

第4章 災害時応急活動計画

大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠である。

応急活動対策の実施にあたっては、生命、身体の安全を守ることを最優先に救助、救急、医療及び消火活動を進め、更に、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策の生活支援対策を進める。

被災後の時間経過に沿ったライフラインの応急復旧活動、更に被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、二次被害等の防止に向けて万全を期する計画を推進する。

第1節 災害時情報の収集伝達

1 地震・津波に関する情報等

横浜地方気象台等が発表する災害情報等は、次の通りである。

(1) 地震・津波に関する情報等の種類

- ・ **大津波警報**・津波警報・津波注意報
- ・津波情報
- ・地震予報
- ・震度速報
- ・震源に関する情報
- ・震度に関する情報
- ・各地の震度に関する情報
- ・その他の情報（地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど）
- ・推計震度分布図

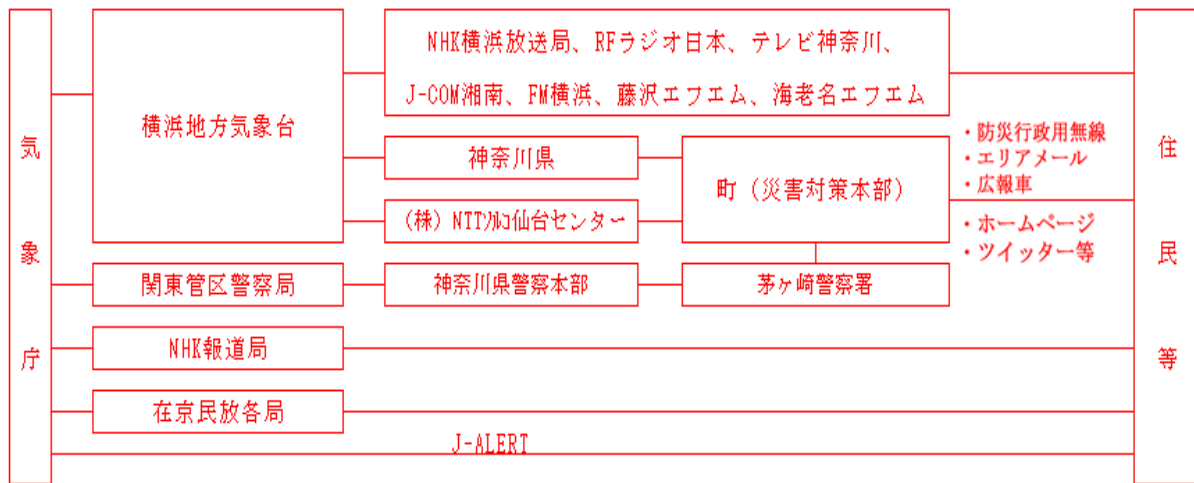
(2) **特別警報**、警報、注意報及び情報の発表基準

- ・地震及び津波に関する情報の発表は、次の条件に該当し、気象庁からの連絡報により、横浜地方気象台が必要と認めた場合に行う。
横浜で震度3以上を観測した場合
相模湾・三浦半島に**大津波警報**、津波警報、注意報、津波予報が発表された場合
地震（小地震を含む）が続いて発生している場合
- ・津波注意報及び津波警報の発表は、気象庁が行う。
- ・通信回線の障害により気象庁からの連絡が受けられない場合で、かつ、横浜が震度5弱以上の場合は、横浜地方気象台は、独自に地震津波情報を発表することがある。

(3) 地震情報等の受理伝達

町は、地震情報等を受理した時は直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

【地震や津波に関する情報等の受伝達系統図】



2 被害情報等の収集・報告

(1) 被害調査

町及び防災関係機関は、地震災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

(2) 被害状況等の報告

町本部における被害調査報告は、災害対策本部員が本計画に定めるところにより、町長に報告する。

県災害対策本部への報告は、神奈川県災害情報管理システムにより被害の状況の進展に伴い逐次行う。

なお、避難勧告や救護所を開設した場合は、避難状況、救護所開設状況報告を行う。

また、応急対策が完了した場合、速やかに災害確定報告をするものとする。報告先は、湘南現地対策本部とする。現地対策本部が設置されていない場合は、県災害対策本部へ報告する。

(3) 被害状況等の報告の方法

県への被害状況等の報告は、状況に応じて最も迅速確実な手段により行う。

3 通信手段の確保

(1) 災害時の通信連絡

町は、防災行政用無線を基幹にし又はその他の手段の活用により、町の各機関及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

災害時における有線通信が途絶した場合は、災害対策基本法第 57 条又は第 79 条の規程により、県、町防災行政用無線、警察無線及び有線電気通信法第 3 条第 3 項に掲げる専用無線通信設備等を使用する。

4 東日本電信電話株式会社の措置

東日本電信電話株式会社は、災害時における通信ふくそう緩和及び重要通信の確保を図るた

め、次の措置を取る。

- (1) 通信のそ通が著しく困難な場合、重要通信を確保する観点から、一般加入電話は通信の利用制限を行う。
- (2) 防災機関等の災害に関する通信については、非常通話・緊急通話の確保を可能な範囲で他の通信より優先し確保する。
- (3) 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、可能な範囲において、移動無線車等無線設備を使用し、通信のそ通を確保する。
- (4) 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信との連携をとる。

5 災害時の広報・広聴

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、町及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。なお、広報活動を行うにあたっては、外国人、災害時要援護者等に十分配慮する。

(1) 町の広報活動

① 広報事項

地震災害の状況に関すること
避難に関すること
避難の勧告に関すること
収容施設に関すること

② 応急対策活動に関すること

医療救護所の開設に関すること
交通機関、道路の復旧に関すること
ライフラインの復旧に関すること

③ その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

給水、給食に関すること
ライフラインによる二次災害防止に関すること
防疫に関すること
臨時災害相談所の開設に関すること
その他の情報

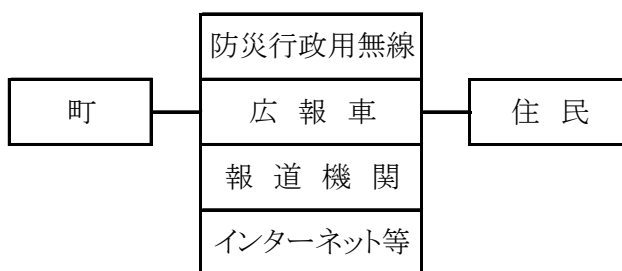
(2) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町、県及び報道機関に広報を要請する。

(3) 広報活動の方法

- ・寒川町防災行政用無線による放送
- ・広報車、消防車による放送
- ・必要によりビラ、広告等を作成し、避難所等において配布又は掲示する。
- ・その他のあらゆる媒体を利用し、広報する。

(4) 広報連絡系統



第2節 災害対策組織の拡充（災害対策本部の設置、動員計画等）

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

町長は、町内で震度5弱以上の地震発生を記録したとき又は地震による災害の恐れがあるとき、必要に応じ、災害対策本部を設置して事態に対処する。

この設置があった場合は、直ちに関係機関に通知するとともに、町役場入口に災害対策本部の掲示をする。

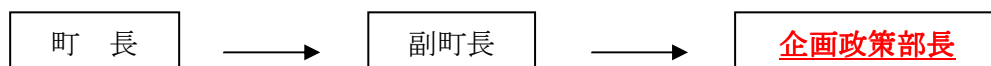
(2) 設置基準

災害対策本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、町長が必要と認めたときに設置する。その設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 気象庁設置の町内の地震計で震度5弱以上を記録したとき
- ・ 大規模な地震による広域火災が発生したとき

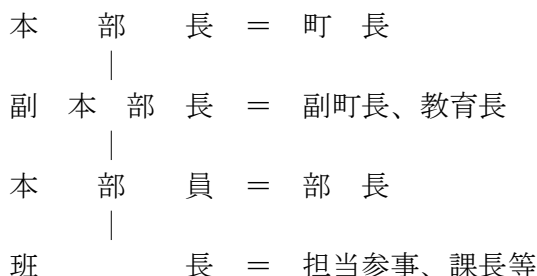
なお、町長が不在又は連絡がとれない場合の意思決定者の順位は、次のとおりとし、意思決定者と連絡がとれない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、体制を整え活動を開始する。

【町長の不在又は連絡のとれない場合の意思決定者（上位者不在の場合の順）】



(3) 組織

災害対策本部の組織は、「寒川町災害対策本部条例」（昭和39年条例第25号）に定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。



(4) 配備

- ・ 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、状況に応じ配備の体制を整える。
- ・ 地震災害に対しては初動体制の確立が重要であることから、震度情報による職員の自動参集体制を整備する。

・配備の一般的基準は、次のとおりとする。

区分	種別	配備体制	配備時期
災害対策本部 設置前	事前配備	災害対策本部員は参集するものとし、地震情報を町民に対して周知する。 情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。	①象警報又は津波警報若しくは津波注意報が発表され、災害の発生するおそれが予見される時。 ②町の震度計で震度4を記録したとき。 ③その他状況により必要があるとき。
災害対策本部 設置後	第1号配備	局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。	町内に局地的な災害が発生し又は発生する恐れが高いときで、本部長が必要であると認めたとき。
	第2号配備	①第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。 ②第1号配備体制で動員された班にあっては、班員の全員を動員する。	町の広い地域に災害が拡大し又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要であると認めたとき。
	第3号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とし、状況により各班も直ちに活動ができる体制とする。	①町の全域に災害が発生したとき。 ②町の震度計で震度5弱を記録したとき。 ③その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。

(注) 災害救助法が適用されたときは、第3号配備になる。

(5) 本部の解散

町長は、災害発生のおそれが解消したと認められたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散する。

本部の解散にあたっては、直ちに関係機関に通知するとともに、町役場入口等に掲示した災害対策本部の表示を撤収する。

2 動員計画

(1) 実施者

- ・動員は、災害対策本部長の命により、各本部員（部長）が行う。
- ・動員区分は、各部、班ごととする。ただし、大規模地震時における動員区分については、大規模地震発生とともに災害救助法が発動されるものと思慮されるので、動員については、原則として第3号配備（非常体制）とする。
- ・各本部員は、本部員会議に出席し、各部及び班長は、会議の決定に基づいて連絡調整にあたるものとする。

(2) 職員の招集

①勤務時間中の配備

職員は、所属長の指示に従い、各々の分担業務に従事するものとする。

現場におもむいている職員にあっては、災害鎮静後自主的判断により、速やかに帰庁するよう努めるものとする。ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到着できないときは、最寄りの自治体機関に参集し、その旨を所属長に報告しなければならない。

出先機関の職員にあっては、その施設の配備にあたるものとする。

②勤務時間外及び休日の配備

職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、動員命令を待つことなく自己の判断と責任感に基づき、直ちにあらゆる手段をもって、所属勤務場所に参集し、所属長の指揮を受けるものとする。

ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到達できないときは、最寄りの自治体機関に参集し、その機関の指示に従い業務に従事する。この場合、その旨を所属長に報告するものとする。

病弱者、身体不自由者等で応急活動を実施することが困難であると所属長が認めたもの、又は災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能となったもの、その他本部長が認める職員にあっては、動員の対象から除外することができる。

大規模地震発生の場合は、道路決壊、交通、通信機関の遮断等が予測され、動員が困難になることが考えられるので、各部の実情に応じた動員方法をあらかじめ基準として定めておくものとする。地震鎮静後、各部長及び班長は、速やかに本部又は施設に集合し対策に参加する。

一般職員にあっては、本部又は施設に近住する職員から逐次集合できうる計画を原則とするが、当該職員以外においても、自主的判断に基づき、早急に登庁できる方法を日常から検討しておくこと。

各部長及び各班長は、常に所属職員について住所名簿を整理し、各職員について動員区分を付し、連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(3) 勤務時間外及び休日における体制

消防本部当直責任者は、町役場の開庁時間以外において災害が発生した場合、又は発生する恐れがあることを知った場合は、消防本部班長に連絡するとともに、災害対策本部長又は災害時における担当責任者に連絡し、指示を受けるものとする。

(4) 動員の報告

・招集を受けて招集地に参集した者は、所属部班長にその旨を報告しなければならない。

・病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を便宜の方法をもって所属部班長に報告しなければならない。

3 防災関係機関の活動体制

災害が発生した場合、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、町が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力する。

(1) 応援要請

①国に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求め災害対策の万全を期する。

なお、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・派遣を要請（斡旋）する理由
- ・派遣を要請（斡旋）する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする機関
- ・派遣される職員の勤務条件その他
- ・その他職員の派遣について必要な事項

②他市町村に対する応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、**災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定や、市町村間の**災害時相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。

③自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対し、派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付するものとする。なお、状況が急を要し、要請権者の要請を待っては、時期を失すると認められるときは、最寄りの部隊等の長に、その内容を通報連絡するとともに、事後速やかに所定の手続きを取るものとする。

④要請方法

町長の災害派遣要請に関する事務手続きは、町災害対策本部の事務局において、次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きを行うものとする。

- ・災害の状況及び派遣を要する理由
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機の概要
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

⑤災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ・被害状況の把握
- ・車両、航空機等状況に適した手段による調査
- ・避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- ・死者、行方不明者、負傷者等の捜索救助
(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施)
- ・水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み、**運搬及び設置**
- ・消防活動
利用可能な消防車、防火用具による消防機関等への協力
- ・道路又は水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊又は障害物がある場合の除去、街路や鉄道線路上の転覆トラックや崩土等の排除及び除雪等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）
- ・診察、防疫、病虫害防除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は町において準備）

- ・通信支援
自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備
- ・人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ・炊飯及び給水の支援
緊急を要し他に適当な手段がない場合
- ・救援物資の無償貸与又は譲与
「防衛庁の管理に属する物資の無償貸与及び譲与に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令 1 号）による。
- ・交通規制の支援
自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
- ・危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保全措置及び除去
- ・予防派遣
災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段がない場合
- ・その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

⑥災害派遣部隊の受入体制

- ・他の災害救助復旧機関との競合重複排除
町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ・作業計画及び資材等の準備
町は、自衛隊に対し作業を要請し又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を樹立するとともに、作業実施に必要なかつ十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。
- ・自衛隊との連絡窓口の一本化
町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を災害対策本部事務局におく。なお、町長は、自衛隊の活動状況について随時知事に報告するものとする。
- ・自衛隊の派遣要請の決定
町長が自衛隊等の派遣要請の意思決定を行うことになるが、不在時の場合はその時点の災害対策本部長とする。
- ・広域応援部隊の活動拠点
広域応援部隊の受入拠点を「川とのふれあい公園」とし、町との連絡調整を行うものとする。

⑦経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材機材（自衛隊装備に係わるものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電気、電話及び入浴料等
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償

・その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 労務供給計画

災害時において応急対策実施に必要な労働力を確保するため、あらかじめ供給可能な労働力を把握して、労務供給の円滑を図るための計画である。

(1) 実施機関

- ①町長は、災害応急対策に必要な応急対策要員の確保を行う。
- ②応急対策要員の確保が困難又は不足する場合は、県等に調達又は斡旋を依頼する。

(2) 応急対策要員の供給方法

災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれにあてるが、特殊作業あるいは労力に不足を生じる場合は、町内建設業者等から労力を求めるものとする。

- ①職員の労務供給
組織計画及び動員計画によるものとする。
- ②町内建設業者の労務供給
寒川町建設業協会に要請し、供給するものとする。

(3) 応急対策要員の作業内容

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は次のとおりとする。

- ①被災者の救出
救出行為及び救出に要する機械、器具その他資材の操作
- ②医療及び助産における移送
医師等が到着しなければ医療措置が講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院に運ぶために他の方法がない場合
- ③飲料水の供給
飲料水の供給行為及び機械器具の運搬、操作、浄水のための医薬品の配布
- ④救助用物資の整理、輸送及び配布
 - ・被服、寝具その他生活必需品
 - ・学用品
 - ・炊き出し食糧及び調味料並びに燃料
 - ・医薬品及び衛生材料
- ⑤町の施設の応急復旧対策
町の施設が被害を受けた場合に対処するため、直ちに応急復旧対策が行えるように、活動体制の確立、職員の動員体制、資機材の確保並びに関係各機関への連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第3節 救助、救急、消火及び医療救護活動

1 救助、救急、消火活動

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。町では、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するようあらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防禦活動を展開して、大震災から住民の生命及び財産を保護する。

震災における消防体制を、次のとおりとする。

(1) 震災配備体制

震災が発生した場合、震災配備体制を発令し、事前計画に基づき直ちに活動を開始する。

(2) 非常参集

震災配備体制を発令したときは、参集計画に基づき直ちに所定の場所に参集する。また、消防団員は、出火防止、初期消火等の措置を行った後、直ちに所定の場所に参集する。

(3) 救助・救急活動

町は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行う。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと救命情報システム（注）を活用して、広域的な救助活動を行う。

また、町は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。

（注）救命情報システムとは、救急車に乗車している救急救命士が、県内統一した医師からの指示システムのもとに高度な応急処置を行うとともに、救命救急センター等への搬送を行うもの。

(4) 消防活動

地震の被害は、地震動の強さ、地震等によって異なるが、火災及び救出救助事象が同時に多発することが予想される。

町は、事前計画に基づき、積極的に災害情報収集を行い、更に有線、無線通信施設を効果的に活用するとともに、火災発生件数及び災害規模、態様に応じ消防力を効果的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図るため消防活動を行う。

(5) 相互応援協力の実施

町は、消防活動が円滑に行われるよう、消防相互応援協定に基づき、必要に応じ相互に応援協力する。

(6) 消防団の活用

町は、消防力の充実強化のため、消防団員の教育及び訓練を行い、能力の向上を図る。

2 医療救護活動

(1) 医療救護活動体制

・町医療救護班

町は、災害時に必要に応じて町職員による医療救護班を編成する。

・医師会医療救護班

大規模な災害が発生した場合又は町から医療救護活動の要請があった場合、医師会は、あらかじめ定められた編成による医療救護班を組織する。

・広域医療活動体制

町域の医療救護班のみでは医療救護の活動が困難であると町長が認めたときは、知事に対して、医療救護班の派遣要請を行う。

(2) 医療救護活動の方針

災害時における医療救護は、発災直後の応急医療とそれ以降の治療に区分することができる。発災直後の応急医療は、町及び医師会の医療救護班をして対処するものとし、それ以降の治療は、医師会の協力のもとに町内医療機関で対処するものとする。

・町医療救護班

町医療救護班は、町本部が定める場所に救護所を設置し、医療救護活動を実施する。

・医師会医療救護班

医師会医療救護班は、町から協力要請を受け、その必要を認めるときは、医療救護班を出動させ医療救護活動を実施する。

・医師会医療救護班の業務内容

傷病者に対する応急措置

後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

助産活動

死亡の確認

(3) 重傷病者の搬送及び収容

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要がある者を後方医療施設に搬送する。

・搬送の方法

町は、重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として次の方法により行う。

消防部が配車、搬送を実施する。

町庁用車又は医療救護班が使用している自動車で搬送する。

・救護活動

町は、大規模火災及びその他災害により多数の傷病者が発生したときは、救急救助業務を効果的に実施する。また、救護所には町からの要請によるもののほか、必要に応じて職員を派遣するなどして救急救助業務の円滑化を図る。

(4) 医療救護班が使用する医薬品等

医療救護班が使用する医薬品等は、町が備蓄する医薬品及び町が業者から調達する医薬品のほか医師会医療救護班が持参したものを使用する。ただし、不足を生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

・医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、救護所の設置と併せて医療救護班が行う。

・血液の確保

町は、医療救護活動において血液が必要な場合、県に対し血液の供給を要請するものとする。

第4節 避難所の設置・運営

災害時には、浸水、がけ崩れ及び延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要することが予想されるため、適切な避難対策を講ずる必要がある。町は、避難対策及び広域避難場所の選定等について、可能な限りの措置をとり、被災者の生命身体安全確保に万全を期するものとする。

1 避難体制

(1) 避難の勧告又は指示

・実施責任者

避難のための立ち退きの指示、勧告については、次のものが行う。

勧告 町長

指示 知事、その命を受けた者

町長

水防管理者

警察官

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合）

(2) 避難勧告又は指示を行う基準と伝達方法

危険が切迫した場合、町は地域及び避難先を定めて当該地域住民に対し避難の勧告、指示をする。この場合直ちに県知事に報告する。

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、町は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し又は退去を命じるものとする。

危険が切迫した場合において、町が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町から要求があったときは、警察官が当該の地域住民に対し避難の指示を行うことができる。この場合、直ちに町に連絡するものとする。

町が避難の勧告又は指示を発令したとき又は警察官等から避難の指示を行った旨の連絡を受けたときは、速やかに県に報告するものとする。

2 避難誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫し、住民が避難する場合、避難住民の安全を確保するためには、適切な誘導を行うことにより、混乱なく避難を実施する必要がある。

(1) 避難の勧告、指示が出された場合、町は、**警察**等の協力を得て、必要により地域又は自主防災組織、自治会単位に**一時避難場所**に避難住民を集合させた後、あらかじめ指定してある広域避難場所に誘導する。

(2) 避難者の誘導は、定められた従事者が、災害対策本部の指示に基づき、消防部、**警察**と協力して行う。

(3) 誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を表示、なわ張り等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。

浸水の場合は、救助用ボート等の資機材を利用して安全を期する。

(4) 障害者、高齢者等災害弱者に対する避難誘導については、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得るなどして広域避難場所への誘導に努める。

3 避難所の設置

広域避難場所に避難したり災者のうち、住居等を失い引き続き宿泊や給食等の享受を要する者については、避難所を開設し収容保護する。

(1) 避難所の開設

①避難所

避難所は、町内の小・中・高等学校の体育館等及び寒川総合体育館とし、災害の状況、規

模等に応じて開設する。なお、事前に定められた避難所に収容することが困難な場合は、次の方法により処置し、災害対策本部との情報伝達拠点とする。

- ・他の公共施設
- ・神社、寺院、事業所、旅館等
- ・天幕等による野外仮設物

②避難所収容対象者

- ・住家が被害を受け居住の場所を失った者
- ・住家が被害を受けるおそれのある者

③避難所の開設

避難所の開設は、教育部等においてあらかじめ定める避難所従事者が行うが、必要に応じて学校教職員等に協力を求める。

④避難所における救援活動

避難所における救援活動は、自主防災組織の協力を得て活動を行う。

⑤避難所の従事者は、教育部、協力部等が担当する。

- ・従事者は、別に定める様式により随時町本部へ避難の状況を報告する。併せて避難者名簿を作成する。
- ・食糧、毛布その他の救援物資が必要な場合は、町本部に速やかに連絡し、輸送係から物品輸送引渡書とともに受領し、避難者に配布する。
- ・避難者の中に負傷者がいる場合は、医療機関、消防部等に連絡し、適切な処置をとるとともに状況を記録し、町本部に報告する。

4 避難所の運営

- (1) 町は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行う。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努める。
- (2) 町は、各避難所の状況を早期に把握するよう努めるとともに、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、プライバシーの確保等に配慮する。
- (3) 町は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
- (4) 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト作成等を実施する。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて国、県の協力のもと、民間アパートや公営住宅等のほか、応急仮設住宅の建設用地のリストの作成に努める。
- (5) 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。
- (6) 避難所におけるペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定める。

5 広域避難場所の運営

広域避難場所の運営は、町が警察等の防災関係機関、住民、自主防災組織等の協力を得て次により行う。

(1) 広域避難場所の運営

町は、広域避難場所の運用のために教育部等の職員を派遣する。消防部及び**警察**は、避

難住民の安全確保のため職員を派遣し、広域避難場所の運用に協力する。避難所従事者は、臨時本部へ避難状況を報告する。

(2) 避難所への誘導等

広域避難場所での応急対策が終了した場合は、教育部等は**警察**等の協力を得て避難者の帰宅又は避難所への誘導を円滑に行う。

(3) 避難に際して町民が留意すべき事項

避難が円滑に実施されるため、あらかじめ次の事項を町民に周知し平素から訓練指導するものとする。

- ・住所、氏名、生年月日、血液型等本人を証明することができるものを携行すること。
- ・食糧、水、タオル、ちり紙、最小限の肌着、懐中電灯等を携行すること。
- ・服装は、できるだけ軽装とするが、素足をさけ、帽子等を着用し、合羽又は外とう等防雨、防寒衣を携行すること。
- ・貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- ・前各号のうち、平素用意しておける物品は非常用袋に入れておくこと。

6 災害時要援護者等に対する対策

町は、災害時要援護者支援指針により、民生委員児童委員、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、災害時要援護者への情報の提供、生活支援、生活復旧支援、災害ボランティアセンターとの連携等、災害時要援護者が避難生活を送る上で負担を軽減できるよう努める。

7 帰宅困難者に対する対策

(1) 帰宅困難者への必要な情報の提供

町及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努める。

(2) 帰宅困難者への支援

① 一時滞在施設の提供

町は、帰宅困難者に対し、一時滞在施設として、町民センターを提供する。

② 避難誘導および治安維持等

- ・町は、周辺の土地に不案内な方への的確な行動を促すため、十分な情報提供を行う。
- ・駅の滞留旅客については、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社が町と連携し避難誘導を行う。
- ・警察は町と連携し治安の維持及び交通安全の確保に努める。

(3) 帰宅困難者の把握

町は、警察、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社と連携し帰宅困難者の把握に努める。

(4) 一時滞在施設における措置

一時滞在施設の帰宅困難者に対し、次の措置をとる。

- ① 援物資等の配布
- ② 交通機関の運行状況の把握及び周知
- ③ 周辺道路等の被害状況の周知
- ④ 代替交通機関等の情報提供

⑤女性専用スペース等の確保

⑥その他必要な措置

(5) 保護者が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護

保育園、幼稚園、学校等は、保護者が帰宅困難となり、園児、児童、生徒を引き取ることが困難な場合においては、原則として保護者への引き渡しを行うまでの間、園児、児童、生徒の保護に努めるとともに、必要に応じ、近隣の避難所と連携を図る。

(6) 県への報告

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じて、協力を要請する。

(7) 帰宅困難者の搬送

町は、帰宅困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社やバス事業者と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討する。

なお、その場合の搬送対象者は、原則として災害時要援護者又は自力での徒歩帰宅が困難な者とする。

(8) 近隣自治体との連携

町は、帰宅困難者の安全かつ速やかな帰宅をサポートするために、近隣自治体と連携を図り、必要な情報を収集し、帰宅困難者への積極的な情報提供に努める。

8 応急仮設住宅等に対する対策

(1) 応急仮設住宅の建設又は修理

町は、災害により住宅に被害を受け、自己の資力では復旧できない者に対して、近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を求めて、「仮設住宅の建設又は住宅の応急修理」を行う。

災害救助法が適用された場合は、同法に基づき、県知事が「応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理」を行う。町長は、県知事から事務の委任を受けた場合は、その範囲内の事務を行うとともに、県知事が行う救助を補助する。

(2) 公営住宅等への一時入居

町は、被災者の一時入居のため、管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用する。

(3) 民間アパート等の活用

民間アパート、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その施設管理者に対し、提供について協力要請する。

9 り災者の他地区への移送

(1) 町長は、町が設置する避難所にり災者を収容できないときは、り災者の他地区への移送について県に要請する。

(2) り災者の他地区への移送を要請したときは、町長は町職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

(3) 移送先でのり災者の救援及び救護については、移送元の町が移送先の市町村の協力を得て実施する。

(4)り災者の移送手段については、町が車両の確保に努める。ただし、それが困難な場合には、車両の調達について県に要請する。

第5節 保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動

1 保健衛生

町は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めます。

(1) ごみ処理

①実施機関

災害時におけるごみの処理は、町が行う。

②収集方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早期に収集を行い処分するものとする。しかし、各被災地域において、あらかじめ地区別に集積場所の設置を計画することは困難であるので、災害時においては、災害地区の状況に応じ、指定した場所を可燃物、不燃物、粗大ごみ等の集積場所とし、これらに集積されたごみを収集車等により迅速に処理する。

なお、災害の状況により収集車の収集処理が不可能である期間は、応急処理として空地等を利用し、復旧計画の進行に併せて速やかに完了するものとする。

③処理方法

収集したごみは原則的には茅ヶ崎市環境部環境事業センター及び資源物については、寒川広域リサイクルセンター等で処理し、処理能力を超える大量のごみが生じたとき、また、その恐れがあるときは、寒川町青少年広場を臨時集積所として応急処置を行う。

(2) し尿処理

①収集方法

・災害時のし尿収集については、し尿収集の委託業者の協力を得て行う。また、状況に応じ他の収集事業者等への応援の要請を検討する。

②処理方法

・収集したし尿は、原則寒川町美化センターにて処理をする。
・寒川町美化センターが被災し受け入れが不可能となった場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、他自治体の処理施設の使用についての応援、並びに県への応援を要請する。

③仮設トイレの設置

・避難所の設置状況、住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報を勘案し、災害対策本部の指示のもと、速やかに仮設トイレを設置する。

(3) 「心の傷」のケア

町は、地震災害による子ども、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害などの「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て、必要な措置を講じます。

2 防疫対策

町は、災害時における伝染病の発生を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもと対策方針を定め、防疫対策の具体的な確立を図る。

(1) 実施機関

災害時における防疫は、町が実施する。ただし、災害の状況により町が行う防疫が不可能と判断した場合には、知事に対しその実施を要請する。

(2) 防疫活動

町は、災害時における伝染病の発生及びまん延を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもと対策方針を定め、防疫対策の具体的な確立を図る。

(3) 防疫班の編成

町は、防疫班を編成し、災害の状況に応じ茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得て防疫活動を実施する。

(4) 防疫業務

① 隔離収容及び措置

町は、伝染病患者が発生した場合には、速やかに当該患者を伝染病隔離病舎等に隔離収容するとともに、伝染病発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施する。

② 伝染病予防委員の設置

町は、伝染病が流行し、若しくはその恐れがあるときは、県の指示により、伝染病予防委員を設置し、伝染病予防の業務を実施する。

③ 伝染病発生状況又は防疫活動の周知

伝染病が発生した場合、町は、その発生状況及び防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

④ 県が行う検病検査

茅ヶ崎保健福祉事務所は、災害の規模に応じ、防疫・衛生班を設け、被災地並びに避難所等で検病調査を行う。調査の結果必要があるときは、健康診断を実施する。

⑤ 清潔方法及び消毒方法

町は、伝染病予防上必要と認められる場合、清潔方法及び消毒方法について県の指示を受ける。

・ 清潔方法

町は、清潔方法の実施にあたっては道路溝渠、公園等公共の場所を中心に行う。

災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし被災地の状況に応じ町長は、的確な指導あるいは指示を行う。

町は、収集したごみ・し尿等は焼却等衛生的に適切な処分をする。

・ 消毒方法

町は、消毒方法の実施にあたっては、**感染症法施行規則第14条**に定めるところに従って行う。

消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持ち量を確認の上、不足分を補い必要な場所に配置する。

⑥そ族昆虫の駆除

町は、そ族昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現場確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

⑦予防接種の実施

町は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い時期を失しないよう措置する。

(5) 防疫用薬品、資材の調達

町は、必要に応じ県に対し薬品及び器具等の調達、斡旋を依頼することができる。

3 遺体の埋葬、行方不明者の搜索

町は、災害の発生により行方不明者及び死亡者が発生したときは、行方不明者の搜索、遺体の処理、埋葬について、防災関係機関と緊密な連携のもとに迅速に対応する。なお、遺体の処理については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める、「遺体の取り扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った柩の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

(1) 遺体の処理、行方不明者の搜索

①行方不明者の搜索

行方不明者の搜索を行う場合は、**警察**及び消防部等が協力し行う。

②遺体の処理

遺体の処理は、次の事項について行うものとする。

遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体の一時保存

医師の検案

(2) 遺体の収容・埋葬

①町は、検視及び検案を終えた遺体について、**警察**の協力を得て遺体安置所に輸送し収容する。なお、身元引取人がある場合は直ちに身元引取人に渡す。

②埋火葬許可書は、町が発行する。

③遺体安置所は、寒川総合体育館メインアリーナ又は被害現場付近の公共建物等に開設する。また、適当な建物がない場合には天幕等を設置する。

④町は、身元を確認した場合、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。不明の遺体については、写真撮影を行うとともに遺留品を保管するものとする。

⑤県は、町が行う遺体の収容に係わる輸送の実施を援助するとともに連絡調整を行う。

(3) 遺体の埋火葬

遺体の火葬、埋葬及び身元不明遺体の取扱は、次により実施する。

①災害時における死亡者の火葬は、茅ヶ崎市斎場等において行う。また、必要がある場合は、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

②身元の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡すものとする。

③遺体が他の市町村(災害救助法適用地域)から漂着した場合で身元が判明している場合には、原則としてその遺族、親戚縁者又は法適用地の市町村長に連絡し引き渡すものとするが、法適

用地が混乱のため引き取るいとまがないときは、町は知事の行う救助を補助する立場において埋葬を実施するものとする。

④遺体の身元が判明していない場合で被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して埋葬を実施する。

第6節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達、供給

1 食糧救援対策

(1) 供給方針

町は、備蓄食糧等を活用するとともに、主食、副食及び調味料等を調達し、被災者に対して供給する。

(2) 供給食糧

①主要食糧

町は、備蓄食糧及び地元小売業者等保有の米穀等を計画的に調達し、被害者等に対し供給する。ただし、町において調達が困難な場合は、県に対し支援を要請し、調達する。

②副食および調味料

町は、必要な副食及び調味料を調達し、被災者に対し供給する。ただし、町において調達が困難な場合は、県に対し支援を要請する。

(3) 調達食糧等の集積と配分

①調達食糧等の集積

町の、食糧集積地は、原則として町民センター及び町災害対策本部の定めるところとする。企画政策部は、調達食糧等の集積場所において食糧の調達及び輸送状況について調書を作成し、随時町本部に報告する。

②調達食糧の配分

り災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

給食を必要とする自宅残留り災者、代替施設収容者等についても最寄りの避難所で給食を実施する。

避難所における食品の配給は、自主防災組織、自治会等の協力により、公平かつ円滑に実施する。

り災者に対する炊き出しは、企画政策部が調達した米穀等により、学校等で実施する。

(4) 食糧供給関係者の協力

町は、町内の米穀業者、パン製造業者等との災害時の優先的食糧供給について協力が得られるよう事前に協定を締結しておくものとする。

2 給水対策

町は、災害が発生し水道施設の破損等により飲料水の供給が停止した場合は、直ちに応急給水を実施する。

(1) 給水基準

町は、災害によりり災した者に対し、おおむね1人1日3リットルの飲料水を応急給水する。

(2) 給水体制

災害時における応急給水は、総務部が担当する。

①給水組織及び活動内容

給水組織は、総務部のほか、協力部等の応援などにより組織し、活動は次のとおりとする。

- ・ 主な水源の保有水量の確認
- ・ 給水諸機器、自家発電装置などの機能確認
- ・ 各給水拠点の応急給水施設の開設及び給水
- ・ 飲料水運搬用容器の搬送
- ・ 民間及び他の自治体等からの応急給水車などにより給水運搬能力の増大を図る。
- ・ その他給水に必要な活動

②給水活動

町は、応急給水拠点を定め、取水場所から取水し被災者に給水する。

給水班は、必要に応じ耐震性貯水槽、耐震性プールを利用し、周辺住民に給水する。

③家庭用水の確保

町は、各家庭においても水道水等を貯水するよう広報を行い町民に周知する。

3 生活必需物資等救援対策

(1) 供給方針

町は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し、被災者に供給する。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとする。

- ・ 寝具、衣料品
- ・ 炊事器具、食器
- ・ 日用雑貨
- ・ 光熱材料、燃料
- ・ その他

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

企画政策部は、備蓄生活必需物資等を供給するとともに、調達計画に基づき、生活必需物資等を町内各協定業者等から調達するものとする。

また、町のみでは調達不可能な場合は、県に対し生活必需物資等の供給を要請するものとする。

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

調達した生活必需物資等の集積地は、原則として町民センター及び町災害対策本部の定めるところとし、被災者に対しては、避難所等において配分する。

第7節 文教対策

災害時における小中学校児童生徒（以下「生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、小・中学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策について次のとおり定める。

1 生徒等の保護

校長等は、災害発生時においては、避難・誘導・保護計画に基づき生徒等の保護に努める。

(1) 学校等の対応

- ①校長は、対策本部を設置して、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。
- ②災害発生時には、生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、生徒等のうち障害児については、学校等において保護者等に引き渡すものとする。なお、交通機関の利用者、留守宅家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断して学校で保護する。
- ③初期消火、救護・搬出活動の防災活動を行う。

(2) 教職員の対応

- ①災害発生の場合、(担任等は)生徒等に対してより安全な場所で待機させたいうで全体の指示を待つ。
- ②生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ③学級担任者は、生徒等の名簿等を携行し、対策本部の指示により所定の場所へ誘導・退避させる。
- ④障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- ⑤生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- ⑥遠距離通学者、交通機関利用者、留守宅家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- ⑦生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動にあたる。

2 応急教育の実施

(1) 実施機関

町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施する。

(2) 文教施設の応急対策

学校等が災害によりその一部が損壊し使用不能となった場合は、安全管理上緊急修理を要する箇所については、応急修理又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講ずるとともに、関係機関の協力を得てあらかじめ定めてある諸施設を借用又は転用により授業を開始する。

(3) 応急教育実施の予定場所

- ①学校施設が災害により使用不能になった場合、近隣の施設に応急収容等の措置により分散授業を実施する。また、施設が不足しその用途に供し得ない場合は、公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。
- ②学校施設が災害によりその一部が損壊し、使用不能になった場合は、特別教室、屋内運動場の利用を第一に考慮し、安全管理上緊急修理を要する箇所については、応急修理又は補強を実施し、応急教育に支障のないよう万全の措置を講じ、必要に応じ仮設校舎の建設を行う。
- ③教育実施者の確保並びに教材の調達配分については、学校等相互の調整を行い、正常授業を行うよう努めるが、やむを得ない場合には、二部授業等を暫定的に行う。

(4) 教材、学用品の調達及び支給

り災により学用品を喪失又はき損し、修学上支障のある生徒等に対しては、町教育委員会において調達配給する。

(5) 応急教育に伴う給食

学校給食施設が被害を受けた場合には、町教育委員会との連絡を密にし、応急復旧を要するものについては、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営に復するよう努め、できる限り給食を継続して実施する。

① 応急教育場所が小学校である場合には、その学校に依頼して実施する。

② 応急教育場所が中学校その他である場合には、ミルク給食を実施する。

3 応急保育

町は、災害時における保育園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、応急保育に関し、次のとおり定める。

(1) 実施機関

町立保育園における応急保育は、保育園が実施する。

(2) 災害時の体制

① 園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。

② 園長は、災害の規模、保育園児、職員、施設及び設備等の被害状況を把握するとともに、健康子ども部と連絡を密にし、保育園の管理等について万全の措置を講じる。

③ 園長は、応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど災害の状況に即した保育を実施する。

(3) 応急保育の体制

① 園長は、職員を掌握し応急保育体制を整え、保育園児のり災状況を調査し、健康子ども部と連絡復旧体制に努める。

② 健康子ども部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、園長は、その指示事項の徹底を図る。

③ 応急保育が可能な施設は、応急保育計画に基づき、保育を実施するものとする。また、り災により通園ができない保育園児については、地域ごとの実情を把握し、できる限り早期に応急保育ができる体制をとるものとする。

④ 園長は、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

4 養護を要する児童の保護体制

(1) 町は、避難所従事者等と連絡をとり、避難所等における養護を要する児童の実情を把握する。

(2) 町は、養護を要する児童本人を避難所及び保育所で措置するとともに、県（県災害対策本部及び県中央児童相談所）に報告し、今後の対応について協議する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲

防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・ 医療（助産）救護を必要とする者等
- ・ 医薬品、医療資機材

- ・食糧、飲料水等の救援用物資
- ・応急復旧資機材
- ・災害対策要員
- ・その他必要な物資等

2 緊急時の輸送路等の確保

災害地には、道路上に障害物が散乱し、道路の陥没や亀裂などにより緊急物資の輸送に支障をきたす恐れがある。このため、県及び町は、災害地における**緊急時の輸送路**を確保するため、これら道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて実施するものとする。

(1) 町指定緊急輸送道路補完道路

町は、災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実際に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため各拠点と防災備蓄倉庫、各避難場所等との有機的連携を図るため**町指定緊急輸送道路補完道路**を事前に指定する。

・第1次確保路線

町内の緊急輸送路に不可欠な路線で、県指定の広域防災活動拠点及びヘリコプター臨時離着陸場から町本部を結ぶ路線

・第1次確保路線以外の路線で、町内の各防災倉庫及び避難所から町本部を結ぶ路線

町内の緊急輸送路に不可欠な路線で、県指定の広域防災活動拠点及びヘリコプター臨時離着陸場から町本部を結ぶ路線等を指定する。

<路線名>	<区間>
町道田端・宮山6号線	田端～宮山
町道岡田・宮山16号線	岡田～宮山
町道大蔵・宮山8号線	大蔵～宮山
町道宮山・倉見13号線	宮山～倉見
町道小谷・宮山29号線	小谷～宮山
町道宮山39号線	宮山
町道小動・宮山1号線	小動～宮山
町道倉見61号線	倉見
町道岡田7号線	岡田
町道岡田18号線	大蔵～岡田
県道46号線	町内区間
県道44号線	町内区間
県道47号線	町内区間
県道45号線	町内区間

(2) 県指定の緊急輸送道路

県が、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部等、物資受入等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を**緊急輸送道路**として指定する。

県が、県庁、広域拠点、市町村災害対策本部等、物資受入等及び隣接都県の主要路線と接続する路線を**緊急輸送道路**として指定したものは、次のとおりとする。

<路線名>	<区間>
県道46号線	町内区間
県道44号線	町内区間・ 銀河大橋
県道45号線	町内区間
県道47号線	町内区間（神川橋～県道45号

(3) 町指定のヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入拠点となるヘリコプター臨時離着陸場は、次のとおりとする。

- ①川とのふれあい公園
- ②さむかわ中央公園

3 交通規制

(1) 県公安委員会による交通規制

県公安委員会は、管轄区域又はこれに隣接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急輸送車以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第4条及び第5条の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3) 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

4 道路の応急措置

(1) 道路の応急復旧責任者は、当該道路の管理者とする。

(2) 町が管理する道路にあって損壊等により通行に支障をきたすことを知ったときは、応急修理を行うとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。

5 交通情報の広報活動

町及び警察は、収集した情報に基づき、交通規制状況や、迂回路、通行制限解除の見通し及び軌道、バス等の状況について、次の方法により迅速かつ的確に広報活動を行うものとする。

(1) 報道関係者に交通情報を提供する

(2) 防災行政用無線、広報車による周知を行う

(3) その他ホームページ、ツイッター等による広報

6 輸送手段の確保

町は、災害時における応急給水、食糧、生活必需品等の配付及び医療救護活動の実効を確保するため、車両の確保及び道路の復旧作業を実施するとともに、車両の効率的な運用やあらゆる交通手段を利用した緊急輸送体制を確保する。

(1) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び機械等の輸送対象のうち、主なものは次のとおりとする。

- ①被災者の避難輸送
- ②重傷患者、妊産婦の輸送
- ③飲料水の供給のための輸送
- ④救済用物資の輸送

- ⑤療関係者の輸送
- ⑥行方不明者の捜索に必要な人員の輸送
- ⑦遺体の捜索又は処理に必要な人員の輸送
- ⑧その他災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び機械の緊急輸送

(2) 車両の調達

災害時における食糧や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両については、町が保有する全車両をあてるほか、町内の陸上運送会社や神奈川県トラック協会湘南支部の協力により車両を確保する。更に不足する場合は、県に対して応援要請を行う。

- ①乗用車、バス及び貨物自動車等の確保は、近隣のバス、タクシー会社及び町内の運送業者等に協力を求める。
- ②特殊自動車は、町内の運送業者及び建設業者に協力を求める。
- ③町は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び機械等の輸送について必要があるときは、東日本旅客鉄道株式会社、又は日本貨物鉄道株式会社に協力を要請する。
- ④町は、災害応急対策の実施について緊急を要するときは、県へ自衛隊の航空機等の派遣を依頼する。
- ⑤町は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な条件を明示して行う。

(3) 車両の運用

- ①庁用車及び調達車は、すべて総務部が集中管理する。ただし、既に、課等に配属されている車両は、総務部から要請があるまで当該課が実施する応急業務に使用する。
- ②車両の運用は、総務部が町本部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。
- ③各部は、応急対策を実施するうえで車両が必要になったときは、総務部総務班に対し運用、使用目的、使用予定時間及び台数等必要な事項を添えて配車を要請する。
- ④総務部は、常に配車状況を把握するなど車両台数を確認し、各部の要請に対応する。
- ⑤車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を配車担当に報告する。

7 緊急輸送車両の確認

(1) 緊急輸送車両

緊急輸送車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又は、その委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

ただし、道路交通法第39条に規定する緊急自動車については、緊急車両の確認手続きを省略する。

- ①警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- ②消防、水防その他の応急措置
- ③被災者の救難、救助その他の保護
- ④災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ⑤施設及び設備の応急復旧
- ⑥清掃、防疫その他の保健衛生
- ⑦犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ⑧緊急輸送の確保
- ⑨その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が行う緊急輸送車両の確認事務については、警察署若しくは災害対策のために設置した検問所で確認申請を行う。

総務部は、緊急車両の確認申請書に輸送目的、経路その他所定の事項を記載のうえ申請し、緊急輸送車両としての確認を受ける。

(3) 緊急輸送車両確認標章及び証明書

①災害応急対策の従事者及び緊急物資の輸送車両は、災害対策基本法施行令第33条に基づき県知事又は公安委員会が交付する証明書（災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第3条に基づく様式第3号）を有し、標章を掲示したものでなければならない。

②緊急輸送車両は、災害対策基本法第76条の通行禁止又は制限の対象とならない。

③交通の規制

災害対策基本法第76条の規定に基づき、災害時における交通の禁止又は制限をする。

第9節 警備、救助対策

1 陸上警備対策

災害が発生し又は発生する恐れがある場合、さまざまな社会的混乱が予想される。このため、**警察**は、住民の安全確保、犯罪の予防等の応急的対策を実施して、住民の生命、財産を保護し、被災地における社会秩序の維持に努める。

(1) 警備体制

管内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、災害の種別、規模、態様等に応じて、警察署長を本部長とする警察署警備本部を設置する。

(2) 警備活動

警察が行う警備活動に関する事項は、次のとおりとする。

①情報の収集

災害警備活動上必要な情報を収集する。

収集した情報を必要により関係機関に連絡する。

②広報

警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とする。

警察の保有する広報資材を活用して積極的に広報を行うとともに、町、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努める。

③避難の指示等

・災害対策基本法第61条又は現場の状況に応じ、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により避難の指示又は避難の措置を行う。

・警察官が前号の措置を行う場合は、原則として地域防災計画の定める避難先を示す。ただし、災害の種別、規模及び現場の状況等により、地域防災計画の定める避難場所を示すことができないときは、適宜の場所を指定する。なお、避難させたときは、直ちに町に連絡する。

・避難の誘導のあたっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の警備装備資機材を活用して行えるよう努める。

・住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り、警ら警戒、検問所の設置等を行い、財産

の保護、その他の犯罪の予防に努める。

④救出、救護等

・町及び防災関係機関と協力して、被災者の救出、負傷者等の応急的救護に努めるとともに、遺体の検案を行う。

・災害が発生した場合、災害現場にある消防機関等と協力して、危険箇所の監視、警ら等を行い、積極的に被災者の発見救助に努める。

⑤交通対策

被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施する。

⑥危険物等対策

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類貯蔵施設等大規模災害発生要因を有する施設に対しては、速やかに大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止する措置を講じるほか、銃砲刀剣類の所有者等に対する指導を徹底する。

⑦防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

2 河川警備対策

町に係わる河川における河川管理者等の警備活動に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 警報の伝達

気象業務法第15条に基づき、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報は、入手とともに関係各機関に周知させるよう努める。

(2) 情報の収集

- ①関係機関との間の情報交換
- ②情報収集のための船艇等の活用及び入手した情報の迅速な通報

(3) 広報の実施

関係機関との緊密な連絡の元に適切迅速な広報の実施を行う。

(4) 避難の勧告等

危険物、障害物の移動、除去に関する勧告

(5) 応急対策の実施

- ①避難者の緊急輸送及び一時的保護
- ②救援用物資人員の緊急輸送
- ③警戒区域の設定及び立入制限等
- ④物件等の応急的使用、収容、除去
- ⑤応急業務への従事命令
- ⑥漂流物等の保管

⑦地方機関に対する応急措置実施の要請又は指示

(6) 治安対策

適切な警備活動の実施による社会秩序の維持

第10節 ライフラインの応急復旧活動

1 上水道施設等応急対策

県企業庁は、あらかじめ定められた地震災害対策計画により、水道施設の復旧を速やかに実施する。

県企業庁は、地震発生初動時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次の手順を目途にして実施する。

(1) 要員の確保

あらかじめ定めてある地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

(2) 広報

水道施設の損壊等により、給水を停止する場合又は断水のおそれが生じたときは、町民及び消防機関等に対して影響区域等を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても随時、町に情報の提供を行う。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施などについては、復旧工事の協力に関する契約に基づき、工事業者等へ協力を要請する。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

地震災害の被害状況調査については、速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

①送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、ついで、主要な配水管など順次復旧する。

②仮設配水管の設置

給水拠点については、応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じ消火栓を併設する。

2 下水道施設応急対策

町は、災害の緊急措置及び応急復旧が円滑に行えるようその体制の確立に努める。

(1) 要員の確保

応急活動の実施にあたり、要員の不足が生じたときは、指定工事業者等から応援を求めるとともに、他の防災関係機関に対しても応援を要請する。

(2) 応急復旧用資材の確保

応急復旧に必要なとする資材は、取扱業者及び指定工事業者の協力を得て緊急調達を行う。

3 電気施設等応急対策

東京電力（株）は、地震災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止

し、速やかに応急復旧を行い電気供給施設としての機能を維持する。

(1) 非常災害対策支部の設置

非常災害の発生が予想されるとき、又は発生した時は**非常災害対策支部**を設け、必要な体制を**整える**。

(2) 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにする。

①人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にする。

②社外者（請負業者等）及び他店へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

(3) 情報の収集、連絡

災害時における情報の収集、連絡は、別に定める組織により実施する。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用する。

①保安通信施設

②移動無線設備

③携帯用無線設備

(4) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

(5) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

(6) 災害時における復旧資材の確保

①現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

②復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船舶等により行うが、不足する場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図る。

③災害時においては、復旧資材置き場としての用地を確保する。

(7) 復旧順位

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先するが、各設備の被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の大きいものから行う。

(8) 災害時における広報宣伝

感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報する。

4 ガス施設等応急対策

東京ガス株式会社湘南導管ネットワークセンター及び公益社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、社会公益施設としての機能を維持する。

(1) 都市ガス

大規模な地震等の災害が予想される場合又は発生した場合は、災害対策活動を迅速かつ適切に実施を図るために、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、導管ネットワークセンター、支店及び工場に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

① 事前対策

a) 地震時の考え方

- ・震度6弱又は250ガル以上の地震が発生した場合、工場では設備被害を点検のうえ、必要に応じて製造・供給を停止する。
- ・震度6弱又は250ガル以上の地震が発生した場合、地域をブロック化し、必要に応じてガスの送出を停止する。
- ・ブロック化した地域は、状況により高・中圧導管内残留ガスの大気放散を行う。
- ・被害のない地域に対しては、供給を継続する。

b) ブロックバルブの設置

地震状況によりガスの送出停止地域をブロック化するためのブロックバルブを設置する。

c) 放散塔の設置

一定震度以上の地震が発生した場合、高・中圧導管をブロック化し状況によりガスを安全に放散するため、主要箇所放散塔を設置する。

d) ガス遮断設備の設置

- ・低圧管へ供給するための整圧器に一定震度以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断する設備を設置する。
- ・マイセーフの設置…二次災害を防止するため、約250ガル以上の地震時にガスを遮断するシステム付きガスメーターを設置する。

e) 地震時情報収集システム

地震発生後は、有線による通信手段が不能になることを想定して、全て無線を使用し、混乱を避けるため本社防災供給センターがスキヤニング方式で統制し、総合的な措置判断のための情報収集を行う。

② 災害応急措置

a) 導管ネットワークセンター、支店及び工場は、連携体制のもとに地震によるガス施設の被害状況を早期に把握し、二次災害の防止措置をとると同時に本社防災供給センターに報告する。本社防災供給センター（常駐・交替勤務体制）は、各所の情報収集のもとに各関係課所との連携をとり、次の事項について操作を行う。

- ・地震計設置箇所の震度把握（防災供給センターに一括表示）
- ・導管網のブロック化の要否及び操作
- ・工場の製造量・送出量の調整及び停止
- ・整圧所の受量・送出量の調整及び停止
- ・工場・整圧所・高中圧ラインの放散の要否及び操作
- ・ホルダー出入弁の遮断の要否及び操作

b) 導管事業部及び工場は、復旧のための動員措置を行い、各々災害対策支部を設置する。非常体制確立までの間は、緊急指令室（常駐・交替勤務体制）が本社供給センターとの応答を行う。

③ 応急復旧対策

a) 復旧計画の作成

復旧計画には、早期に被害状況の把握をする必要があり、社の被害調査及び行政機関等からの被害情報を含めて被害状況図を作成する。被害状況図をもとに、被害の程度及び緊急供給の必要箇所等により、地区で復旧順位を決定する。

b) 復旧作業

供給を停止した地域の復旧作業は、次により行う。

- ・ 復旧地区のブロック化
- ・ 需要家メーターコックの閉栓
- ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ・ 本支管、供給管の損傷箇所の修理
- ・ ガス流入（需要家ガス供給）
- ・ 需要家広報
- ・ 内管検査
- ・ 内管損傷箇所の修理
- ・ 点火試験
- ・ メーターコックの開栓

（２）液化石油ガス

公益社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、地震時には、次の対策を行う。

① 給停止

発災直後から４８時間以内を目標に、二次災害防止のために容器バルブを閉める。

② 急供給

発災直後から１４日以内を目標に安全確認検査後、使用可能な設備は、供給を再開し、使用不可能な設備は、ゴムホースでコンロ用に供給を再開する。（公共施設等は発災直後から「応急供給」を行う。）

③ 仮設供給

避難所等への炊き出し用の臨時供給を行う。

発災後、いち早く支部組織で対応する。

④ 復旧

２週間以後、各事業所が自社ユーザーの設備改善を行い、供給を全面再開する。

５ 電話（通信）施設等応急対策

地震災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱の恐れを生ずるほどその影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について応急対策を確立する。

（１）電話（通信）の確保

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、災害の規模状況により、東日本電信電話（株）神奈川支店に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

② 情報連絡

気象業務法に基づき気象庁から伝達される情報については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。

(2) 電話（通信）の応急措置

①設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ・災害対策機器の点検、整備及び必要により非常配備を行う
- ・予備電源設備並びに燃料及び冷却水の点検と確認を行う
- ・応急復旧に必要な資材、物資の点検確認及び車両の確認並びに輸送方法の確認を実施し必要により手配を行う
- ・局舎建築物の防災設備の点検
- ・建物、施設等の巡回点検と必要な防護措置を行う

②応急措置

電気通信設備が被害等を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施する。

電気通信サービスの確保	<p>防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本として地震防災応急対策を実施する。災害が発生すると、その直後から通話が集中的に発生し、ふくそうすることが想定されるため次により対処する。</p> <p>①防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話はそ通を確保する。</p> <p>②街頭公衆電話及び避難所に設置する特設公衆電話からの通話はそ通を確保する。</p> <p>③一般加入電話からの通話については、災害時優先電話の通話を確保するため、原則として通話規制を行う。</p>
非常通話、緊急通話の優先確保	<p>防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として他の通信に優先して確保する。</p> <p>災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは移動無線車等を使用し、通信を確保する。</p>
災害対策機器の出動	<p>通信途絶の状況に応じ、直ちに可搬形無線車等災害対策機器の出動要請を行う。</p>
特設公衆電話の臨時設置	<p>東日本電信電話（株）は、被災地における通信手段として、り災者が利用する避難所に、特設公衆電話の設置に努める。</p>
災害用伝言ダイヤル「171」等の開設	<p>大規模災害の発生等により電話がふくそうした時に提供する。提供開始時期等については、テレビ・ラジオ等で知らせる。</p>
回線の応急復旧	<p>電気通信設備に被害を受けた場合、通信のそ通を確保するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。</p>

③応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

- ・電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ・現状復旧までの間の維持に必要な補強整備工事

6 鉄道施設等応急対策

東日本旅客鉄道株式会社並びに東海旅客鉄道株式会社は、災害発生と同時に運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図り、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を

維持する。

(1) 災害対策組織、動員に関する計画

横浜支社管内の施設を地震の被害から守って輸送の安全を確保するため、別に定めるところにより任務を分担する。

社員の緊急動員は、居住地の最寄り駅を中心として非常参集の体制を計画し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

①体制の発動

対策本部の関係者及び地震災害対策に関係する者は、災害により被害の発生が予想される場合は、直ちに所属する対策本部等からあらかじめ定められた場所に参集する。

②社員の非常参集

対策本部要員、災害機関の長及びその他あらかじめ参集場所に指定を受けた者を除き、社員は、最寄駅に集合して、駅長の指揮下において業務に当たる。

③緊急出務者の業務

被災旅客の救出、救護作業
消火及び警備作業
連絡及び情報の収集

(2) 情報連絡に関する計画

①情報手段の整備

通信回線は、ほとんど通信ケーブルにより構成されて線路側傍に敷設されたトラフ内に收容されているので、地震に対しては相当の強度を有する。

②通信関係の復旧体制

地震発生によって通信ケーブル断線等による通信回線不良の場合は、社員の緊急動員により復旧体制をとり、早期の復旧に努める。

③地震発生時の通信回線確保

有線回線の最小限の復旧まで情報収集、各業務機関の情報連絡は、無線系通信によって確保する。

(3) 救援、救護に関する計画

①横浜支社対策本部の設置

災害等で著しく支障又は社会的に甚だしい影響のある事象が発生したときは、対策本部を横浜支社に設置して、震災時の発動措置、指示、命令及び震災情報の収集、連絡その他復旧等について必要な措置をとる。なお、横浜支社対策本部長は支社長とする。

②現地対策本部の設置

災害の状況により現地に対策本部を設置して、必要な応急活動を行う。
現地対策本部長は、地区長とする。

(4) 災害時の初動措置

①旅客に対する広報

乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、又は輸送指令からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

駅長は、地震被害の状況を考慮して、旅客及び公衆の動揺、混乱を招かぬようにするために、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての放送を行い周知に努める。

②避難誘導

乗務員は、列車又は線路建造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令及び近接の駅長と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外に避難が危険と認められるときは、一時構内の安全な箇所を選び待機する。

被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関及び横浜支社、隣接防災機関、医療機関の応援を求める。

③箇所長の救護事前措置

箇所長は、災害事故に対処するため事前に次の措置を講ずる。

- ・ 救護を要請する箇所及びその方法
- ・ 負傷者に対する応急措置
- ・ 救急収容病院の選定
- ・ 負傷者の輸送方法
- ・ 部外関係機関等に対する緊急連絡の方法
- ・ 救護用材料の整備及び点検
- ・ 救護上必要な教育
- ・ その他救護に関し必要な事項

④横浜支社の行う救護事前措置

- ・ 災害の規模に応じた救護計画の樹立
- ・ 緊急救護措置に関する諸般の検討
- ・ 部内外関係機関との連絡協調
- ・ 救護資機材の整備

⑤救護班の派遣

横浜支社は、救護班の派遣を必要とする事態が発生した場合は、災害事故の状況を勘案して出動する救護班の数その他必要事項を決定して、直ちに東日本旅客鉄道株式会社に救護班の派遣を要請し、必要な救護措置を講ずる。

(5) 他の機関との相互協力に関する計画

駅は、町の災害対策本部及び防災関係機関並びに医療機関と密接な防災体制を確立して被害を最小限に止めるよう努める。

(6) 関係施設の応急復旧に関する計画

復旧の体制は、運行本部職員を動員するほか外注工事能力を全面的に活用して、線路建造物、建築、電気、通信等各系統別地域別に復旧にあたる。

(7) その他災害の応急対策に関する計画

地震災害において、食糧、応急復旧用資機材、要員の輸送、被災者の疎開及び生活必需品輸送等のため救援列車の輸送を実施する。発電設備、送電設備等が広域に被害を受けた場合でも、軌道状況の復旧次第直ちに輸送可能とするため、他支社に保有するディーゼル機関車及びディーゼルカーを応援要請する。

(8) 地震による運転規則

在来線では、要注意建造物のある地点に地震計を設置して、地震が発生すると地震計と連動

した警報機が停止信号を現示して列車を停止させるほか、次により安全を期す。

- ①乗務員は、地震を感知して列車運転に危険と認めたときは、列車の出発を見合わせる。
- ②駅長は、強い地震を感知して列車運転が危険と認めたときは、列車の出発を見合わせる。
- ③乗務員無線による情報の伝達

地震発生の場合、駅に地震発生の表示を出すと同時に、乗務員無線による警音を自動発信させて乗務員に地震の発生を知らせて列車を停止させるとともに、乗務員無線によって輸送指令から情報を伝達する。

- ④特殊信号発光機による列車の停止

長大橋りょう等で路盤条件が悪くなっている線路構造物または工事中などで一般路線に比べて強度が低く、重点警備箇所となっている線路構造物は、その強度に見合った震度階で運転を規制する必要があるため、構造物の近くに感震器を設置して、地震が発生したときは、感震器に接続した特殊信号発光機に自動的に停止信号を現示して列車を停止させる。

第 11 節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする町民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

1 被災者等への情報提供

町は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

(1) 町

- ①住民に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他生活に必要な情報の広報活動を行う。
- ②民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入れ体制を整備し、これらの情報の活用に努める。

(2) 集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互応援に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報する。

(3) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施する。

(4) 関係機関の情報交換

町、県、防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

2 災害相談対策

(1) 災害相談の実施

町は、災害を受けた住民の生活上の不安などの解消を図るため、必要がある場合には、臨時災害相談所を設け相談活動を実施する。

(2) 臨時災害相談所の開設

町は、避難所、被災地及び避難地等に臨時災害相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関へ連絡して早期解決に努める。

(3) 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、外国人への対応についても、配慮しながら各種相談に応ずる。

(4) 相談業務の内容

- ①生活資金の斡旋、融資に関すること。
- ②被災住宅の修理及び応急住宅の斡旋に関すること。
- ③行方不明者の捜索に関すること。
- ④その他

3 物価の安定、物資の安定供給

町は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第12節 広域的応援体制

災害が発生した場合、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、所管に係わる災害応急対策を実施するとともに、町が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力する。

1 国に対する応援要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め災害対策の万全を期する。

なお、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及びあつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（斡旋）する理由
- (2) 派遣を要請（斡旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の勤務条件等
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 他市町村に対する応援要請

町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、**災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定や、市町村間の**応援協定等に基づき他の市町村に応援を求め、災害対策の万全を期する。

3 自衛隊に対する災害派遣要請

町は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対し派遣に必要な事項を文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって依頼し、事後文書を送付する。な

お、状況が急を要し、要請権者の要請を待っては時期を失すると認められるときは、最寄りの部隊等の長にその内容を通報連絡するとともに、事後速やかに所定の手続きをとる。

(1) 要請方法

町長が自衛隊の派遣要請の意思決定を行うことになるが、不在の場合は、その時点の災害対策本部長とする。町の災害派遣要請に関する事務手続きは、町災害対策本部の事務局において、次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きを行う。

- ①災害の状況及び派遣を要する理由
- ②派遣を必要とする期間
- ③派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機の概要
- ④派遣を希望する区域及び活動内容
- ⑤その他参考となるべき事項

(2) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する範囲は、次のとおりとする。

- ①被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- ②避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- ③行方不明者、負傷者等の搜索救助
(ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施)
- ④水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のうづくり、積み込み、**運搬及び設置**
- ⑤消防活動
利用可能な消防車、防火用具による消防機関等への協力
- ⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除、施設の損壊又は障害物がある場合の除去、街路や鉄道線路上の転覆トラックや崩土等の排除及び除雪等(ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合)
- ⑦診察、防疫、病虫害防除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等(薬剤等は県又は町において準備)の支援
- ⑧自衛隊の通信連絡に支障を与えない限度における通信網の整備
- ⑨人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)
- ⑩炊飯及び給水の支援
緊急を要し他に適当な手段がない場合
- ⑪救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府第1号)による。
- ⑫交通規制の支援
自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
- ⑬危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保全措置及び除去
- ⑭予防派遣
災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段がない場合

⑮その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

(3) 災害派遣部隊の受入に係る調整

①他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

②作業計画及び資材等の準備

町は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく先行性のある計画を立てるとともに、作業実施に必要なかつ十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関係ある管理者の了解を得られるよう配慮する。

③自衛隊との連絡窓口の一本化

町は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を災害対策本部事務局におく。

町長は、自衛隊の活動状況について随時知事に報告するものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ①派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係わるものを除く）の購入費、借上料及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電気、電話及び入浴料等
- ③派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ④派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- ⑤その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

4 広域応援部隊の受入体制

町は、広域応援活動拠点7箇所を開設し、応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整える。

- (1)川とのふれあい公園
- (2)倉見スポーツ公園
- (3)県立寒川高校
- (4)宗教法人 寒川神社
- (5)日産工機株式会社
- (6)エプソントヨコム株式会社
- (7)J X 日鉱日石金属株式会社

5 自発的支援の受入

(1) ボランティアの受入等

町は、寒川町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行う。

(2) 海外からの支援受入

町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入を決定した場合には、その受入と円滑な活動の支援に努める。

【自衛隊連絡先】

区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号
陸上自衛隊	第4施設群本部第3科	座間市座間 046 (253) 7670	———
	第31普通科連隊本部第3科	横須賀市御幸浜1-1 046 (856) 1291	31普通科連隊局番号486 電話：9201 第3科 9202 部隊当直司令室 FAX：9200 第2科 9220 部隊当直司令室
海上自衛隊	第4航空群本部	綾瀬市無番地 0467 (78) 3611	———

第13節 災害救助法の適用

災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、町長は、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として、救助を県知事に要請する。

災害救助法による救助は、災害に際しての飲料水、食糧、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施する。

1 災害救助法の適用基準

（1）住家が滅失した世帯数が、次のいずれかに該当する場合

- ・町内の住家滅失世帯数が60世帯以上に達したとき。
- ・県内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上になり、かつ、町内の住家滅失世帯が30世帯以上に達したとき。
- ・県内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上になり、かつ、町内で多数の世帯の住家が滅失したとき。

（2）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半焼し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 被害認定

被害の認定基準は、次のとおりとする。

（1）住家

住家とは、現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

（2）世帯

世帯とは、生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

（3）死者

死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができな

いが死亡したことが確実なものをいう。

(4) 行方不明

行方不明とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。

(5) 負傷

負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。負傷のうち重傷とは、1 か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷とは、1 か月未満で治療できる見込みのものをいう。

(6) 全壊・全焼、流失

全壊・全焼、流失とは、住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積のその延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

(7) 半壊・半焼

半壊・半焼とは、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延べ床面積の20%以上で70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

(8) 床上浸水

床上浸水とは、上記(6)及び(7)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床以上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(9) 床下浸水

床下浸水とは、浸水がその住家の床以上に達しない程度のものをいう。

(10) 一部損壊

一部損壊とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損したごく小さなものは除く。

3 滅失住宅の判定基準

(1) 全壊、全流出

- ①建物の全部が倒壊又は流出して原形をとどめないもの。
- ②建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根又はその一部が地上に落ちたもの。
- ③建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し又はその仕口、継手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復旧できないもの。
- ④屋根が吹き飛ばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が、剥落し又は再使用できず、かつ、建物の傾斜が著しく復旧が困難であるもの。

(2) 全焼

- ①主要構造部材のほとんど全部が焼失したもの。
- ②屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部も相当損傷したもの。
- ③屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの。

4 適用手続

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、町における災害が、災害救助法の適用基準に該当し又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちに次の事項を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。

- ①災害発生の日時及び場所
- ②災害の原因
- ③災害発生時における被害状況
- ④法適用の有無
- ⑤既にとった措置及び今後の措置等

(2) 緊急時の特例

災害救助法第30条により、県知事が町に対して行う救助の実施に関する職権の一部委任に関して、委任されていない事項についても、災害が突発し県知事の指示を待ついとまがない場合には、町が救助を開始し、事後速やかに県知事に報告するとともに、同法施行令第8条の規定による補助として実施する。

第14節 二次災害の防止活動

余震又は降雨時等による水害、土砂災害、余震等による建築物、構築物の倒壊等に備え、二次災害の防止策を講ずる。

1 水害、土砂災害対策

町は、余震あるいは降雨等による二次的な被害に対して点検し、応急対策を実施する。また、土砂災害等危険箇所点検については、専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

また、町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

2 建築物及び敷地に係る二次災害対策

(1) 町は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次被害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を標識で標示し、町民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を講ずる。また、町は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が不足していると判断した場合には、県に派遣を要請する。

(2) 建築業者等もボランティア調査活動等で、自社施工の建築物、構築物の危険性を調査し、一定の役割を果たす。

3 爆発等及び有害物質による二次災害対策

(1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発等のおそれが生じた場合

は、速やかに関係機関等に連絡する。

(2) 町及び事業者は、有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を実施する。

第 15 節 被災地の応急対策（障害物の除去、応急仮設住宅等）

1 災害対策基本法第 59 条に基づく障害物の除去

(1) 実施機関

①町は、応急措置を実施するため支障となる工作物等の除去を行う。

②道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。ただし、県所管の道路、河川等については、県土整備局が警察本部の協力を得て行う。

③がけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行うものとし、町のみで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請する。

④その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者が行う。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む。）除去の対象は、次のとおりとする。

①住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合

②河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合

③緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合

④その他公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

①実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

②除去作業は、緊急な応急措置上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を顧慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、町は、おおむね、次の場所に集積廃棄又は保管する。

①廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所

②保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所

③除去した障害物が、二次災害の原因にならないような場所

④広域避難場所以外の指定された場所

県指定の緊急輸送路については、県道・町道のそれぞれの道路管理者が除去作業を実施するが、集積場所については、寒川町青少年広場等をあらかじめ指定する。

(5) 除去に必要な機械器具

障害物の規模及び範囲によって対策をたてるが、比較的小規模のものについては、都市建設部職員をもって処理するが、その他のものについては、町内建設業者の協力を得て行う。

(6) 障害物除去に関する応援、協力要請

町は、住民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について必要に応じ県及び一般社団法人神奈川県建物解体業協会に対し応援、協力の要請を行う。

2 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

災害による被災者で、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者（例：生活保護法の被保護者若しくは要保護者又は特定の資産を持たない失業者、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障害者、勤労者並びに小企業者又はこれらに準ずる経済的弱者）であること。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じ県知事は町長に対し事務委任することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、県が実施する。ただし、被害の程度その他必要と認められる場合は、県知事は町長に対しこれを委任することができる。

(4) 規模及び費用

- ① 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり29.7平方メートル（約9坪）とする。なお、この規模は、一戸当たりの平均を示したものである。
- ② 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(5) 建築場所

災害救助法による応急仮設住宅の建設予定地は、公有地及び民有地のうち、応急仮設住宅の建設が可能と思われる一定の基準を満たす土地のうちから災害時の状況により選定する。

- ① 都市公園、緑地及び広場
- ② 町有地及び国有地
- ③ その他

(6) 着工及び完成の時期

① 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

② 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、必要最小限度の期間を延長することができる。ただし、災害救助法が適用された場合は、事前に厚生労働大臣に承認を得て期間を延長することができる。

③ 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活を営むことができない者であること。
- ② 自らの資力で応急修理のできない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、現物給付をもって実施する。

(3) 修理の範囲と費用

- ① 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

②費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(4) 応急修理の期間

原則として災害の日から1ヶ月以内に完了する。

(5) 応急仮設住宅の建設等

町及び県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について、関係機関等に対しあらかじめ締結した協定に基づき協力を依頼する。

4 り災証明

(1) 発行手続き

町は各種災害報告書に基づき、り災証明を発行する。

(2) 証明の種類

- ①地震による被害を証明するもの
- ②風水害による被害を証明するもの
- ③火災及び救急搬送を証明するもの

第16節 地区住民の協力

災害に際し、災害応急対策の円滑な実施を図り、町民の身体、財産を保護し、社会秩序を維持するには、行政機関のみの活動では十分な成果は期しがたいので、隣保互助の精神にのっとり住民組織の活用を図るため、次のとおり定める。

1 住民組織の活動範囲

(1) 自ら計画し活動する範囲

- ①災害に際し、情報を収受したときは速やかに町等に通報する。
- ②応急的避難、給食等につき隣保協力して行う。
- ③被災者のための救助、救急活動を行うとともに関係機関に協力すること。

(2) 町が要請し活動する範囲

- ①り災者の収容、避難、食糧供給活動の協力
- ②り災地の清掃及び防疫活動の協力
- ③その他町長が特に必要と認めた活動の協力

2 町長が行う活動要請の手続き

(1) 民間団体の活動要請の手続きは、各部長が必要と認めたとき直接民間団体の責任者に対して行うものとする。この場合、直ちに町長にその要旨を報告しなければならない。

(2) 民間団体の活動要請の場合には、次の各項について明らかにし、活動が円滑にできるように配慮しなければならない。

- ①災害活動の内容
- ②協力希望の人数
- ③調達を必要とする用具

- ④活動の場所、期間
- ⑤その他参考となる事項

3 活動内容と事後の措置

民間団体等の活動協力が決定したときは、各部長は町長に報告するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣する。派遣された職員は活動状況を把握するとともに町との連絡にあたる。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画をたてる。
- (3) その他作業の円滑を図る処置を行う。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を町長に提出する。

- ①活動の内容
- ②活動の人員と期間
- ③活動の場所
- ④活動の効果
- ⑤事故がある場合は、その内容
- ⑥その他、今後の参考となる事項

第 17 節 津波災害対策

1 津波情報の受伝達

町は、あらゆる手段の活用を図り、町民が迅速かつ安全に避難できるよう、津波注意報等を伝達する。

	避難情報等の発令	対応
大津波警報 津波警報	○防災行政用無線による広報等	○避難勧告または指示の発令 ○河川(相模川)監視 ○関係機関との連絡調整
津波注意報	○注意喚起	○河川(相模川)監視 ○関係機関との連絡調整

(1) 情報収集

気象庁が相模湾・三浦半島に津波警報を発表した場合、防災行政通信網を通じて県より津波情報等を受理するとともに、災害情報管理システムにより被害の早期把握と情報の共有化

を図る。

(2) 広報活動

町は、大津波警報・津波警報が発令されたときは、防災行政用無線等を通じて、直ちに町民等に伝達する。また、必要に応じ避難勧告又は指示の発令を行う。

(3) 県および隣接への連絡

町は、津波のための避難勧告または指示をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接市へ連絡する。

2 河川（相模川）監視

町は、気象庁より大津波警報・津波警報が発表された場合には防災行政用無線等による広報及び河川（相模川）監視を実施する。また、町は、監視により異常を認めた場合、又は危険が生じるおそれがある場合は、速やかに河川利用者等に対し、津波に関する情報を伝達し、必要に応じ避難勧告又は指示を行う。

第5章 復旧・復興対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層推進する必要があることを再認識した災害であった。これらの教訓を踏まえ、あらかじめ復旧・復興対策の内容を体系的に整理し、震災後の復旧・復興対策が推進できるよう、地域防災計画に位置づけたものである。

第1節 復旧・復興に関する事前対策

1 被災状況調査に関する事前対策

復興対策及び復旧対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うためには、地域全体の被災状況、建築物・人的被害、市街地・都市基盤施設・経済的被害など、さまざまな被災状況を把握するための調査が必要となるので、町は、事前にこの被災状況調査について検討する。

(1) 調査項目の検討

町及び施設管理者は、被災状況調査の用途に応じて、把握すべきデータ及び項目を整理する。

(2) 被災調査の効率化の検討

町は、より効率的に被災状況調査を行うため、また一つの調査結果をさまざまな用途に用いることができるように、調査の汎用性を高める方法を事前に検討する。

2 復興計画の策定に関する事前対策

町は、防災と発災後の復興の迅速化、適切化を図ることを目的として、災害発生後の取り組むべき復興対策の項目や、その方向性を事前に検討するとともに、発災前の事前に対応しておくべき事業を合わせて検討する。

3 市街地復興に関する事前対策

町は、都市のあらゆる被災状況に対応することができる復興施策のメニューや復興計画の策定から実現までの過程における町民参加、合意形成、支援策などを網羅したマニュアルを作成することにより、都市の速やかな復興に努める。

(1) 市街地の復旧・復興の方向や方針基準を事前に検討

町は被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、既存の長期計画・広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに、被災地区について迅速な復旧を目指すか、災害に強いまちづくりといった中長期的な課題の解決をも図る計画的市街地復興を図るか決定することになるので、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する判断基準を事前に検討し、併せて復興地区区分等の定義についても検討する。

(2) 災害に強いまちづくりの促進

木造密集市街地等の災害に対する脆弱性が指摘されている地区は、発災した場合には迅速に調査を行い被害状況を把握する必要があるので、町は、平常時から地区の把握や、各種事業の実施により災害に強いまちづくりを促進する。

(3) 各種データの整理及び保存

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整理及び保存に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保

存に努める。

(4) 補助事業に関する情報収集

町は、復興対策を実施するに当たって各種補助事業の円滑な活用を図るため、想定される被害に対する復興事業に活用可能な補助事業の情報収集や、補助事業の組み合わせ方について検討する。

(5) 被災市街地復興特別措置法の運用方法の検討

町は、震災復興において被災市街地復興特別措置法を有効に活用するための運用方法について検討する。

4 都市基盤施設の復興に関する事前対策

町は、都市基盤施設の復旧・復興の考え方としては、原状復旧に近い形での復旧、既存計画の実行による復興、新たな整備計画の策定をとまなう復興の3つに整理し、復興施策を事前に検討する。

(1) 都市基盤施設の復旧・復興に関する情報交換

町は、都市基盤施設の復旧・復興に関し、通常時から情報交換や復旧・復興の事例研究を行う。

(2) 都市基盤施設の防災性の向上

町は、通常の都市基盤施設の整備、更新において、計画的に耐震性の向上等、災害に強い都市基盤施設整備を推進する。

5 生活再建支援に関する事前対策

震災による被害の受け方は世帯により様々であり、被災世帯が生活復興を図る上で何が重要なのか、どのような支援が必要になるのか十分に考慮し、事前に生活再建支援策を検討する。

(1) 災害廃棄物等の処理に関する事前対策

町は、環境に配慮し、かつ迅速な災害廃棄物等の処理を進めるため、仮保管場所・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け、関係機関との調整を行うとともに、県・市町村・民間による処理体制の整備に取り組む。

災害廃棄物等の処理は、その量や質からみて、町だけでは処理しきれない場合が考えられる。

このため、町は、民間協力の積極的な活用を図りながら、事前の要員、資機材の整備状況の把握や要請及び作業の具体化、並びに訓練を実施する。

(2) 応急仮設住宅の建設に関する事前対策

① オープンスペースの恒常的把握

町は、国有地、公有地の仮設住宅の建設が可能な大規模なオープンスペースの面積、分布状況等を恒常的に把握する。このオープンスペースについては、救援物資基地用地、災害廃棄物の一時的な集積用地としての利用も考えられるので、震災後の活用方法について検討する。

② 民有地借り上げの検討

町は、一定規模以上の民有地についても、借り上げのシステムを検討する。

③ 応急仮設住宅供給量の把握

町は、応急仮設住宅建設事業者と協力し、応急仮設住宅の供給及び建設可能量の事前把握

に努める。

(3) 被災者生活再建支援基金への出えん

町は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金を支給するための同基金への資金の出えんを行う。

(4) リ災証明に関する事前対策

家屋の全壊半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行うが、査定漏れや査定の追加などによる混乱が生じないように、事前に、町は、被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育の徹底などを検討する。

(5) 義援金に関する事前対策

義援金については、家屋の全壊・半壊に対する義援金の配分を世帯単位で行うか、世帯構成人数を考慮するのか等の配分の公平性の問題や、義援金を送る側に特定の自治体の被災者に支援するという意向がある場合の対応等、さまざまな課題があるので、町は、適切な義援金配分ルールを事前に検討する。

(6) 要援護者の生活再建支援に関する事前対策

① 要援護者への情報提供

町は、災害発生直後から復興期にかけて、高齢者、障害者等の要援護者に対し適切にサービスが提供できるように、社会福祉施設等の管理者や、関係機関との情報の収集・提供に関する連携システムを強化する。

② 社会福祉施設の防災機能の強化

町は、高齢者、障害者等の要援護者のため、社会福祉施設に避難所としての機能を持たせることができるよう、施設の耐震化や受入れのための支援体制の整備に努める。

6 地域経済復興支援に関する事前対策

震災による経済的ダメージの大きさは、被災前の地域の経済状況や被災事業者の種類等によって大きく変わってくる。このような地域の特性や、被災状況を十分に考慮し、どのような地域経済復興施策を実施していくのか事前に検討する。

(1) 中・長期的な産業振興の基本方針の明確化

町は、地域経済復興施策を実施するに当たっては、既存の「寒川町総合計画」との整合を図る必要があり、事前に復興に関する産業振興の基本方針を明確化することを検討する。

(2) 仮設営業基盤に関する事前対策

町は、中小企業の工場等が被災した場合に仮設工場を建設し、被災事業者到低廉な賃料での貸付や、仮設住宅同様、建設用地の事前選定、建設用資材の事前準備等について検討する。

第2節 復旧・復興対策

1 被災状況調査

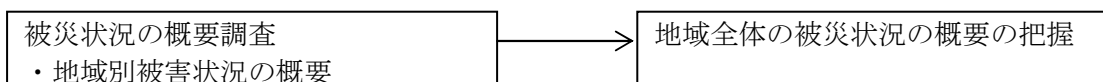
本計画第4章の災害時の応急活動対策において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被害概況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに、詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、応急住宅対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、被災状況調査を行う。

○ 被災状況調査の概要フロー

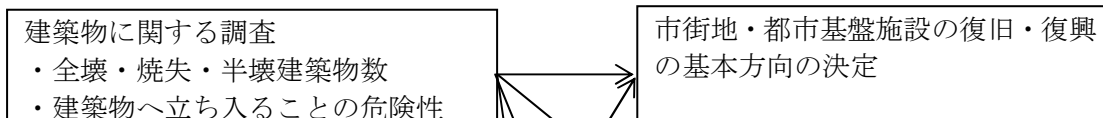
調査で把握すべきデータ及び項目

調査の用途

【被災直後】



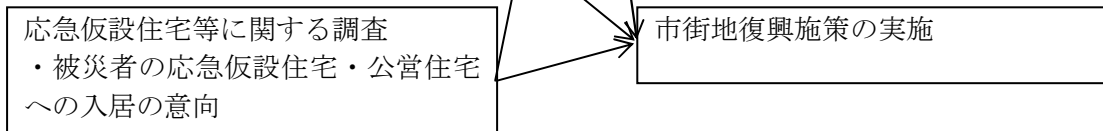
【被災後1～2日】



【被災後3～5日】



【被災後5～10日】



(1) 市街地、都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

庁内関連部署の職員を迅速に召集し調査体制を確立して、調査を行う。また、人員が不足する場合には、庁内他部署、あるいは他自治体に応援を依頼し、調査体制を確立する。

①建築物の被災状況の概要調査

町は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の概要調査を行う。

②都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行う。

(2) 応急住宅対策に関する計画を作成し実施するための調査

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意志決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

①応急仮設住宅必要戸数の把握

町は、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」、「避難者数及びその分布」等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、公営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握する。

(3) 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

復興計画の作成及び復興計画を実施するため、詳細な調査を次のとおり行う。

①市街地復興に係わる調査の実施

町は、市街地復興を行っていくためには、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区については、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行う。

②生活再建支援に係わる調査（り災証明の発行等に係わる住宅の被災調査等の実施）

a) り災証明の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

町は、災害見舞金等を支給するためり災証明が必要であるので、「全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

b) 死亡者数、負傷者数等に関する調査の実施

応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数等を把握する。また、震災による負傷者数や負傷の内容についても調査を行う。

c) 震災による離職者数についての調査の実施

地域経済の被災状況を把握するとともに、震災による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について調査を行う。

③地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

a) 物的被害状況調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について調査を行う。

b) 地域への影響の把握

町は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、業務停止期間等を把握する。

2 復興計画の策定

町は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

○ 復興計画を策定する上での方針

1 目標レベル・復興の方向性の設定

町民、事業者、一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が、地域都市のあるべき姿を共有することが必要なので、復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にすること。

2 復興事業の効果的な実施

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、このような多岐にわたる復興事業の計画面での整合性のチェックや調整を図ることにより、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すこと。

3 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要となり、復興計画を策定していく課程において地域全体の合意形成を図っていくこと。

4 復興の理念・施策体系等の公表

復興計画には、復興を行っていくための具体的な手法としてさまざまな復興施策が記載されるので、復興計画を策定し町民に公表することにより、地域住民に対し復興施策を具体的に伝えること。また、被災自治体に対し国や他の自治体等からさまざまな形で支援が行われ、これらの外部団体に対し復興の理念・施策体系等を示すこと。

(1) 復興計画で規定すべき事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要である。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおり。

- ①復興に関する基本理念
- ②復興の基本目標
- ③復興の方向性
- ④復興の目標年
- ⑤復興計画の対象地域
- ⑥個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- ⑦復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧復興施策や復興事業の優先順位

(2) 復興計画策定のプロセス

①復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に係わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部署において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部署の調整を行う。

②多段階のプロセスによる復興計画の検討

町は、復興計画に県民の意見の反映、庁内各部署間の調整、被災教訓の反映、復興計画の広域的な整合を確保するため、次のとおり多段階のプロセスを踏むことに努める。

a) 復興計画作成に当たっての基本方針についての検討

震災復興本部は、各部署間の調整を行った上で、復興計画作成に当たっての基本方針についての庁内原案を作成する。

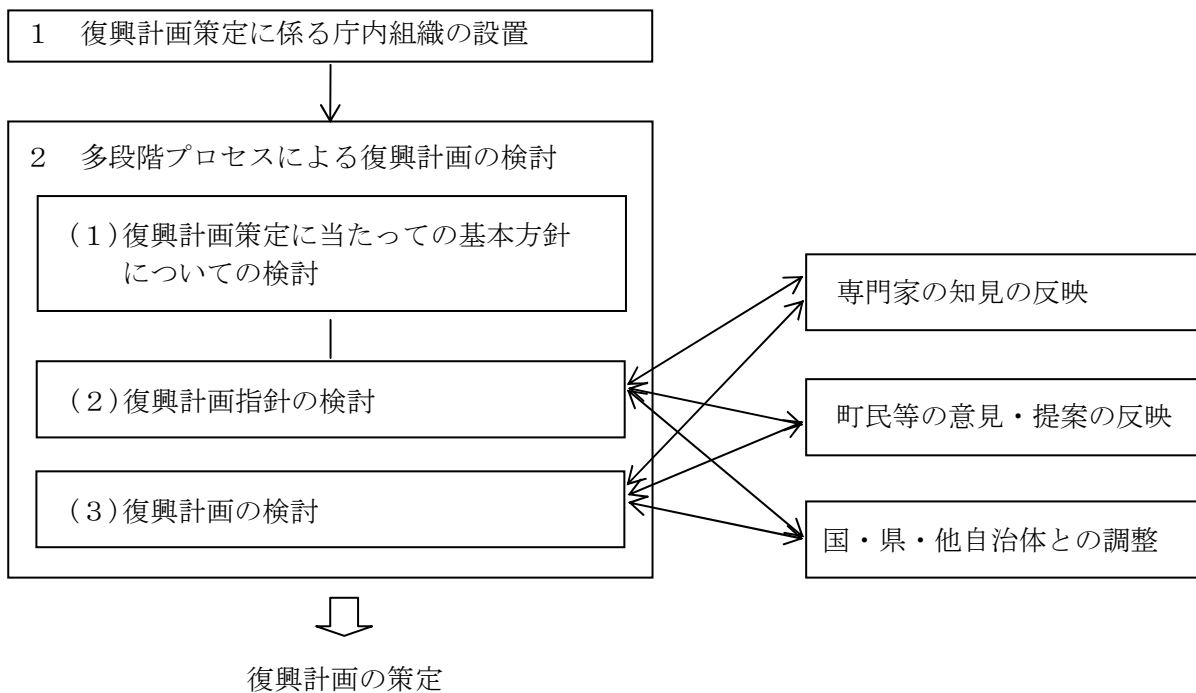
b) 復興計画指針の策定

庁内原案をもとに、復興計画の基本方針となる指針を策定する。

c) 復興計画の検討

指針をより具体的に検討し復興計画を策定します。また、被災分野が幅広い場合には、より綿密に復興計画を検討するために、都市計画、産業、雇用、保健、医療、福祉、生活、文化、教育等の分野別に部会等を設置し、各部会での検討内容を取りまとめる。

○ 被災状況調査の概要フロー



(3) 整合性のとれた復興計画の策定

社会経済活動全般に甚大な障害を生じる災害から被災地域を再建するためには、都市構造、産業基盤全般にわたる整合性のとれた計画的復興が必要なため、関係機関との調整の下に、町は県及び周辺市町の協力を得て、復興計画を策定・推進する。

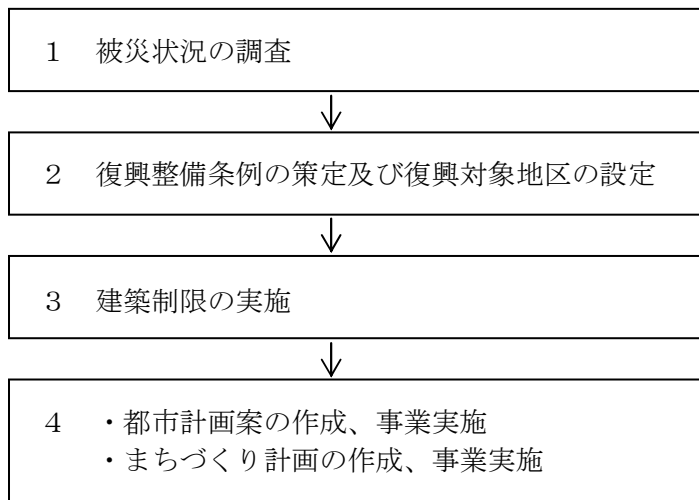
3 市街地復興

市街地復興の決定に当たっては、まず、被災地区について、被災の状況、地域の従前の基盤施設の整備の状況、既存の長期計画・広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに、迅速な復旧を目指し、かつ災害に強いまちづくりといった中長期的な計画的市街地復興を図るのかを検討する。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図る。

特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる原状復旧ではなく、合理的、かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていく。

○ 市街地復興のフロー



(1) 被災状況の調査

町は、被災状況について概要調査を行うとともに、被害が大きい地区については、被災状況の調査を行う。また、町民・地権者等の所在確認を早急に行う。

(2) 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

町は、生活の基盤である市街地の復興について、自治体の方針を宣言するものとして条例を定めるよう努める。この条例には、自治体、町民、事業者の役割を明示するとともに、復興対象地区の地区区分等を明示する。

(3) 建築制限の実施

町は、被災の程度や従前状況によって、都市計画・区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施する。

(4) 都市計画案の作成、事業実施

町は、町民の意見の集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きに従い都市計画決定を行う。また、土地区画整理事業に関する特例が設けられており、これらの特例を活かした事業計画を作成し、事業を実施する。

(5) まちづくり計画の作成、事業実施

町は、法定区域以外の地域では、まちづくり協議会等の住民組織が中心となって、地区全体のまちづくり計画を作成し、市街地復興の方針を定める。

また、まちづくり計画に従い、任意事業を活用し市街地復興を進めていく。

(6) 復旧・復興の基本方向の早期決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等、町民の意見を踏まえ、迅速な原状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定する。

(7) 防災都市づくり

町は町民の理解の下に、都市の将来像を明らかにして、災害防止はもとより、快適な都市環境の創造に向けた防災都市づくりを進められるよう積極的な支援と必要な調整に努める。

4 都市基盤施設の復旧・復興

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいはさらに防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施する。

(1) 被災施設の復旧等

①町は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、町管理の公共施設の復旧や被災地区住民に対する、人的、物的な支援を進める。

また、被災施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努める。

②ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努める。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備などライフラインの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震・不燃化などを基本目標とする。

○ 各都市基盤施設とその復旧・復興施策

区分	耐震性の強化等	既存計画の実行	既存計画の見直し・新たな計画の作成
道路施設	・道路施設の耐震性の強化	・既存計画の実施	・新たな計画の策定 ・新たな計画の事業化
公園緑地	・既存の公園の拡充	・既存計画の実施	・新たな事業計画の策定 ・新たな計画の事業化
鉄道施設	・鉄道施設の耐震性の強化	・既存計画の実施 (高架化、複々線化)	・新たな計画の策定 ・新たな計画の事業化 (高架化、複々線化)
ライフライン施設	・ライフライン施設の耐震性の強化	・既存計画の実施 (共同溝化、地中化等)	・新たな計画の策定 ・新たな計画の事業化 (高架化、複々線化)

①道路

町は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し基本方向を決定する。

②公園・緑地

町は、管理する公園緑地について、被害状況調査を行い、復興のパターンとして、既存公園の拡充、都市計画決定されている公園緑地整備の実施、新たに必要となる公園緑地整備を行う。

③鉄道施設

基本的に、被害調査は民間事業者が行い、町は被害状況及び被害調査結果を共有するよう努め、鉄道施設の復旧と関連する他の都市基盤施設や市街地復興と復旧スケジュール等の調整を行う。

また、民間事業者が行う復旧事業について、国に対し国庫補助要件の緩和措置などを要望する等の支援を行う。

④ライフライン施設

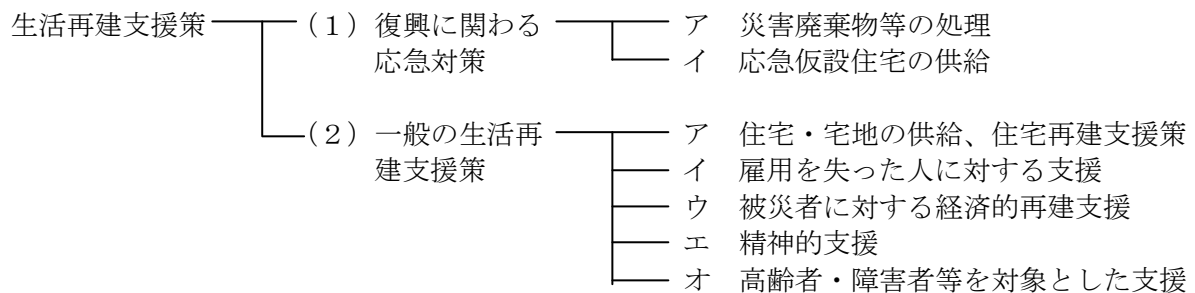
施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、調査が重複しないよう行い、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、整合性を図りながら基本方向を決定する。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策、復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定する。

5 生活再建支援

生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定める。

○ 生活再建支援策のフロー



(1) 復興に係わる応急対策

①災害廃棄物等の処理

町は、災害廃棄物等の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分を図る。

a) 災害廃棄物等の処理

・ 災害廃棄物等の発生量の推計

町は、発災時に大量に発生する災害廃棄物等を迅速かつ効果的に処理するために、災害廃棄物等処理実施計画の策定に当たって、災害廃棄物の発生量を推計する。

・ 災害廃棄物等処理実施計画の策定

町は、現実の被災状況を踏まえ、災害廃棄物等処理実施計画を策定する。

・ 災害廃棄物等の処理

町は、民間住宅、中小企業事業所等の建築物の損壊・焼失等に伴い発生した災害廃棄物等について、処理することを必要と認めた場合には、その撤去、処理を行い、国に補助の申請を行う。

また、町民からの災害廃棄物撤去の申請の受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その委託した民間業者が適正処理を行うよう指導を行う。

さらに、被災した公共土木施設、公共建築物、大企業の事業所等の建築物の解体、撤去、処理、処分については原則として当該施設の管理者や所有者が行う。ただし、輸送路確保

のため緊急を要し、当該施設の管理者や所有者による解体・撤去が困難な場合には、道路管理者が撤去を行う。

なお、ごみ及び粗大ごみ、し尿については、自己のみでは処理を行うことが困難な場合は、支援内容を明確にし、県に対して要請する。さらに、収集・処理体制の通常時への復旧計画を策定し、迅速な処理を行う。

② 応急仮設住宅等の供給

町は、災害救助法が適用されない場合は応急仮設住宅等の供給、公営住宅等の空き家の活用等により当分の間の生活の支援や居住の安全を確保する。

a) 応急仮設住宅の供給

- ・ 応急仮設住宅建設に関する意思決定

町は、被災状況概要調査によって把握した全壊・焼失・半壊建築物数を基に、応急仮設住宅を建設するかどうか意思決定を行う。

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、建物の被害状況の把握、避難者の応急仮設住宅への入居の意向について聞き取り調査を実施し、応急仮設住宅の必要戸数を把握する。

- ・ 応急仮設住宅建設用地の確保

町は、建設可能な町有地を選定し建設用地を確保する。

- ・ 応急仮設住宅住戸形式の決定

町は、応急仮設住宅建設業者等と協議のうえ、応急仮設住宅住戸形式を決定する。

ただし、災害救助法が適用される場合は、県と町、関係団体と調整のうえ、住戸形式を決定する。

- ・ 応急仮設住宅建設事業者の選定、発注及び建設

町は、応急仮設住宅建設事業者に対し、応急仮設住宅の生産供給体制を確立し全面的に協力するよう要請するとともに、建設業者を選定、発注し建設に着手する。

ただし、災害救助法が適用される場合は、県が応急仮設住宅を建設する。

- ・ 応急仮設住宅への入居者募集

町は、応急仮設住宅への入居者の募集を行う。この際、弱者優先の観点から、入居者の優先順位を設定し、選考する。

- ・ 公営住宅等への一時入居

町は、被災地近隣の自治体に対し、一時入居のための公営住宅提供の要請に努める。

(2) 一般の生活再建支援策

① 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援

町は、建築物の被災状況の調査による継続使用の可否、住宅復興に関する情報の提供、あるいは、被災者の住宅対策として、自己再建の支援、災害公営住宅（一定条件のもと、公営住宅法に基づく）の供給を行う。

a) 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援

- ・ 住宅復興に関する情報の提供

町は、住宅の復興を促進させるため、行政からの助成内容、住宅再建メニュー、再建モデルプラン、一般的な再建費用、再建成功事例、再建活動事例など住宅復興に係わる様々な情報を提供する。

また、住宅再建に関する補助制度、事業制度、再建資金等についての相談に応じる機関を設置します。具体的には、相談所での情報提供、情報誌の発刊などである。

- ・ 住宅供給に関する基本計画の作成

町は、応急仮設住宅の早期解消及び生活の再建を図るため、適切かつ計画的な住宅供給に関する基本計画を作成する。

- ・ 住宅供給及び民間住宅の自己再建の支援

(民間住宅の自己再建)

町は、民間住宅の自己再建に向けて、住宅取得者に対する支援を検討する。

(マンション等(区分所有建築物)の再建)

町は、マンション等の再建について、必要に応じ既存不適格建築物に対する既存許可制度の積極的活用、及び専門家の派遣、相談所の設置などを検討する。

(民間賃貸住宅建設の促進)

町は、民間賃貸住宅の早期回復を図るために、民間賃貸住宅の建設・再建に対する積極的な支援について検討する。

・災害公営住宅の供給

(災害公営住宅の建設)

町は、被災者の住宅対策として災害公営住宅の建設を検討する。

(民間住宅の公営住宅としての活用)

町は、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に転貸するなど、民間賃貸住宅の公営住宅としての積極的な活用について検討する。

②雇用を失った人に対する支援

町は県と協力して、被災地における失業の予防・雇用維持、再就職の促進等を図るため、労働省及び経済・労働関係団体等との緊密な連携を図り雇用対策を実施する。

③被災者の経済的再建支援

被災者の生活再建が円滑に進むよう、県及び市町村は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに、被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じ、税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

(被災者生活再建支援金の支給)

被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行う。

被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 摘要基準

(1) 対象となる自然災害

①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

⑤①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 対象となる被災世帯

(上記の自然災害により)

①住宅が「全壊」した世帯

- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむ得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

(1) 支給金額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（2） ①に該当	解体（2） ②に該当	長期避難（2） ③に該当	大規模半壊（2） ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦、住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(2) 支援金の支給申請

(申請窓口)

町

(申請時の添付書面)

①基礎支援金：り災証明書、住民票 等

②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

(申請期間)

①基礎支援金：災害発生日から13月以内

②算支援金：災害発生日から37月以内

4 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

(1) 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

町は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき条例に従って災害援護資金の貸付を行う。また、県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得者世帯を対象に貸し付ける。

(2) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、災害による死亡者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害弔慰金を支給する。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づく災害障害見舞金を支給する。

(3) 義援物資の受入れ及び配分

町は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。県及び市町村は、その内容のリスト及び送

り先を国民に対して公表し、周知等を図る。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

(4) 義援金の受入れ及び配分

県は、義援金の受入れ、配分に関して、町、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行う。

5 精神的支援

(1) 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

町は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行う。

(2) 被災者の精神保健活動支援のための地域拠点の設置

町は、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための地域拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行う。

6 災害時要援護者を対象とした支援

(1) 高齢者・障害者等への支援の実施

①被災生活状況の把握及び各種支援の実施

町は、高齢者、障害者等の被災状況を把握し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、訪問指導等各種支援を行う。

②社会福祉施設へのショートステイの実施

町は、被災により自力での生活が困難になった高齢者、障害者に対し、老人ホームや障害者施設へのショートステイを実施する。

(2) 外国人被災者への支援の実施

①日本語を話せない外国人への被災後生活情報の発信

町は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を発信する。

②外国人相談窓口の設置

町は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、り災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受ける。また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じることができるようにする。

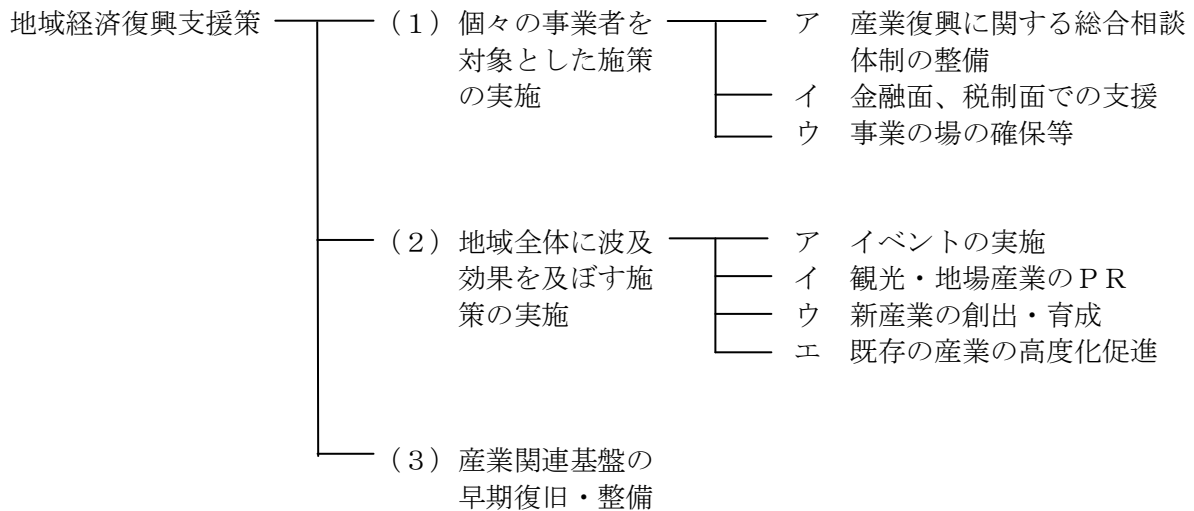
6 地域経済復興支援

地域の経済状況は、その地域の個々の住民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において非常に大きく係わってくるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与える。

また、財政面からみれば、税収の涵養という点で、自治体の復興財源の確保にも大きな影響を与える。したがって、地域経済復興は被災地の復興にとって重要な課題であるといえる。

特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられる。

○ 地域経済の復興支援施策のフロー



(1) 個々の事業者を対象とした施策の実施

町は、業種別・規模別被害額等について調査を行い（地域経済の復興計画を作成するための調査）、再建のための資金需要等を把握し、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討する。

①産業復興に関する総合相談体制の整備

町は県と協力して、被災中小企業者や被災農林漁業者の復興を支援するため、国、県、関係金融機関などからなる総合相談窓口を設置するとともに、政府系金融機関と連携した融資体制を整備し、融通資金の円滑な供給に努める。また、地場産業、商店街などの復興に留意しつつ、被災地の商業活動の早期再開、流通の早期健全化、新規成長分野への誘導など、総合的な対策を進める。さらに、被災農林漁業者の復興を支援するため、各種公的融資制度を運用すると同時に、被災施設の早期復旧を図る。

②金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤が脆弱であるため長期化する傾向にあり、経済復興に要する期間は、事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討する。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行うなど、早期事業復旧の支援について検討する。

金融面、税制面での支援

1 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

町は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するように要請する。

2 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

町は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されるので、金融機関（一般金融機関及び政府系金融機関）に対し、町資金を委託し、資金の円滑化を図る。

3 新たな低利融資制度の創設

町は、本格的な復興資金需要に対応するために、通常金利を下回る低金利の融資制度を創設することを検討する。

4 金融制度・金融特別措置の周知

町は、県、国並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について、事業者への周知徹底を図る。

③事業の場の確保等

a) 仮設賃貸店舗建設支援の実施

町は県と協力して、店舗が倒壊又は焼失等の被害を受けた商店が、仮設賃貸店舗等により営業を再開するため、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、低廉な賃料等での仮設賃貸店舗建設補助制度等を設け、資金援助を行うことを検討する。

b) その他

町は、県と協力して畜産農家の飼育する家畜対策として、飼料供給の支援を行う。

(2) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

被災地域全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、観光・地場産業のPR等を実施することにより、地域経済全体の活性化を図る。

また、地域経済の復興に当たっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組む。

(3) 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、港湾、道路、鉄道、情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠である。町は自らが管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請することを検討する。

第2部 東海地震に係る事前対策（地震防災強化計画）

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第3条に基づき、昭和54年5月7日、東海地震に係わる地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）が指定され、神奈川県においても本町をはじめとする8市11町（注）がこの指定を受けた。

この指定に係わる強化地域においては、県、市町、防災関係機関等は、警戒宣言が発せられた場合、とるべき地震防災応急対策に係わる措置を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等について地震防災計画を作成する等、当該地域の地震防災体制の推進を図るよう大震法により義務づけられている。

（注）強化地域に指定された8市11町とは、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町となっている。

第1章 本計画の目的

第1節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（以下、「大震法」という）第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）において、警戒宣言等が発せられた場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、強化地域に指定されていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、連携の取れた東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としている。

- 1 この計画は、東海地震の発生に伴う本町域の被害発生を防止し又は軽減するため、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本事項について定めるものとする。
- 2 この計画は、大震法第6条に基づく地震防災対策強化計画（以下「強化計画」という。）とする。
- 3 この計画は、東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」という）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震災害発生までの間における事前応急対策を定める。
- 4 町及び防災機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施する。

第2章 予防対策

本章では、町における緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震防災応急計画の作成並びに地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及について定めている。

なお、その他東海地震の事前対策については、第2編地震災害対策、第2章都市の安全性の向上、第3章災害時応急活動事前対策に基づいて実施する。

第1節 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防

用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

町は大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努める。

第2節 地震防災応急計画の作成義務等

1 計画作成義務等

大震法第7条及び同法施行令第4条の規定に基づき、学校、病院など不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成する。

第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

町は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、第2編地震災害対策、第3章災害時応急活動事前対策、第15節防災知識の普及に規定するもののほか、以下の知識の普及に努める。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第3章 警戒宣言発令時等対策

町及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

警戒宣言が発せられた場合には、県、町及び防災関係機関は、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとる。

警察は、町及び防災関係機関が実施する警戒宣言発令時対策に協力するとともに、広域緊急援助隊の出動体制を、消防は緊急消防援助隊の広域応援出動体制を整える。

警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに高齢者、子供、病人等の災害時要援護者への配慮に努める。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、町及び防災関係機関は、その情報内容に応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じる。

第1節 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

1 情報の内容と町及び防災関係機関の対応方針

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が行えるよう次の体制をとる。

情報の種類	情報の内容	配備体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される情報。	事前の応急対策及び地震が発生した時、災害対策が円滑に行える体制
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。その変化の原因についての調査の状況を発表される情報。	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、人員を増員し、必要な対策が行える体制

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2節 警戒宣言が発せられた場合の対応

寒川町地震災害警戒本部の設置

町は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条の規定に基づき、直ちに寒川町地震災害警戒本部（以下「町警戒本部」という）を設置する。

また、町警戒本部長（町長）は、警戒解除宣言が発せられた場合、町警戒本部を廃止する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、町警戒本部を設置できる体制をとる。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除する。

（1）町警戒本部の業務

町警戒本部は次の業務を実施する。

- ①警戒宣言、東海地震予知情報の受伝達
- ②町民への情報提供と呼びかけ
- ③防災関係機関の業務に係わる連絡調整
- ④国、県に対する業務の応援要請
- ⑤発災後における応急対策の事前準備
- ⑥その他地震防災応急対策の実施

（2）町警戒本部の組織及び運営

町警戒本部の組織及び運営は、大震法、同施行令、寒川町地震災害対策警戒本部条例の定めるところによる。

（3）町警戒本部配備要員の参集配備

町警戒本部配備要員は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所定の場所へ参集し、配備する。

第3節 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、町は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検・生徒等の帰宅・旅行の自粛等、必要な準備行動等を行う。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、町は準備行動を終了する。

第4節 東海地震に関する情報、警戒宣言の伝達

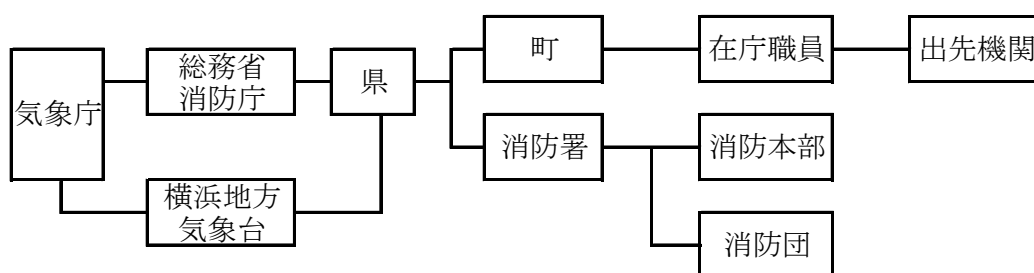
1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じて、その情報が県から町に伝達される。

町は、東海地震に関連する情報の伝達を受けた場合、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達する。

(1) 勤務時間内の情報伝達経路

東海地震に関連する情報の伝達は、次の系統図により行う。



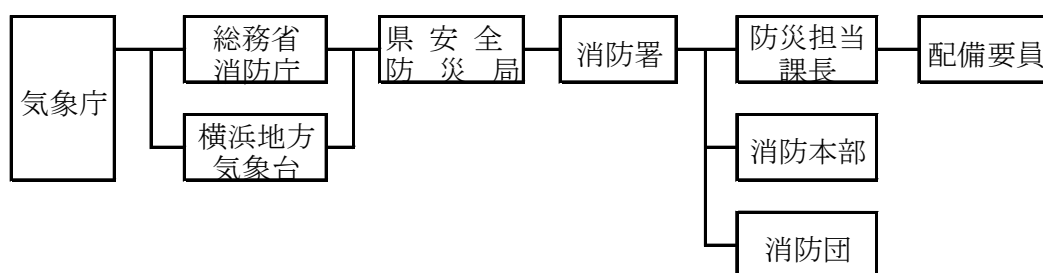
① 町の組織内伝達

庁内 放送設備による一斉伝達

出先機関等 放送を受け場合は、電話等により各課の出先機関に伝達する。

(2) 勤務時間外、休日の伝達経路

勤務時間外、休日の伝達経路は、次の系統図により行うものとする。



上記ルートによる情報伝達を円滑に行うため町各部局は、勤務時間外、休日における内部伝達ルートを確認しておくものとする。

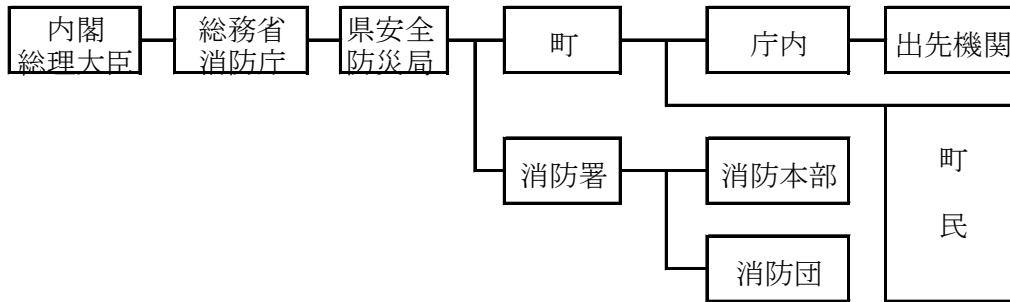
この場合において、職員不在等を考え補助ルートについて考慮する。

2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発する。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県を通じて町に伝達される。

町は、県から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達する。

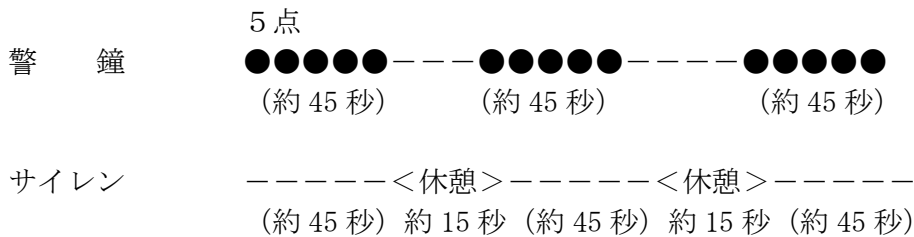
警戒宣言、地震予知情報等の伝達は、次の系統図により行う。



3 警戒宣言の住民への周知

町は、警戒宣言について、防災行政用無線、広報車、消防車により住民に伝達するほか、内閣府令による地震防災信号を活用し伝達する。

地震防災信号



備考 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること
必要があれば、警鐘及びサイレンを併用すること

第5節 広報対策

1 広報の実施

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表、あるいは警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになるが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常ふくそう等の発生が考えられる。これらに対処するため、町及び防災関係機関は、次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施する。

また、災害時要援護者等情報伝達について、特に配慮を要する者に対しては、防災無線のほか、広報車など様々な広報手段を活用するよう努める。

なお、住民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で反復継続して行うよう努める。

町は、警戒宣言発令時に次の事項に留意し、迅速、的確に対処するよう住民への広報を実施する。

- (1) 冷静な行動をとるべきこと。
- (2) 火気の使用は自粛すること。
- (3) 家具等の倒壊防止措置を取ること。
- (4) 防災行政用無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、流言飛語に惑わされないこと。
- (5) **1週間分(最低でも3日分)**程度の飲料水、食品等の持ち出しの準備をすること。
- (6) 自動車による移動を自粛すること。
- (7) 特に必要のない限り、外出は自粛すること。
- (8) 特に必要のない限り、電話の使用は自粛すること。

2 駅周辺等の混乱（パニック）防止対策

町は、駅周辺等における不特定多数の住民が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱（パニック）を防止するための広報を実施する。

3 町民への呼びかけ

警戒宣言発令時に町長は、町民に対し警戒宣言発令に伴う住民の対応行動について、防災行政用無線を通じて呼びかける。

「町民への呼びかけ」（放送案文）

寒川町のみなさん、私は町長の〇〇です。

先程、内閣総理大臣から、大規模地震の警戒宣言が発令されました。

これは、警戒宣言ですから、すぐに地震が起こるとは限りません。

みなさん、次のことを必ず守ってください。

第一に、ラジオやテレビの放送に注意して正確な情報をつかみ身の回りの安全を確かめてください。

第二に、火の使用を自粛してください。

第三に、飲料水、食糧、また救急医薬品、貴重品など確かめ、準備してください。

みなさん、慌てることはありません。

町は警戒本部を設置し対策に全力を尽くしています。

落ち着いて行動してください。

第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町長は、警戒宣言が発令された場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について、県警戒本部長に報告する。

第7節 事前避難対策

(1) 事前避難対象地区の指定

町は、人命の安全を確保するため、警戒宣言が発せられた場合に避難勧告又は指示の対象となる地区（事前避難対象地区）をあらかじめ指定する。指定にあたっては、福祉施設等、災害時要援護者の避難について特に留意する。また、平常時から居住者に対して、警戒宣言発表時の避難行動について周知を図る。

(2) 事前避難経路

前項の地区の事前避難経路は、幅員4.5m以上の道路とする。

(3) 事前避難体制の確立等

①事前避難体制の確立

町は、警戒宣言が発せられた時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努める。

- ・避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。
- ・町は、事前避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障害者、子供、病人等災害時要援護者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施する。
また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施する。

②災害時要援護者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外とするが、高齢者、障害者、子供、病人等災害時要援護者の保護のため、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとする。

(4) 事前避難の実施

町長は、警戒宣言が発せられた場合、町民の生命、身体を保護するため、直ちに事前避難対象地区について、避難の勧告又は指示を行う。また、避難状況等について、県知事に報告するとともに、警察署と相互に密接な連絡をとる。

(5) 滞留者対策

駅で保護する旅客に事前退避が生じた場合、J R 東日本は、町と協議し町警戒本部の指示に基づき、J R 東日本職員は、指定された避難所に旅客を誘導し、かつ、事後の生活について町警戒本部との調整にあたる。

また、東海道新幹線が滞留した場合には、J R 東日本の対応に準ずる。

一般滞留者については、防災行政用無線又は広報車により、最寄りの避難所に向けさせるか又はあらかじめ定めてある場所に集合するよう呼びかける。

第8節 火災、救急救助

1 火災の防止等

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行う。

- (1)地震に備えての消防部隊の編成強化
- (2)東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3)資機材及び救急資機材の確保
- (4)出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5)施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (6)危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7)迅速な救急救助のための体制確保
- (8)火災、水災等の防除のための警戒
- (9)その他必要な事項

2 消防機関の対策基本方針

消防機関は、東海地震に関する情報又は警戒宣言に伴い、消防機関の全機能を結集し、民心の安定を大地震により起こる第二次災害の防止及び大地震発生に備え事前配備体制を緊急に確立し、町民の生命、財産を保護する。

3 消防警戒体制

消防職員及び消防団員は、東海地震予知情報等により消防計画に準拠し、所定位置に参集する。

なお、消防長は、町内事業所責任者に自衛消防隊の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図る。

4 消防警戒本部の設置と運用等

消防本部に震災消防警戒本部を設置し、その編成運用は、消防計画に準拠し実施する。

5 主な活動事項

震災警戒本部は、地震予知情報等によりこの節に定める2の対策基本方針を遂行するため、主として、次の事項を行う。

(1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

震災警戒本部は、地震予知情報の収集に努めるとともに、消防機関全車両を活用し、速やかに全町域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確認を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行う。

(2) 消防隊の事前配備

東海地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、分団車庫、待機室に、あらかじめ定めた消防職員を派遣し、また、消防隊を所定点に配置する。

(3) 事業所の応急計画の指導

東海地震予知情報により、消防職員を派遣して速やかに応急計画提出事業所の査察を行い、状況により指導勧告する。

(4) 消防署当直部隊の行動

当直責任者は、警戒宣言発令の情報を受理したときは、直ちに消防長に報告し、消防長の指示により速やかに非直消防職員を非常招集するとともに体制を整える。

(5) 消防団員の行動

警戒宣言が発令されたことを知ったときは、速やかに分団車庫、待機室に参集する。

(6) 同時多発火災の応急対策

①地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡視し、出火予防を呼びかける。

②地震に起因する電話線の途絶が予想されるので、この場合も前項に準じ各車を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を消防本部を通じて警戒本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

③消防団は、管内を巡回し、可能な限り隣接分団と連絡を密にし警戒する。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく、自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに消防長に報告し、他の隊の出動を要請する。

なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警備の万全を期する。

④同時多発火災が発生した場合又は発生する恐れのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別の出動命令による。

(7) 救出、救護対策

家屋、ブロック塀等の倒壊やがけ崩れ等による負傷者を自主防災組織等で救出することが困難な場合は、災害対策本部に連絡する。災害対策本部は、消防署、消防団を出動させ、救出にあたるるとともに、町建設業協会に特殊自動車等の要請をして救出にあたるものとする。

第9節 施設・設備等の点検及び緊急にとるべき措置

町は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じ緊急の措置を講じる。

1 施設・設備の点検

町は、地震の発生に備え、災害の発生を防止し又は軽減するため、管理する施設、設備について、来庁者、通行人等に対し危害を及ぼさないよう十分配慮する。

(1) 火気使用設備の点検

火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講ずる。

(2) 自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機の整備点検を確認しておく。

(3) 消防用設備等の点検

消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認をしておく。

(4) 落下、倒壊危険性のある物品の点検

屋内にあるロッカー、表示板等の転倒しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講ずる。

なお、この措置が困難なときは警告措置を講ずる。

(5) 発火時、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

(6) その他

管理する施設、設備のもつ固有の特性、機能について必要な点検措置をあらかじめ定めておく。

2 緊急措置

(1) 防災活動上必要な資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食糧、飲料水、資材（ラジオ、懐中電灯等）等を確保する。

(2) 通信手段の確保

発災に備えて、有線、無線、その他の連絡手段を確認、確保する。

第10節 警備対策

1 警備体制の確立

警察は、東海地震に関連する情報の公表に伴い、東海地震の発生に係わる住民の危惧、不安感等から発生する恐れのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、迅速的な地震防災応急対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期する。

(1) 警備体制

東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報を受領した場合又は警戒宣言が発せられた場合には、警察署長を本部長とする警察署東海地震警戒警備本部を設置する。

(2) 警備部隊の編成及び運用

警察署は、警察署警備部隊の編成を行うほか、事案の規模および態様に応じて迅速的確な警備部隊の運用を行う。

2 警戒宣言発令時対策等

警察署が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、概ね、次に掲げる事項を基準とする。

(1) 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施する。

- ①町等の実施する東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- ②各種情報の収集
- ③県、町警戒本部、関係機関等との相互連絡

(2) 広報

民心の安定と混乱を防止するため、次の事項を重点として広報活動を行う。

- ①東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- ②道路交通の概況と交通規制の実施状況
- ③自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置
- ④犯罪の予防等のために住民のとるべき行動
- ⑤不法事案を防止するための正確な情報
- ⑥その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

(3) 社会秩序維持活動

東海地震に関する危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱及び窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、警察署は、次に掲げる活動により、社会秩序維持に万全を期する。

- ①正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- ②民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- ③危険物等による被害発生防止
- ④避難に伴う混雑等の発生の防止と人命の保護
- ⑤避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- ⑥自主防犯活動に対する指導

(4) 施設等の点検及び整備

警察通信施設等をはじめ警察庁舎、交通信号機、道路交通施設等について、発災に備えてその機能を保持するため点検及び整備を実施する。

第11節 道路・交通対策

1 道路

町は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請する。

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施する。

なお、町内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通

規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施する。

(1) 交通規制措置等

①基本方針

- ・町内での一般車両の走行は、極力抑制する。
- ・町内での一般車両の流入は、極力制限する。
- ・強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ・避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図る。

②警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施する。

(通行禁止区域及び通行制限区域の設定)

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施する。

② 通規制箇所

(一般道路)

藤沢市及び茅ヶ崎市からの流入は、原則として行政界付近の交差点において規制する。

その他主要な道路及び関連道路は、適宜な交差点において規制する。

(避難路及び緊急輸送路)

避難路については、交差点において規制する。

緊急輸送路については、交差点において規制する。

(交通規制実施)

交通規制は、警戒宣言発令後、速やかに実施する。

(交通規制標示等の設置)

交通規制を実施するときは、大震法に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

(2) 運転者のとるべき措置

①走行中の車両は、次の要領により行動する。

- ・警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。
- ・車両をおいて避難する時は、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難する時は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車する時は、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
- ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

②避難のために車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の実施

町は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施する。

- (1) 警戒宣言発令時対策要員
- (2) 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- (3) その他必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急時の輸送路等の確保

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施し、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、町警戒本部において必要な調整を行う。

なお、緊急輸送ルートは町警戒本部と広域避難場所との連絡を密にするために暫定的に定め、一般車両より緊急輸送車両を優先する。

(1) 県指定の緊急輸送道路

＜路 線 名＞	＜区 間＞	＜区 分＞
県道45号線	町内区間（大曲～小動）	第2次路線
県道46号線	町内区間（田端～倉見）	第1次路線
県道44号線	町内区間（宮山・ 銀河大橋 ）	第1次、第2次路線
県道47号線	町内区間（神川橋～県道45号）	第1次路線

(2) 町指定緊急輸送道路補完道路

＜路 線 名＞	＜区 間＞
町道田端・宮山6線	田端～一之宮
町道岡田・宮山16号線	岡田～宮山
町道大蔵・宮山8号線	大蔵～宮山
町道宮山・倉見13号線	宮山～倉見
町道小谷・宮山29号線	小谷～宮山
町道宮山39号線	宮山
町道小動・宮山1号線	小動～宮山
町道倉見61号線	倉見
町道岡田7号線	岡田
町道岡田18号線	大蔵～岡田
県道46号線	町内区間
県道44号線	町内区間
県道47号線	町内区間
県道45号線	町内区間

3 輸送用車両の確保

町は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送車両等の確保を図る。

(1) 緊急輸送車輛の確保

警戒宣言が発令された場合は、町は、神奈川県トラック協会湘南支部の協力により緊急輸送車両の確保を図るものとする。

(2) 特殊自動車の確保

警戒宣言が発令された場合は、町は、災害復旧に備え、特殊自動車確保のため、「災害時における応援に関する協定」を締結している寒川町建設業協会と密接な連絡をとり、万全な体制の確保に努めるものとする。

(3) 緊急車両の確認手続

①緊急輸送車両

緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ・ 東海地震予知情報の伝達及び避難の勧告
- ・ 消防、水防その他の応急措置
- ・ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- ・ 施設及び設備の整備及び点検
- ・ 犯罪の予防、交通に規制及び社会秩序の維持
- ・ 緊急輸送の確保
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ・ その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

②緊急車両の確認申請

- ・ 緊急輸送車両の確認申請は、県警察本部交通規制課又は各警察署（交通検問所含む。）に対して行うものとする。
- ・ 緊急輸送車両を使用するものは、県警察本部にあらかじめ必要事項の届出をし、届済み証の交付を受けるものとする。

第 13 節 鉄道等の公共輸送対策

1 鉄道

(1) 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処する。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続する。

- ・ 強化地域内への進入を禁止する。
- ・ 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとる。ただし、震度 6 弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とする。
- ・ 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保する。
- ・ 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行う。

(2) 列車運行措置

①東日本旅客鉄道(株)（横浜支社）

ア 強化地域に係る措置

- ・ 列車の運転を中止する。
- ・ 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
- ・ あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで列車の運転継続を指令する。
- ・ 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。

イ 強化地域外に係る措置

(ア) 強化地域外で震度 5 弱（80 ガル）以上が予想される地域

- ・ 強化地域内への列車の進入は、原則として規制する。
- ・ あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行する。
- ・ 近接する区間において運転を中止する。

東海道線・・・・・・・・・・・・・・・・・・茅ヶ崎駅～藤沢駅間
相模線・・・・・・・・・・・・・・・・・・厚木駅～橋本駅間
中央線・・・・・・・・・・・・・・・・・・上野原駅～高尾駅間

(イ) 強化地域外で (ア) を除く地域

・原則として運転規制を行わないものとする。

②東海旅客鉄道(株)

(東海道新幹線)

ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

イ 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車する。

ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。

この場合、強化地域内については安全な速度で運転する。

③例外措置

東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(3) 旅客に係る措置

① 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食糧等のあつ旋、市町村が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとする。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

②東日本旅客鉄道(株) (横浜支社)

ア 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。

イ 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とする。

ウ 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難所へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておく。

エ 旅客に対しては、必要に応じて食事の斡旋を行うこととする。また、あらかじめ関係自治体とも食事の斡旋方法や体制等について協議しておく。

オ 旅客等に急病人等が発生した時は、駅周辺の指定医療機関等に収容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておく。

カ 駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案のうえ関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努める。

③東海旅客鉄道(株)

ア 旅客に係る措置

警戒宣言発令時、旅客に対しては、次の各号に掲げる措置を講じることとする。

・警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。

・滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等、必要な措置をとる。

イ 警備体制

駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努める。

2 路線バス

(1) 広報計画

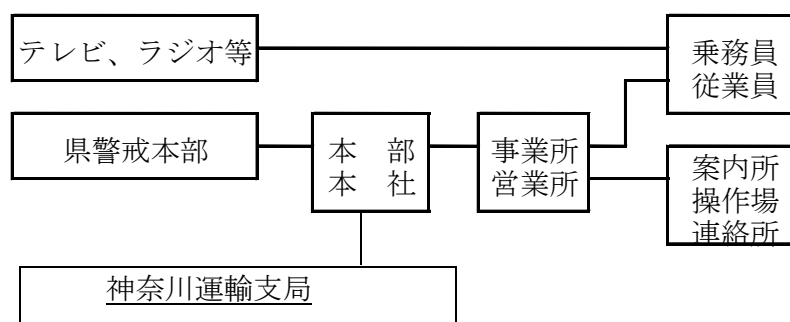
警戒宣言が発令された場合の運行停止措置等について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

(2) 災害危険予防措置

運行路線に係わる危険箇所についてあらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底するものとする。

- ・建物密集地
- ・ガソリンスタンド
- ・橋りょう
- ・踏切
- ・歩道橋
- ・路肩軟弱箇所
- ・高圧ガス貯蔵所
- ・電柱、塀
- ・高圧線

(3) 情報の収集伝達



(4) 運行中の乗務員の措置

警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し最寄りの広域避難場所を教示するものとする。

なお、運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえ駐車措置を講じ、旅客の避難状況等について町警戒本部に連絡するとともに、営業所に連絡するものとする。

第14節 児童・生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、学校、幼稚園、保育園（以下「学校等」という。）においては園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、緊急事態に備え迅速的確に対応できる綿密な保護対策としての地震防災応急計画が講ぜられなければならない。特に学校長、幼稚園長、保育園長（以下「学校長等」という。）は、生徒等の保護について、次の事項に十分留意し、保護者への引き渡し等についての計画を具体的に定めるものとする。

- ・生徒等の生命、身体の安全確保を最優先した対策計画であること。
- ・学校長等は町の地震防災強化計画等をふまえ、更に交通機関の運行状況についても十分配慮すること。
- ・学校等の所在する地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。

- ・警戒宣言発令に迅速に対応できる対策計画であること。
- ・生徒等の行動基準並びに学校等の対処、行動が明確にされていること。
- ・全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされていること。
- ・警戒宣言発令後においては、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引き渡し等については保護者に十分理解されている対策計画であること。

1 学校等の対応

東海地震注意情報が発表された場合には、強化地域内外を問わず、交通機関を利用する生徒等については、状況に応じて保護者へ引き渡し、あるいは帰宅させるなど生徒等の安全に十分配慮した措置を講じる。

警戒宣言が発せられた場合、町内の学校等においては、生徒等の安全確保に万全を期すため、次の措置を講じる。

- (1) 学校長等は、東海地震予知情報等の把握に努め的確な指揮にあたるものとする。
- (2) 生徒等については教職員の指揮のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、生徒等のうち障害児については、学校等において保護者に引き渡すものとする。また、留守家庭等で帰宅できない生徒については、状況を判断して学校が保護するものとする。
- (3) 学校長等は町立学校においては町教育委員会に、町立保育園は健康福祉部に、私立幼稚園等は町警戒本部に、県立学校においては県教育委員会に、避難誘導等の状況を速やかに報告するものとする。
- (4) 学校等の各施設の保安措置をとる。
- (5) 初期消火及び救護、救出活動等の防災活動体制をとるものとする。

2 教職員の対処、指導基準

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、生徒等を教室等を集める。
- (2) 生徒等の避難、誘導にあたっては、氏名、人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、名簿等を携行し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導する。
- (4) 障害のある生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- (5) 生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ定められた方法で確実に行うものとする。
- (6) 生徒等の帰宅は、地区別等班編制を工夫し、単独の下校は極力避ける。
- (7) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護するものとする。
- (8) 生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動にあたるものとする。

3 登下校時、在宅時に警戒宣言が発せられた場合の対策

- (1) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合は、直ちに帰宅するよう指導しておくものとする。
- (2) 交通機関利用時については、関係機関の指示に従うよう指導するものとする。
- (3) 在宅中の時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導するものとする。

第 15 節 医療機関、福祉施設対策

1 医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生を防止を図るとともに、医療機能の維持に努める。

(1) 警戒宣言発令時の措置

①警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図る。

②院（所）の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施する。

③入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じる。

④手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急やむを得ない場合を除き延期する。

⑤診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を継続できるものとする。

⑥発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食糧、燃料等の確保も合わせて行う。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図る。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施する。

(2) 医療救護班の編成待機

①神奈川県医師会救護隊茅ヶ崎支部の医療救護班の編成は、救急医療対策計画に基づき待機するものとする。

②茅ヶ崎保健福祉事務所は、救護所を編成し待機する。

③神奈川県医師会救護隊本部長は、支部長（班長）の報告により、必要に応じて隣接都市医師会救護班の出動を要請するものとする。

(3) 医薬品等の点検整備

①各医療機関及び茅ヶ崎保健福祉事務所は、応急医療に必要な医薬品、医療資機材の整備点検をする。

②町は、医療（助産）計画に基づき、医薬品及び医療資機材の調達体制を確認するとともに、調達可能な医薬品等の把握に努め、医療救護活動に必要な医薬品の緊急調達体制を整えるものとする。

2 社会福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期するため次の措置をとる。

ア 施設設備の点検

- イ 落下物等の防止措置
- ウ 飲料水、食料等の確保
- エ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは保護者への引き渡しを実施する。

第 16 節 不特定多数が出入りする施設の対策

1 警戒宣言発令時の対応

(1) デパート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、おおむね次のとおりとする。

なお、食糧品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるため、できるだけ営業の継続に努める。

また、町は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車輛の確保等必要な対策を講じるよう努める。

①デパート（百貨店協会）

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、原則として閉店する。

②スーパーマーケット（チェーンストア協会）

個々の店舗ごとに継続、閉店を判断するので、同一品目を扱っている店舗でも、継続する場合と閉店する場合がある。また、従業員の確保状況によっては、営業継続が困難となる場合もある。なお、原則として、強化地域内については、おおむね閉店する。

③小規模小売店（商店連合会）

強化地域内では、地域特性に応じ、自らの安全措置を進め、生活必需品等の緊急の要請に応える措置をとる。

強化地域内で避難対象地区以外に立地する食料等生活必需品などを扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努める。

(2) 興行者の対応

警戒宣言発令時における興行施設の措置は、おおむね次のとおりである。

警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止する。

2 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じる。

①情報の収集

②利用者等への情報伝達

③待避誘導の確保

(ア) 非常出口、退避方向の指示

(イ) 顧客の整理、誘導

(ウ) 退避場所及び経路の指示

④施設の点検

(ア) 火気使用器具の使用停止

- (イ) ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
- (ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認
- (エ) 消防用設備等の点検、作動確認
- (オ) 受水槽の確認、給水
- (カ) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
- (キ) 非常持出品の準備
- (ク) その他必要な措置

第17節 ライフライン対策

1 電話（通信）の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話（通信）の確保を図るため、地震災害警戒本部を設置し、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話（通信）のそ通措置、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施する。なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言前から実施する。

2 電力施設の確保

東京電力（株）は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、**非常災害対策支部**の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施する。

3 都市ガス施設の安全の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続するが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

4 プロパンガスの安全の確保

①需要家庭の対策

- ・プロパンガスの転倒防止対策の確認
- ・プロパンガスのボンベの閉栓

②緊急時の対策

- ・神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、緊急連絡所を設置して、需要家庭に対していつでも要請に応じられるよう、24時間体制を整えるものとする。
- ・プロパンガスの需要家庭で緊急措置を要する場合、火を消し元栓を閉め、更にボンベのバルブを閉めてから緊急連絡所へ通報するものとする。

5 上・下水道施設の確保

(1) 上水道施設の確保

県企業庁は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報する。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水

措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施する。

(2) 下水道施設の確保

町は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために、下水道施設の保守点検並びに応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行う。

第 18 節 金融機関の措置

1 民間金融機関に係る措置

(1) 町内に本店及び支店等の営業所（以下、「営業所」とう。）を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等

①警戒宣言が発せられた場合の措置

町内の居住者等の日常生活に極力支障をきたさないよう、必要な範囲内で、キャッシュサービス等（現金自動支払機を含みます。）の営業を継続するよう努めるものとする。

また、店頭の顧客及び従業員の安全に配慮する。

②警戒宣言が解除された場合等の措置

警戒宣言が解除された場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開する。

第 19 節 事業所等の措置

1 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

(1) 防火管理者、保安全管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立する。

(2) テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速・正確に伝達する。

(3) 地震防災応急計画又は消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じる。

①火気使用設備等地震発生により出火原因となるものについては、原則として使用を中止する。

②建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検する。

③薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行う。

④商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止を行う。

(4) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛する。

(5) 飲料水、非常食糧、医薬品等を確保する。

(6) その他必要と思われる措置を講じる。

2 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とする。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社をさせる。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩又は自転車によるものとし、交通機関の利用はしないものとする。また、自家用車による帰宅は行わないものとする。

なお、強化地域内では、原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が

困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じる。

第 20 節 救援対策等

1 食糧

町は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食糧調達体制を確認するとともに、食糧の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図る。

また、避難地の応急対策要員等から要請があった場合は、有機的調整を図り、食糧の調達あっせん又は給食を行うものとする。

2 給水

町は、発災後の飲料水給水に備え、給水用資機材及び浄水用薬品の整備点検を行い即応体制をとるものとし、給水方法については、給水計画により円滑な給水活動ができるよう、茅ヶ崎水道営業所と緊密な連絡体制をとるものとする。また、警戒宣言発令時に需要家（家庭、その他の施設も含む）に対して緊急貯水を要請する。

3 生活必需物資等

発災後の救護に備え、衣料、生活必需品その他応急必需物資の調達体制の確認と調達可能な物資及び数量の把握に努めるものとし、また、避難地の応急対策要員から要請があった場合は、有機的調整を図り、これらの物資の調達、あっせん、給与又は貸与を行うものとする。

プロパンガスの調達については、神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎寒川部会と調達可能な数量と貯蔵場所について、密接な連絡体制の確立を図るものとする。

4 物価高騰の防止等のための要請

町は、警戒宣言が発せられた場合に、食糧等の生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請、指導等を行う。

5 ペット対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、犬・猫等の保護をするために係留場所の確保を図る。また、傷病犬・猫のための連絡体制の確保も図る。

第3編 風水害対策

第1部 風水害等災害予防計画

都市化の進展が著しい本町では、ひとたび大災害が発生した場合、大規模かつ複雑な被害を生じることが予想されるが、このような被害の拡大を事前に防止するため、町、県、防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、予防体策を積極的に推進する。

第1章 災害に強いまちづくり

町では、相模川のような大河川の氾濫は近年少ないものの、相模川左岸の築堤は終わっておらず氾濫の恐れが予想される。また、最近の都市化に伴う開発により、自然の保水、遊水機能が著しく減少し、中小の河川（小出川等）の流域において河川の氾濫や、水はけの悪い場所における局所的な浸水が起きやすくなっており、その対策が急務となっている。

第1節 計画的な土地利用と市街地整備

1 計画的な土地利用の推進

(1) 町は、町土の安全性を高めるため、寒川町総合計画等に基づき、防災に配慮した総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

(2) 町は、河川整備等と連携して緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。

(3) 町は、街区内に公園やコミュニティ防災拠点の整備を図り、街区内のオープンスペースの確保を図る。

2 危険を回避した土地利用

町は、災害履歴や危険区域箇所などを地図化した自然災害回避（アボイド）情報を町民に提供し、より一層の周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進する。

3 市街地の整備

町は、既成市街地については、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進する。

第2節 治水対策

1 安全性に配慮した行政指導の実施

(1) 町は、市街地再開発事業等において、透水性舗装や調整池の設置による流出抑制を事業者等に指導する。

(2) 町は、土地区画整理事業においても、透水性舗装の促進による流出抑制や盛土の抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導する。

2 浸水想定区域における避難の確保

(1) 町は、浸水想定区域の指定があったとき又は浸水により相当な被害が生ずるおそれがあるときは、水防法第15条に基づき、町の洪水ハザードマップにおいて、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

(2) 町は、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保をはかるため、水防法第15条に基づき、**要援護者施設**に対する施設の名称、所在及び情報伝達方法を防災計画の資料編に定める。

(3) 町は、浸水想定区域内に地下街その他不特定多数の者が利用する地下施設等がある場合には、その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設の名称、所在及び情報伝達方法を防災計画の資料編に伝達方法を定める。

(4) 町は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民に周知させるよう努める。

3 地下街等における浸水被害軽減対策

(1) 地下施設管理者は、洪水等による地下施設等への浸水経路、浸水形態の把握等に努めるとともに、水防の責任者や連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画の作成に努める。

(2) 地下施設管理者は、地下施設等への洪水等による浸水防止のため、土嚢などの水防資機材の備蓄や出入り口のステップアップ、止水板、防水扉の設置などの対策に努める。

(3) 地下施設管理者は、洪水等による浸水のため、停電、水圧によるドアの閉鎖等、起こりうる事態を想定した従業員への防災教育、避難、誘導訓練等の安全確保体制の充実を図る。

4 地下等における浸水の危険性の周知、啓発

(1) 町及び地下施設管理者は、日頃から洪水等による地下施設等への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性についての周知、啓発に努める。

(2) 町は、浸水想定区域内に地下等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等がある場合には、洪水等による浸水の危険性についての周知、啓発に努める。

第3節 河川改修

1 整備目標雨量

町内の主な河川については、被害をできるだけ軽減するための目標を1時間あたり50ミリの降雨に対応できる整備を促進する。

2 主要河川の改修状況

相模川の国直轄区間については、現在下流一部から無堤防、未改修部について徐々に改修が進められているが、国の築堤工事の推進を要望していく。

また、県管理の河川（小出川等）については、災害発生の危険度の高い箇所から整備の促進を河川管理者へ要望する。

第4節 下水道整備

1 下水道整備の状況

町の下水道は、相模川流域関連公共下水道として市街化区域と市街化調整区域を計画的に整備推進している。現在、汚水整備については、市街化区域がほぼ完了し、市街化調整区域を計画的に整備している。

2 浸水防止対策の推進

市街地における浸水対策は、雨水幹線が河川接続部の一部を除き整備されている。今後は、幹線に接続する枝線や道路側溝等により面整備を進めるとともに、引き続き河川改修について、国・県に働きかけていく。

第5節 水害予防施設の維持補修

1 農業用施設等の整備・改修

- (1) 町は、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。
- (2) 町は、河川内の農業用工作物の構造が不十分な施設について、整備補強工事を計画的に実施する。

2 農地保全施設等の整備・補修

町は、急傾斜地帯の農地の降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。

第6節 崩壊危険地等の災害防止

町の地形、地質及び市街地等の実態を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、警戒・避難対策計画を策定し、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進める。また、それらの情報を住民に伝え、住民と行政が協力して自然災害から回避できる安全な土地利用を促進する。

また、土地利用者に対する保安措置及び崩壊防止工事等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。

1 がけ崩れ等予想危険箇所

斜面地の形状、土質、崩壊履歴及び家屋等の近接状況から判断して、台風、集中豪雨等によって、がけ崩れ等の恐れのある区域を予想危険箇所とする。

2 事前調査の実施

町は、関係機関と梅雨期及び台風期の最も効果のある時期並びに豪雨が予想されるとき等、防災点検等を実施する。

3 調査内容

地質、勾配、飽和雨量、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及びがけ崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響を調査する。

4 所有者に対する改善措置

町は、必要に応じ危険予想箇所について、その所有者に対して十分な擁壁、排水施設その他必要な防災工事等の改善措置を取るよう指導する。

5 自然災害回避（アボイド）行政の推進

町は、あらかじめ災害の発生する恐れの高い区域を把握し、町民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進するため、効果的な防災対策を実施する。

(1) 施策展開の方向性

- ・より精度の高い自然災害に関する情報の収集、整備を行い町民や行政が利用できる災害危険情報システムを整備する。
- ・土地が有する自然災害発生危険要因の調査研究を推進する。
- ・町民と行政が一体となった町民参加運動の推進など総合的な推進体制の整備を行う。
- ・自然災害発生危険性の高い地域については、土地利用の規制及び安全な利用を誘導する。

(2) 推進事業

- ・災害履歴や危険区域箇所などを地図化して、町民に自然災害回避情報の提供を行う。
- ・自然災害発生危険性の高い土地を把握するための調査事業を行う。
- ・情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導する。

第7節 造成地の災害防止

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通して行う。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険区域等の扱い

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工がけ面

人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置その他の安全措置を講じる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

(4) 消防水利の設置

宅地造成地内には必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。

(5) 設計者の資格

一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定以上の資格を有する者によることとする。

第8節 建築物の安全確保

1 普及・啓発

町は、県と協力して地下室の安全対策、落下物防止や浸水防止の普及、啓発を行なうとともに、

建築物所有（管理）者に対して指導助言を行う。

2 応急対策上重要な施設の安全確保

町及び施設管理者は、劇場、地下街等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第9節 地盤沈下の防止

地盤沈下は、地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しない。このため、町は、県公害防止条例により、地下水の過剰な採取を抑制して未然防止に努める。

1 監視、測定体制の強化

町は、地盤沈下把握のため観測を行い、地盤の変動量、地下水位等の観測を行う。

2 その他の対策

地盤沈下の著しい地域については、埋設物から二次災害を防止するため、占有者がパトロールを行う。

第10節 ライフラインの安全対策

ライフラインは、町民生活に欠かすことのできない施設であり、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の二重化や代替設備の整備などを進める。

電気、ガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、安全強化対策をさらに推進していく。

第2章 災害時応急活動事前対策の充実

風水害については、災害発生直前・直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえる。防災関係機関は、災害発生の兆候が把握できた場合、あるいは災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきた。

こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには広域応援体制の充実を図る必要がある。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

1 災害情報受伝達の一層の強化に向けた検討等

(1) 町は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状システムにおける課題の分析、通信システムの現状及び技術動向の分析及び通信メディアの検討等を行い、災害情報受伝達体制を一層強化する。

(2) 町は、洪水予報河川の浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法を定める。

(3) 町は、洪水等により浸水が想定される区域の洪水情報の伝達方法を定める。

(4) 災害対策本部は、気象庁、県及び関係機関から通報があったとき又は周囲の情報から災害の発生の恐れがあると判断したときは、必要に応じ、速やかにその状況を関係機関に通報するとともに、住民等に周知させるものとする。

2 被災者支援情報システムの構築等

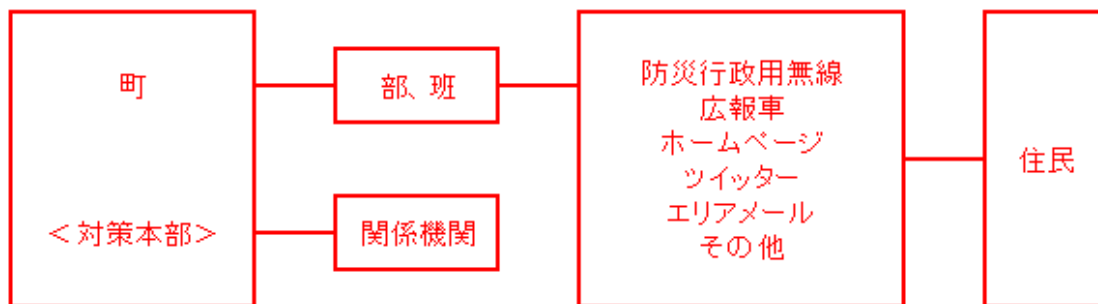
(1) 町と県及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築する。

なお、支援情報は、高齢者、障害者や外国人等にも配慮した提供方法とするように努める。

(2) 町は、住民、避難所、救護活動拠点等への情報提供について、各種通信手段の活用を図る。

3 災害時の通信手段等の確保

(1) 町は、災害発生時の情報収集、**住民への情報伝達手段**として防災行政用無線の整備充実を図り、災害発生時の応急対策が円滑、迅速に行えるよう努める。



(2) 町は、県と協力して災害時の通信手段を確保するため、使用周波数帯の一部変更等に伴う地上系防災行政無線の再整備を行うとともに、衛星系無線を拡充する。

4 報道機関との協力体制の確立

町は、報道機関の協力のもとに発災時における災害報道を拡充し、被災者の生活再建の支援ができるものにする。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

1 災害対策本部の組織体制の充実等

(1) 町は、災害対策本部組織を目的別に再編するとともに、被害の実態や被災後時間経過に伴う対策に即応できるフレキシブルな組織をあらかじめ想定しておく。

(2) 町は、防災関係機関等と連携し、あらゆる場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の参集訓練や図上訓練を重ね、非常時の業務が日常化できるよう努める。

(3) 町は、国及び県の現地対策本部や各種防災関係機関との連携を一層高めるため、災害対策本部機能を拡充する。

2 防災関係機関の組織体制の充実

町及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図る。

第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

1 救急救命体制の強化

町は、救急隊員の救急救命士有資格の早期確保を図るため、消防学校の救急標準課程教育に関係職員を受講させる。

2 消防職員の資質向上

町は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研修など特別教育を受講させる。

3 町の消防の強化

(1) 町は、災害時における広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に災害時の対応について、事前計画を策定する。

(2) 町は、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図る。

4 資機材・装備の強化

町及び各機関は、災害応急対策に必要な備蓄資材を整備し、毎年定時に1回以上点検しなければならない。また、応急対策用に必用な物資のうち、比較的保存のきかない物資については、業者別に常時保管されている基準量を常に把握し、有事の際、調達可能な状態にしておかなければならない。

(1) 防災資機材の整備

町は、災害時の応急活動用資機材の整備充実を図る。

(2) 水防資機材の整備

町は、風水害等災害時の水防上必要な資機材の整備充実を図る。

5 救助用重機の確保

町は、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時にこれらの確保に努める。

第4節 警備・救助対策

第2編 地震災害対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第4節 警備・救助対策と同じ(25項を参照)

第5節 避難対策

町は、風水害や地震等の災害から住民を守るため、県の指導に基づき避難計画を策定し、避難場所の整備を行う。

1 避難計画の策定

町は、風水害等の災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計

画を策定する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準
- (2) 避難の勧告又は指示の伝達方法
- (3) **広域避難場所**への経路及び誘導方法
- (4) **広域避難場所**の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) **広域避難場所**等の整備に関する事項
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

2 避難場所等の選定基準

(1) 避難場所の選定基準

- ①避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。
- ②避難場所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- ③避難場所は、大規模な崖崩れや浸水などの危険がないところとする。

(2) 避難地区分けの実施

- ①避難地区分けの境界線は、自治会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるよう境界を設定することができる。
- ②避難地区分けにあたっては、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるようにする。
- ③避難人口は、夜間人口によるほか、昼間人口の増加も考慮し、避難地の収容力に余裕を持たせる。

(3) 避難道路

- ①避難道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等が無いものとする。
- ②避難道路は、相互に交差しないものとする。
- ③避難道路の選定にあたっては、住民感情を考慮する。
- ④避難道路については、複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

3 避難場所及び避難指示方法等の周知

(1) 避難場所の事前周知

町は、災害時における避難の万全を期すため住民に地域内の避難場所及び避難経路等について周知徹底を図る。

(2) 避難指示方法の周知

町は、災害時の住民に対する避難指示方法について、あらかじめ周知徹底を図る。

4 避難所の運営

町は、県の避難所運営マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び町職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行う。

5 避難訓練

町は、避難場所への避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。

6 帰宅困難者対策

町は、発災時における帰宅困難者のため、鉄道事業者、警察と協力して滞留者の誘導に努める。

7 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅を迅速に建設するため、建設可能地を調査し、災害時に建設可能な土地のデ

一タの充実を図る。また、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確立する。

町は、応急仮設住宅の入居基準、運営等について、県との役割分担と協力関係を明確にする。

第6節 高齢者、障害者等に対する対策

寝たきり老人及び心身障害者（児）等に対する防災対策を図るため、寝たきり老人や心身障害者（児）等及びその家族あるいは保護者、地域住民が一体となって協力しあえるよう自主防災組織を指導し、あらゆる機会を設け啓発を図る。

1 所在情報の把握

町は、事前に民生委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるよう努める。

町は、高齢者、障害者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備に努めるとともに在宅者の安全を高めるため、消火器、火災警報器等の設置に必要な補助、助成措置を講じていく。

2 避難誘導、搬送等

町及び施設の管理者は、高齢者、障害者等自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速、かつ安全に行えるよう努める。

3 避難対策

(1) 町は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努める。

(2) 町は、あらかじめ避難所の指定にあたっては、高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所の指定に努める。

(3) 町は、高齢者、障害者等の二次的な避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努める。

(4) 町は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた仮設住宅の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるように配慮する。

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設の利用者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが最も重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備え施設利用者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電等の防災資機材の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

①施設管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

②施設管理者は、夜間における消防機関等への通報連絡や利用者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難であること等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

③施設管理者は、町との連携のもとに施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

①施設管理者は、職員や利用者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

②施設管理者は、職員や利用者が、災害時の切迫した危機的状況下でも適切な行動がとれるよう施設の構造や、利用者の判断能力、行動能力等に応じた防災訓練を定期的実施する。

③施設管理者は、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に行うよう努める。この場合、職員の非常参集体制を併せて整備する。

5 医療体制の整備

(1) 病院、診療所等施設管理者に対し、入院中の寝たきり老人及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、看護婦詰め所に隣接した病室や、できるかぎり低層階等の救出が容易な病室に収容するなど、特別な配慮を行うよう指導する。

(2) 要援護者の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努める。

6 外国人への対応

町は、外国人のための防災対策をさらに推進するため、マニュアルを作成するなどシステム整備に努める。

第7節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

町は、災害発生時における住民の生活を確保するため食糧、飲料水、生活必需品の確保に努める。

1 飲料水の確保

(1) 応急飲料水の確保

町は、一人1日3リットル3日分を目標として応急飲料水の確保に努める。

(2) 飲料用資機材等の整備

町は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリ袋等の資機材の整備に努める。

(3) 自己備蓄の推進

被災者への給水は、拠点を定めて町が行うが、一般家庭や事業所においてもふだんから備蓄し、災害時における最低限の生活用水を自ら確保できるよう平素から啓発を行うものとする。

2 食糧及び生活必需品の確保

(1) 食糧の確保

町は、長期保存食品等の非常用食糧の備蓄を図るとともに、町内の食品業者等に対し協力を得られるような体制を講じておくものとする。また、県に対して食糧の調達要請が迅速に行える体制を確保しておくものとする。

(2) 生活必需品の確保

町は、災害により被災した住民等に対し、必要最低限の生活が営めるよう生活必需物資の備蓄を図るとともに、町内の業者等の協力が得られるよう事前に協定を結んでおくものとする。

(3) 備蓄倉庫の確保

町は、食糧、生活必需品等の救援物資、給水用その他の資機材を備蓄するために必要な備蓄倉

庫を計画的に確保する。

(4) 避難所等への備蓄

町は、避難所として指定した施設等に、あらかじめ避難所設置用機材や水、食糧、生活関連物資等の備蓄を進める。

第8節 医療・救護・防疫対策

町は、災害により多数の傷病者が発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動を実施するため、医療・救護・防疫対策の充実を図る。

1 初動医療体制の整備

(1) 医療（助産）救護班の編成

①医療（助産）救護班は、保健福祉部の担当職員により茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得て編成する。

②茅ヶ崎医師会及び医療（助産）救護班は、町災害対策本部の要請により、あらかじめ編成班を定めておく。

(2) 医療（助産）救護班の配備

初動医療体制は、健康管理センター等に設置する応急救護所に医療（助産）救護班を派遣して対処する。

(3) 医薬品等の確保

医療（助産）救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、町が備蓄する医薬品等及び医師会、薬剤師会及び製薬会社等の協力を得て確保する。

2 防疫予防対策

(1) 防疫体制の確立

町は、災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

町は、防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

(3) 伝染病患者隔離体制の確立

町及び県は、災害発生による伝染病患者又は保菌者の発生が予想されることから、県内の伝染病院、隔離病舎等の把握と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図る。

3 広域火葬体制の強化

町は、神奈川県広域火葬計画に基づき災害時における遺体の処理を進めるために、県との連携を図りながら、柩の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行う。

第9節 文教対策

災害が発生した場合又は災害が発生する恐れが著しい場合、学校等においては、園児、児童、生徒の生命、身体の安全確保に万全を期するとともに、次の事項に留意し、退避、誘導対策計画を具体的に定めるものとする。

1 学校等における防災体制の整備

(1) 学校における防災計画の作成

①園児、児童、生徒の生命、身体の安全確保を最優先とする。

②寒川町地域防災計画をふまえ、更に交通機関の運行状況についても十分配慮する。

③地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。

④園児、児童、生徒の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にすること。

- ⑤全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- ⑥緊急連絡等ができない事態を想定して、園児等の引き渡しについては、保護者に十分理解されている対策であること。

- ⑦校外活動中に災害発生等の場合にも対応できるものとする。
- ⑧登下校時、在宅時における災害発生の場合にも対応できるものとする。

(2) 防災訓練、避難訓練の実施

公立学校は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施する。

2 防災教育の充実

町教育委員会は、学校において災害の原因、危険性、安全な行動の仕方を見童、生徒等に理解させるため、防災教育指導資料の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図る。

3 応急教育の実施

町教育委員会は、災害時における学校教育の実施に万全を期すため、教育施設・教員・学用品等の確保に留意し、応急教育の円滑な実施を図る。

4 文化遺産の保護

町及び町教育委員会は、文化遺産を保護するため、防災関係機関等と情報を共有するとともに、具体的な文化遺産保護のための対策を連携して進める。

第10節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

第2編 地震対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第10節 緊急交通路及び緊急時の輸送路等の確保対策、と同じ (31頁を参照)

第11節 ライフラインの応急復旧対策

第2編 地震対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第12節 ライフラインの応急復旧対策と同じ (33頁を参照)

第12節 広域応援体制の拡充

第2編 地震対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第13節 広域応援体制、と同じ (34頁を参照)

第13節 自主防災活動の拡充

第2編 地震対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第14節 自主防災活動組織、と同じ (34頁を参照)

第14節 防災知識の普及

第2編 地震対策、第3章 災害時応急活動事前対策、第15節 防災知識の普及、と同じ (35頁を参照)

第15節 防災訓練の実施

町は、地域防災計画の習熟並びに県、防災関係機関との連携の強化及び住民の防災意識の高揚を図るため、風水害を想定した総合的な防災訓練を実施する。

1 水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、通報伝達、水防工法等の水防訓練を実施する。

2 通信訓練

町及び防災関係機関は、気象予報、警報、台風等の各種災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速にかつ適切に伝えるよう通信訓練を実施する。

3 動員訓練

町及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

4 災害対策本部運営訓練

町及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

5 消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため消火、救出救助、避難誘導等の訓練を実施する。

6 災害警備訓練

警察は、災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施する。

区分	実施主体	実施時期	実施場所	実施方法
水防訓練	町	出水期を迎える前	水害危険地区	図上又は実施訓練必要に応じて県等と共に行う他の訓練との併合も考える
消防訓練	町	適時	火災危険地区	図上又は実施訓練、必要に応じて関係機関と共同で行う他の訓練との併合も考える
災害救助訓練	町	適時	適当な地区	
総合訓練	町	適時	適当な地区	各災害対策機関を一体としてあらかじめの想定災害により総合的に行う

その他の訓練 ・災害通信訓練 ・非常招集訓練 ・避難訓練 ・救出救護訓練	各部及び 各機関	適時	適宜	適宜
--	-------------	----	----	----

第2部 災害時の応急活動計画

大規模な風水害等の災害が発生した場合、建物の倒壊、がけ、道路、橋りょうの損壊、床上、床下浸水、田畑の流出等大きな被害が予想されることから、これら被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策に万全を期すものとする。

第1章 組織計画

この計画は、災害に対処するための町の組織について定める。

第1節 災害発生直前の対策

風水害については、気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害の軽減には、町、関係機関、報道関係を通じての情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。その際、災害時要援護者に配慮するとともに、町民にとってわかりやすい情報伝達に努める。

1 警戒及び注意の喚起

町長は、日ごろから洪水等により浸水が予想される区域、がけ崩れ等予想危険箇所等の関係住民に対して周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるように努める。

また、風水害が発生する恐れがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が予想される区域等の警戒活動を行う。

2 警戒及び注意の喚起

町長は、危険区域等の居住者等に対して、人命の保護その他の災害を防止するため、特に必要と認めるときは、避難のための立ち退きの指示又は勧告を行う。

3 避難所の開設

町長は、災害の発生の恐れがある場合は、必要に応じ避難所を開設し、速やかに地域住民に周知する。

4 災害未然防止活動

災害の未然防止を図るため、随時、区域内河川を巡視し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに河川管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

5 二次災害の防止活動

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第14節 二次災害の防止活動、と同じ (77頁を参照)

6 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動、と同じ (71頁を参照)

7 広域的応援体制

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第12節 広域的応援体制、と同じ (72頁を参照)

第2節 災害対策組織

1 災害対策本部

町は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要に応じ、災害対策本部を設置して事態に対処する。

この設置があった場合は、直ちに関係機関に通知するとともに、町役場入口に災害対策本部の標示を掲出する。

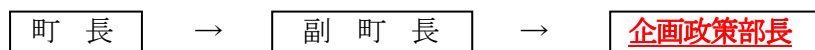
2 設置基準

災害対策本部は、災害対策基本法第23条第1項の規定により、町長が必要と認めたときに設置されるが、その設置基準は、おおむね次のとおりである。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく注意報若しくは警報が発表され、設置の必要があると認められるとき。
- (2) 町の震度計で震度5弱以上を記録したとき又は火災、爆発等の災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。

なお、町長不在又は連絡がとれない場合の意思決定者の順位は、次のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、体制を整え活動を開始する。

町長の不在又は連絡がとれない場合の意思決定者
(上位者不在等の場合の順位)



3 組織

災害対策本部の組織は、「寒川町災害対策本部条例」(昭和39年条例第25号)に定めるところによるが、その概要は、次のとおりである。

本部長	=	町長
副本部長	=	副町長、教育長
本部員	=	部長

4 配備

- (1) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、状況に応じ配備の体制を整える。
(2) 配備の一般的基準は、次のとおりとする。

＝災害対策本部設置前・事前配備＝

<配備体制>情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。

<配備時期>大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生するおそれが予見されるとき。その他状況により必要があるとき。

＝災害対策本部設置後＝

1号配備

<体制>局地的な災害に直ちに対処できる必要な職員を動員する体制とする。

<時期>町内に局地的な災害が発生し又は発生する恐れが高いときで、本部長が必要であると認めるとき発令する。

2号配備

<体制>1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制とする。
1号配備体制で動員された班にあっては、班員の全員を動員する。

<時期>町内の広い地域に災害が拡大し又は大規模な局地的災害の発生が予見され、本部長が必要であると認めるとき発令する。

3号配備

<体制>要員の全員を持ってあたる完全な体制とし、状況により応援班も直ちに活動ができる体制とする。

<時期>町内の全域に災害が発生したとき。
状況により本部長が必要と認めるとき発令する。

- (3) 災害対策本部の実施にあたる本部職員は、本部で定める腕章を着用する。

5 本部の解散

町は、災害発生のおそれが解消したと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、本部を解散するものとする。

本部の解散にあつたては、直ちに関係機関に通知するとともに、町役場入口に掲示した災害対策本部の表示を撤収する。

第3節 動員計画

第2編 地震対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第2節 災害対策組織の拡充、2 動員計画、と同じ(41頁を参照)

第4節 防災関係機関の活動体制

第2編 地震対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第2節 災害対策組織の拡充、3 防災関係機関の活動体制、と同じ(42頁を参照)

第5節 労務供給計画

第2編 地震対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害時応急活動計画、
第2節 災害対策組織の拡充、4 労務供給計画、と同じ(45頁を参照)

第2章 災害の情報収集伝達

第1節 気象情報等の受理伝達

気象庁及び横浜地方気象台が発表する予報・警報の受理伝達は、次のとおり実施する。

1 気象情報等の定義

- (1) 予報
観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- (2) 注意報
災害が起こる恐れがあると予想される場合に、その旨を注意して行う予報をいう。
- (3) 警報
重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報をいう。
- (4) 情報
気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に、次のように分けられる。
 - ㉑ 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。(例) 台風情報(台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼす恐れがあるとき。既に影響を及ぼしている時も含む。)
 - ㉒ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。(例1) 竜巻注意情報(雷注意報の補足) (例2) 土砂災害警戒情報(大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報)
 - ㉓ 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。(例) 記録的短時間大雨情報
 - ㉔ 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起し、解説するためのもの。

2 気象情報等の発表基準

(1) 気象業務法に基づき、横浜地方気象台が発表する警報・注意報の基準は表1のとおりである。

表1 警報・注意報の種類及び発表基準（津波に関するものを除く）

寒川町	府県予報区	神奈川県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	湘南	
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量50mm
		土壌雨量指数基準	146
	洪水	雨量基準	1時間雨量50mm
		流域雨量指数基準	目久尻川流域=12
		複合基準	1時間雨量30mmかつ流域雨量指数 相模川流域=34
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流〔神川橋〕、相模川中流〔上依知・相模大橋〕
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	
高潮	潮位		
注 意 報	大雨	雨量基準	1時間雨量30mm
		土壌雨量指数基準	87
	洪水	雨量基準	1時間雨量30mm
		流域雨量指数基準	目久尻川流域=7
		複合基準	1時間雨量20mmかつ流域雨量指数 相模川流域=34
		指定河川洪水予報による基準	相模川下流〔神川橋〕、相模川中流〔上依知・相模大橋〕
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	24時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	規定	100m
	乾燥	最小湿度35%	実効湿度55%
	なだれ		
	低温	夏期：最低気温16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
霜	最低気温4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

注：神奈川県東部の「記録的短時間大雨情報」は、1時間雨量が90mmを越えた場合に発表する。

※1：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※2：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

(2) 警報・注意報の地域区分

警報・注意報の地域区分は以下の通り（一次細分・二次細分）であり、災害発生の恐れのある地域を限定できる場合には、その地域を限定して警報・注意報を発表する。地域を限定しない場合は県内全域に発表する。なお、天気予報はこれまで通り、東部・西部の2区分で発表する。

【注意報、警報の地域区分】

一次細分区域	二次細分区域	細分区域に含まれる市町村
東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
	湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
	三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
西 部	相模原	相模原市
	県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
	足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

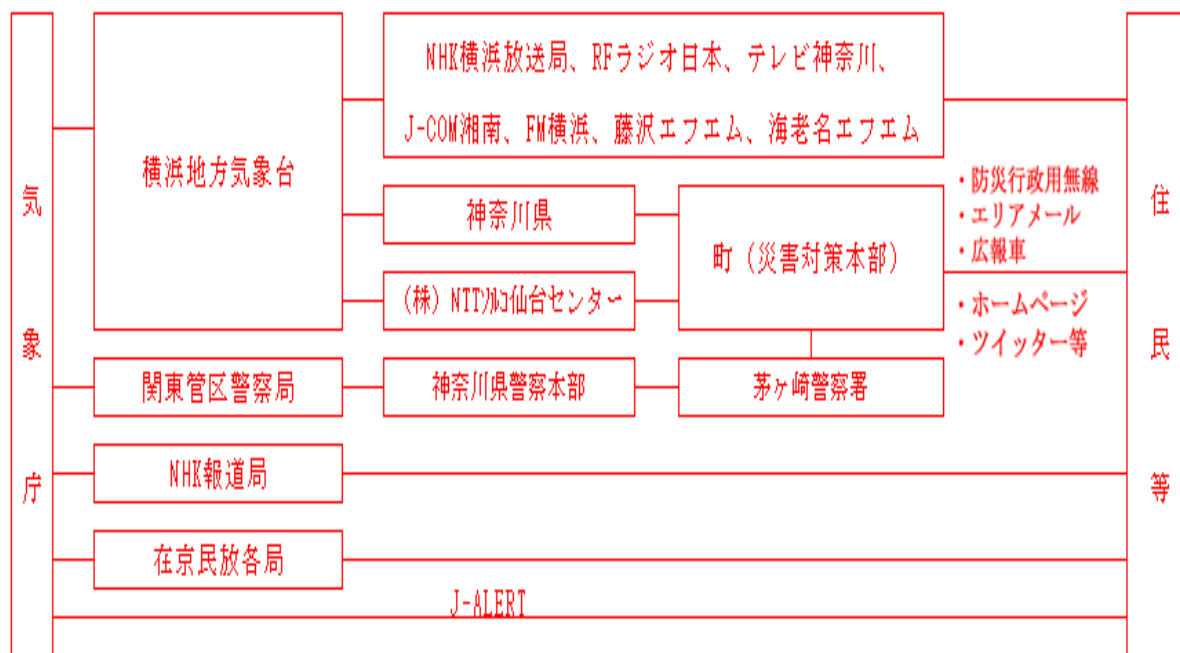
3 相模川中流洪水予報・相模川下流洪水予報

神奈川県（中流）と京浜河川事務所（下流）、横浜地方気象台が共同して、水位が一定以上の基準値を超えると予想される場合に、洪水警報・注意報の発表を行う。

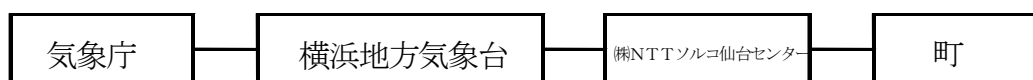
4 気象予報、警報の受理伝達

町は、気象予報、警報を受理した時は直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告、指示等の措置を行う。

気象予報、警報の受理伝達系統図



日本電信電話回線による気象情報（注意報を除く）の受理伝達系統図



第2節 被害情報等の収集・報告

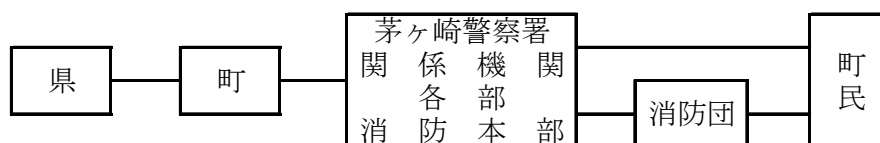
1 被害調査

町及び防災関係機関は、風水害、地震等災害が発生した場合、また、災害が発生し又は発生する恐れがある現象を発見した者等の通報を受けた場合は、直ちに町内の被害状況について調査を行う。

2 被害状況等の報告

- (1) 町本部における被害調査報告は、災害対策本部事務局が本計画に定めるところにより町長に報告する。
- (2) 県災害対策本部への報告は、神奈川県災害情報管理システムにより被害の状況の進展に伴い逐次行う。

なお、避難勧告や救護所を開設した場合は、避難状況、救護所開設状況報告を行う。また、応急対策が完了した場合、速やかに災害確定報告をするものとする。報告先は、県湘南現地対策本部とする。現地対策本部が設置されていない場合は、県災害対策本部へ報告する。



3 被害状況等の報告の方法

県への被害状況等の報告は、神奈川県災害情報管理システムにより報告する。ただし、システムにより報告することが困難な場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し、県湘南現地災害対策本部へ報告する等あらゆる手段をつくす。

第3章 通信の確保

この計画は、災害時において災害に関する情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指示、命令又は報告の伝達等を迅速確実にを行うための通信体制について定める。

第1節 通信手段の確保

1 風水害等の災害時の通信連絡

- (1) 通信衛星による情報通信網の拡充
- (2) 既設防災行政用無線の再整備
- (3) CATV等マルチメディアの活用

- (4) 消防無線等の専用無線通信設備の整備及びアマチュア無線等の活用
- (5) 無線使用困難状況下におけるの伝令派遣による情報伝達手段の確立

2 通信の統制

風水害等の災害発生時は、加入電話及び無線通信とも混乱が予想されるため、通信施設の所有者又は管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

第2節 東日本電信電話（株）の措置

東日本電信電話（株）は、風水害等の災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。

- 1 通信のそ通が著しく困難な場合、重要通信を確保する観点から一般加入電話は通信の利用制限を行う
- 2 防災機関等の災害に関する通信については、非常通話・緊急通話の確保を可能な範囲で他の通信より優先し確保する。
- 3 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、可能な範囲において、移動無線車等無線設備を使用し通信のそ通を確保する。
- 4 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信との連携をとる。
- 5 ふくそう対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始する。
提供条件等は報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて周知する。

第4章 災害時の広報・広聴

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、町及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

第1節 町の広報活動

1 広報事項

町は、防災関係機関と調整を図り、住民に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 風水害、地震等災害の状況に関すること
- (2) 避難に関すること
 - ・ 避難の勧告、誘導に関すること
 - ・ 収容施設に関すること
- (3) 応急対策活動に関すること
 - ・ 救護所の開設に関すること
 - ・ 交通機関、道路の復旧に関すること
 - ・ 電気、水道の復旧に関すること
- (4) 火災に関する広報
 - ・ 火災時における避難誘導等は、消防機関が行う。
 - ・ 強風、異常乾燥等火災発生危険性が高いときは、消防及び町が注意を喚起する広報を行うものとする。
 - ・ 被災者が多数発生する等大規模な火災が発生したときは、おおむね次に掲げる事項について適切な方法により迅速に広報するものとする。
 - ・ 避難場所の周知
 - ・ 救助対策の周知
 - ・ 保健衛生に関する周知
 - ・ その他必要と認められる事項
- (5) その他住民生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）
 - ・ 給水、給食に関すること
 - ・ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
 - ・ 防疫に関すること
 - ・ 臨時災害相談所の開設に関すること
 - ・ その他の情報

2 防災関係機関の広報

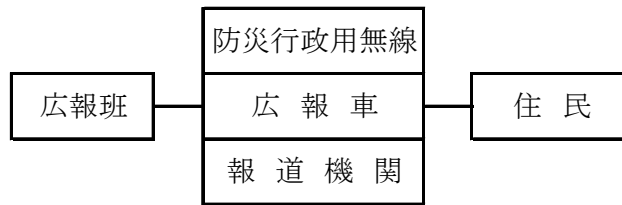
防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、町、県及び報道機関に広報を要請する。

町は、災害に関する各種の情報を定期的に又は必要に応じて、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する情報を発表する。

3 広報活動の方法

- (1) 寒川町防災行政用無線による放送
- (2) 広報車、消防車による放送
- (3) 必要によりビラ、広告等を作成し、現地において配布又は掲示する。
- (4) その他のあらゆる媒体を利用し広報する。

4 広報連絡系統



5 災害記録と資料保存

災害の状況を後世に伝え、将来の防災計画などに役立てるため、町は災害についての記録を残し、これを保存する。

(1) 災害の記録

災害現場や避難所、復興の過程などを写真等で撮影し記録する。(一般町民等の記録も含む)

(2) 資料の収集保存

町は、災害にともなって作成された公文書、写真、その他の記録を収集し保存する。

(一般町民等の記録も含む)

保存された記録は、行政施設の参考、教育、調査研究の資料として活用を図る。

第5章 水防対策

本章では、洪水等による災害を警戒し、これによる被害の軽減を図るための対策措置について定める。

1 水防管理者

水防管理者は、町長とする。

町の水防対策を行う河川は次のとおりである。

- ・相模川
- ・小出川
- ・目久尻川
- ・永池川
- ・駒寄川

2 監視区域及び重要水防区域

(1) 常時監視

水防管理者は、随時、区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、気象の悪化が予想されるときは前項の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じなければならない。

(3) 重要水防区域

町内の河川等で、特に警戒に重要性を有する区域及び箇所をいう。

3 水防警報

(1) 水防警報を行う河川等は、重要水防区域のとおりである。

(2) 水防警報の伝達は、県水防計画に準じ、その伝達系統は、「水防時における通信連絡系統図」のとおりである。

4 通信連絡体制

水防管理団体は、水防時においても情報及び連絡が確実に行われるよう通信施設等の警備強化に努める。

特に、重要水防区域については県藤沢土木事務所水防支部と緊密な連携をとり、その警戒にあたるとともに、堤防その他施設が決壊又はこれに準ずべき状態が発生したときは、直ちに同支部に通報するとともに、氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5 観測体制

水防管理団体は、雨量水位等観測体制の整備に努める。

6 水防資機材の整備

水防管理団体は、水防活動を十分果たせるよう水防用具、資機材の整備を行う。

7 水防状況報告

水防管理団体は、県水防計画に基づき、藤沢土木事務所に報告する。

第6章 災害救助法の適用

第2編 地震災害対策、第4章 災害時応急活動計画、第13節 災害救助法の適用、と同じ
(75頁～77頁を参照)

第7章 緊急輸送対策

第2編 地震災害対策、第4章 災害時応急活動計画、第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動、と同じ (58頁～62頁を参照)

第8章 火災対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、第3節 救助、救急、消火及び医療救護活動、1 救助、救急、消火活動、と同じ (45頁～46頁を参照)

第9章 避難対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、第4節 避難所の設置運営、と同じ (47頁～52頁を参照)

第10章 警備対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、第9節 警備、救助対策、と同じ (62頁～64頁を参照)

第11章 医療救護・防疫対策

第1節 医療救護対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第3節 救助、救急、消火及び医療救護活動、と同じ（45頁～47頁を参照）

第2節 防疫体制

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第5節 保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動、2防疫対策、と同じ（53頁を参照）

第12章 清掃対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第5節 保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動、1保健衛生、と同じ（52頁を参照）

第13章 遺体の埋葬・行方不明者の搜索

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第5節 保健衛生、防疫、遺体処理等に関する活動、3遺体の埋葬、行方不明者の搜索、と同じ（54頁を参照）

第14章 救援対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第6節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達、供給、と同じ（55頁～56頁を参照）

第15章 ライフライン施設の応急対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第10節 ライフラインの応急復旧活動、と同じ（64頁～71頁を参照）

第16章 文教対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第4章 災害応急活動計画、
第7節 文教対策、と同じ（56頁～58頁を参照）

第3部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興に関する事前対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第5章 復旧・復興対策、
第1節 復旧・復興に関する事前対策、と同じ（83頁～85頁）

第2章 復旧・復興対策

第2編 地震災害対策、第1部 地震災害対策の計画、第5章 復旧・復興対策、
第2節 復旧・復興対策、と同じ（86頁～98頁）

第4編 特殊災害対策

第1章 危険物等の災害対策

本章では、危険物等の災害対策について災害予防対策及び災害応急対策について定める。

第1節 危険物・高圧ガス・毒劇物

1 災害予防対策

町及び防災機関は、危険物、高圧ガス、毒劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、次の予防対策を実施する。

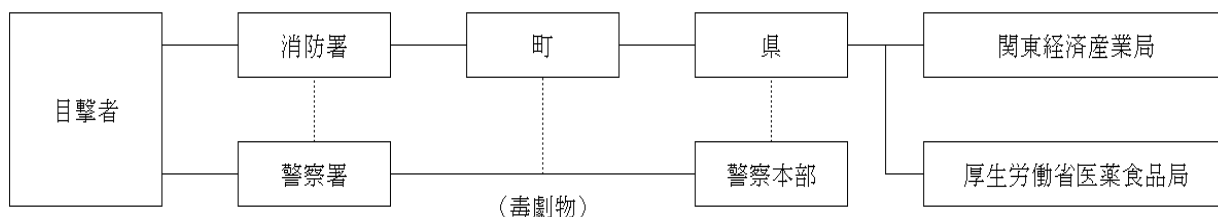
＝取扱、取締りに関する法令＝	
危険物	消防法、危険物に関する法令
高圧ガス	高圧ガス保安法
毒劇物	毒物、劇物取締法

- (1) 保安思想の啓発
 - ・各種の講習会及び研修会の開催
 - ・事業所ごとの災害予防週間等の設定
 - ・防災訓練等の設定
- (2) 規制及び指導の実施
 - ・製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
 - ・関係行政機関との綿密な連携
 - ・各事業所の実態把握と各種保安指導の推進
- (3) 自主保安体制の整備
 - ・防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ・自衛消防組織の強化
 - ・隣接事業所との相互応援に関する協定締結の推進
- (4) 町は、化学消防車の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 災害応急対策

(1) 災害発生時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



(2) 緊急時の措置

町及び警察等は、危険物、高圧ガス、毒劇物による災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を行う。

○町及び消防部の措置

- ・人命の救出
- ・消火、応急活動の実施
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民に対する災害広報の実施
- ・周辺住民に対する避難の指示、勧告

○警察の措置

- ・負傷者の救出、救護
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民の避難誘導
- ・周辺道路の交通規制
- ・死体の検分
- ・その他必要な措置

第2節 放射性物質災害対策計画

1 災害予防対策

放射性物質の取扱事業所等に対する指導、監督は、防災対策を含めて文部科学省の所管となっているが、ここでは主に町が放射性物質の漏洩等による災害の発生を未然に防止するための予防措置について、基本的事項を定める。

＝取扱、取締りに関する法令＝

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(1) 取扱事業所等の把握

町は、放射性同位元素使用事業所の把握に努める。

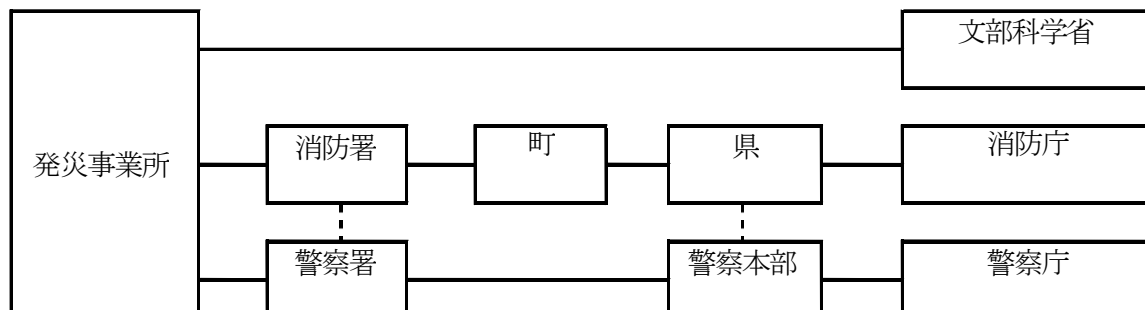
(2) 取扱事業所に対する指導

- ・保安規程の整備
- ・従業員に対する防災教育、操作員の教育訓練の実施
- ・自主防災組織の編成
- ・消防計画の作成及び計画に基づく訓練の実施

2 災害応急対策

(1) 災害発生時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



(2) 町及び警察の措置

町及び警察の措置は、放射性物質による災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県及び文部科学省とも十分連携し応急対策を行う。

○町及び消防部の措置

- ・人命の救出
- ・消火、応急活動の実施
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民に対する災害広報の実施
- ・周辺住民に対する避難の指示、勧告

○警察の措置

- ・負傷者の救出、救護
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民の避難誘導
- ・周辺道路の交通規制
- ・死体の検分
- ・その他必要な措置

第2章 大規模事故対策

本章では、大量輸送機関である鉄道、航空機の大規模事故対策について災害予防対策及び災害応急対策について定める。

第1節 鉄 道

1 災害予防対策

(1) 保安対策

鉄道施設管理者等は、橋りょう、高架橋等、建造物の点検補修を実施するほか、自動列車停止装置（ATC）、自動列車制御装置（ATS）、列車無線装置等の保安装置の装備を図ることによって事故の未然防止に努める。

(2) 事故対策訓練等の実施

定期的に事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動期間中、各職場で防災対策に必要な訓練を実施する。

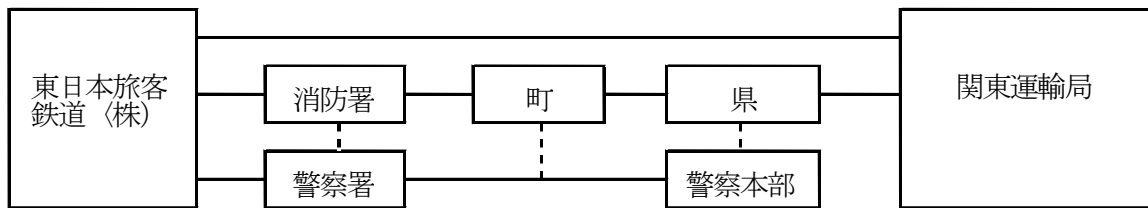
(3) 防火広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、日ごろから駅及び車内放送設備並びに掲示機器類により随時広報に努める。

2 災害時応急対策

(1) 災害時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。



(2) 災害時における町の措置

町は、火災、衝突、脱線等の鉄道事故による災害が発生したとき、又は災害が発生する恐れがあるときは、速やかに県に連絡し、鉄道機関と密接な連絡を取りながら、県及び関東運輸局とも十分連携し、次の応急対策を実施する。

- ・人命の救出
- ・消火、応急活動の実施
- ・警戒区域の設定
- ・周辺住民に対する災害広報の実施
- ・周辺住民に対する避難の指示、勧告
- ・その他必要な措置

(3) 東日本旅客鉄道（株）の措置

・事故が発生した場合は、負傷者の救護を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、その応急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により迅速かつ的確にこれを実施する。また、状況に応じて事故対策本部及び現地対策本部をおき、非常措置又は応急復旧措置を講じ被害を最小限に防止する。

・利用者に対し、事故の状況、列車の運行状況を知らせるとともに、誘導案内の徹底を図り秩序の維持に努める。

・東日本旅客鉄道（株）は、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備するよう計画を策定する。

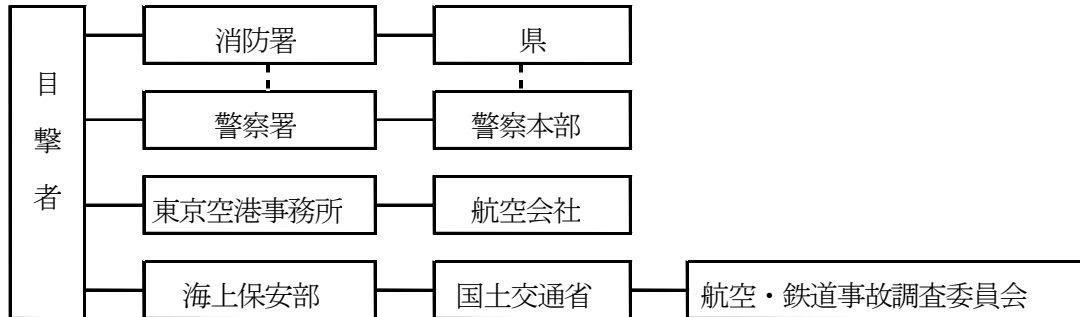
第2節 航空機

1 災害応急対策

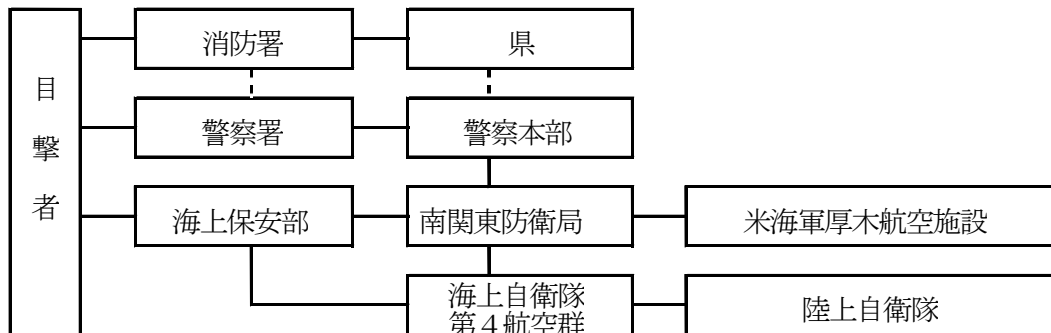
(1) 災害発生時の連絡体制

災害発生時の連絡系統図は、おおむね次のとおりとする。

A 民間航空機



B 米軍機又は自衛隊機



(2) 東京航空事務所の措置

航空保安業務処理規程及び東京航空業務処理規程により捜索救難措置を行う。

(3) 町の措置

救助、救急活動、消火活動及び医療機関への搬送を実施する。

(4) 警察の措置

現場周辺の交通整理、立入制限、現場保存及び財産保護、警備を実施する。

(5) 海上自衛隊第4航空群

連絡所設置、通信、輸送対策等を実施する。

(6) 南関東防衛局の措置（米軍機）

連絡所設置、通信、輸送対策等を実施する。